

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-2062
FAX 044-200-3748

規則

- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規則
(第39号) 2832
- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第40号) 2832
- ◇川崎市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則(第41号) 2833

告示

- ◇自転車等の撤去と保管(第231号) 2834
- ◇学校施設開放使用料の収納事務の委託
(第232号) 2834
- ◇道路区域の変更(第233号) 2835
- ◇道路の供用開始(第234号) 2835
- ◇国民健康保険料の収納事務の委託(第235号) 2835
- ◇道路区域の変更(第236号) 2835
- ◇東扇島東公園使用料の収納事務の委託
(第237号) 2836
- ◇入港料の徴収事務の委託(第238号) 2836
- ◇道路の供用開始(第239号) 2836
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第240号) 2836
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定
(第241号) 2837
- ◇指定一般相談支援事業者の指定(第242号) 2837
- ◇指定納付受託者の指定(第243号) 2837
- ◇特定非営利活動法人の認定(第244号) 2838
- ◇川崎市営霊園の手数料の収納事務の委託(第245号) 2838
- ◇自転車等の撤去と保管(第246号) 2838
- ◇宮前市民館の使用料の収納事務の委託
(第247号) 2838
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第248号) 2839
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第249号) 2839
- ◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止(第250号) 2839

◇生活保護法等による指定医療機関の変更

- 更(第251号) 2839

◇生活保護法等による指定施術機関の変更

- 更(第252号) 2839

◇生活保護法等による指定医療機関の指定

- 定(第253号) 2839

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止

- 止(第254号) 2839

◇救助の程度、方法及び期間、実費弁償

- の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用の一部改正(第255号) 2839

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第256号)

- 2840

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第257号)

- 2840

◇道路区域の変更(第258号)

- 2840

◇道路の供用開始(第259号)

- 2840

◇東扇島東公園及び西公園駐車場使用料の収納事務の委託(第260号)

- 2841

◇川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料等の収納事務の委託(第261号)

- 2841

◇港湾環境整備施設における有料の駐車場の一部改正(第262号)

- 2841

◇港湾環境整備施設における有料の駐車場の一部改正(第263号)

- 2841

公 告

◇一般競争入札の執行(第677号)

- 2841

◇公募型プロポーザルの実施(第678号)

- 2843

◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧(第679号)

- 2846

◇開発行為に関する工事の完了(第680号)

- 2846

◇川崎都市計画緑地事業の変更認可に伴う図書の写しの縦覧(第681号)

- 2846

◇川崎都市計画緑地事業の変更認可に伴う図書の写しの縦覧(第682号)

- 2847

◇環境配慮計画書の公告(第683号)

- 2847

◇一般競争入札の執行(第684号)

- 2847

◇一般競争入札の執行(第685号)

- 2849

| | | | |
|--|------|--|------|
| ◇一般競争入札の執行（第686号）…………… | 2849 | ◇落札者等の公示（第184号）…………… | 2905 |
| ◇マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事業計画の縦覧（第687号）…………… | 2851 | ◇落札者等の公示（第185号）…………… | 2905 |
| ◇一般競争入札の執行（第688号）…………… | 2851 | ◇一般競争入札の執行（第186号）…………… | 2905 |
| ◇一般競争入札の執行（第689号）…………… | 2853 | ◇一般競争入札の公告（第187号）…………… | 2907 |
| ◇一般競争入札の執行（第690号）…………… | 2855 | ◇落札者等の公示（第188号）…………… | 2909 |
| ◇一般競争入札の執行（第691号）…………… | 2856 | ◇一般競争入札の執行（第189号）…………… | 2909 |
| ◇一般競争入札の執行（第692号）…………… | 2858 | ◇落札者等の公示（第190号）…………… | 2911 |
| ◇一般競争入札の執行（第693号）…………… | 2859 | ◇落札者等の公示（第191号）…………… | 2911 |
| ◇一般競争入札の執行（第694号）…………… | 2861 | ◇一般競争入札の公告（第192号）…………… | 2911 |
| ◇一般競争入札の執行（第695号）…………… | 2862 | 税公告 | |
| ◇一般競争入札の執行（第696号）…………… | 2864 | ◇差押通知書（謄本）の公示送達（第41号）…………… | 2918 |
| ◇一般競争入札の執行（第697号）…………… | 2866 | ◇差押解除通知書の公示送達（第42号）…………… | 2918 |
| ◇一般競争入札の執行（第698号）…………… | 2868 | ◇差押調書（謄本）の公示送達（第43号）…………… | 2918 |
| ◇一般競争入札の執行（第699号）…………… | 2869 | ◇交付要求通知書の公示送達（第44号）…………… | 2919 |
| ◇一般競争入札の執行（第700号）…………… | 2871 | ◇差押調書（謄本）の公示送達（第45号）…………… | 2919 |
| ◇一般競争入札の執行（第701号）…………… | 2872 | 上下水道局告示 | |
| ◇一般競争入札の執行（第702号）…………… | 2874 | ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定（第22号）…………… | 2919 |
| ◇一般競争入札の執行（第703号）…………… | 2875 | ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止（第23号）…………… | 2919 |
| ◇一般競争入札の執行（第704号）…………… | 2876 | ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更（第24号）…………… | 2919 |
| ◇川崎都市計画墓園事業の変更認可に伴う図書の写しの縦覧（第705号）…………… | 2886 | ◇川崎市排水設備指定工事店の指定（第25号）…………… | 2920 |
| ◇公募型プロポーザルの実施（第706号）…………… | 2887 | ◇川崎市排水設備指定工事店の更新（第26号）…………… | 2920 |
| ◇開発行為に関する工事の完了（第707号）…………… | 2889 | 上下水道局公告 | |
| ◇一般競争入札の執行（第708号）…………… | 2890 | ◇一般競争入札の執行（第24号）…………… | 2921 |
| ◇農用地利用集積計画の制定（第709号）…………… | 2891 | ◇一般競争入札の執行（第25号）…………… | 2924 |
| 公告（調達） | | ◇一般競争入札の執行（第26号）…………… | 2926 |
| ◇一般競争入札の公告（第165号）…………… | 2893 | ◇一般競争入札の執行（第27号）…………… | 2929 |
| ◇落札者等の公示（第166号）…………… | 2895 | 上下水道局公告（調達） | |
| ◇落札者等の公示（第167号）…………… | 2895 | ◇一般競争入札の公告（第16号）…………… | 2938 |
| ◇一般競争入札の執行（第168号）…………… | 2895 | ◇一般競争入札の公告（第17号）…………… | 2941 |
| ◇落札者等の公示（第169号）…………… | 2897 | ◇一般競争入札の公告（第18号）…………… | 2943 |
| ◇落札者等の公示（第170号）…………… | 2897 | 交通局公告 | |
| ◇一般競争入札の執行（第171号）…………… | 2897 | ◇一般競争入札の執行（第38号）…………… | 2947 |
| ◇一般競争入札の執行（第172号）…………… | 2899 | ◇一般競争入札の執行（第39号）…………… | 2948 |
| ◇落札者等の公示（第173号）…………… | 2900 | 病院局告示 | |
| ◇落札者等の公示（第174号）…………… | 2901 | ◇川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の診療費等収納事務の委託（第3号）…………… | 2950 |
| ◇落札者等の公示（第175号）…………… | 2901 | ◇川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の徴収・収納業務 | |
| ◇落札者等の公示（第176号）…………… | 2901 | | |
| ◇落札者等の公示（第177号）…………… | 2901 | | |
| ◇一般競争入札の執行（第178号）…………… | 2902 | | |
| ◇落札者等の公示（第179号）…………… | 2903 | | |
| ◇落札者等の公示（第180号）…………… | 2903 | | |
| ◇落札者等の公示（第181号）…………… | 2904 | | |
| ◇落札者等の公示（第182号）…………… | 2904 | | |
| ◇落札者等の公示（第183号）…………… | 2904 | | |

| | | | |
|----------------------|------|---------------------|------|
| の委託（第4号） | 2950 | ◇印鑑登録の抹消（幸区第29号） | 2984 |
| ◇川崎市立川崎病院の使用料等収納事務 | | ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の | |
| の委託（第5号） | 2950 | 公示送達（幸区第30号） | 2985 |
| ◇川崎市立井田病院の使用料等収納事務 | | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 | |
| の委託（第6号） | 2951 | (幸区第31号) | 2985 |
| 病院局公告 | | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | |
| ◇一般競争入札の執行（第19号） | 2951 | 達（幸区第32号） | 2985 |
| ◇一般競争入札の執行（第20号） | 2952 | ◇国民健康保険給付費返還金に係る督促 | |
| 病院局公告（調達） | | 状の公示送達（中原区第24号） | 2985 |
| ◇一般競争入札の公告（第13号） | 2954 | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | |
| ◇落札者等の公示（第14号） | 2955 | 達（中原区第25号） | 2985 |
| ◇落札者等の公示（第15号） | 2955 | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 | |
| 教育委員会告示 | | (中原区第26号) | 2985 |
| ◇教育委員会臨時会の招集（第9号） | 2956 | ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の | |
| ◇公印の改刻（第10号） | 2956 | 公示送達（中原区第27号） | 2985 |
| ◇公印の改刻（第11号） | 2956 | ◇国民健康保険料に係る差押調書の公示 | |
| 教育委員会公告 | | 送達（中原区第28号） | 2986 |
| ◇川崎市立高等学校の入学者の募集及び | | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | |
| 選抜要綱の制定（第1号） | 2956 | 達（高津区第24号） | 2986 |
| 選挙管理委員会告示 | | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 | |
| ◇川崎市個人情報の保護に関する法律施 | | (高津区第25号) | 2986 |
| 行規程（第17号） | 2959 | ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の | |
| ◇川崎市情報公開条例施行規程の一部を | | 公示送達（高津区第26号） | 2986 |
| 改正する規程（第18号） | 2976 | ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の | |
| 固定資産評価審査委員会告示 | | 公示送達（宮前区第19号） | 2986 |
| ◇川崎市固定資産評価審査委員会規程の | | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 | |
| 一部を改正する規程（第1号） | 2977 | (宮前区第20号) | 2986 |
| ◇川崎市情報公開条例施行規程の一部を | | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | |
| 改正する規程（第2号） | 2977 | 達（宮前区第21号） | 2986 |
| ◇川崎市個人情報の保護に関する法律施 | | ◇国民健康保険料に係る差押調書（謄本） | |
| 行細則（第3号） | 2979 | の公示送達（多摩区第19号） | 2987 |
| 区公告 | | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | |
| ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の | | 達（多摩区第20号） | 2987 |
| 公示送達（川崎区第66号） | 2983 | ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 | |
| ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | | (多摩区第21号) | 2987 |
| 達（川崎区第67号） | 2983 | ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の | |
| ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の | | 公示送達（多摩区第22号） | 2987 |
| 公示送達（川崎区第68号） | 2983 | ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | |
| ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | | 達（麻生区第20号） | 2987 |
| 達（川崎区第69号） | 2983 | ◇保険料に係る差押調書（謄本）の公示 | |
| ◇督促状の公示送達（川崎区第70号） | 2984 | 送達（麻生区第21号） | 2987 |
| ◇介護保険料に係る督促状の公示送達 | | ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の | |
| (川崎区第71号) | 2984 | 公示送達（麻生区第22号） | 2988 |
| ◇国民健康保険料に係る差押調書（謄本） | | 区選挙管理委員会告示 | |
| の公示送達（川崎区第72号） | 2984 | ◇川崎市個人情報の保護に関する法律施 | |
| ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送 | | 行規程（幸区第18号） | 2988 |
| 達（川崎区第73号） | 2984 | ◇川崎市情報公開条例施行規程の一部を | |
| ◇住民票の職権消除（幸区第28号） | 2984 | 改正する規程（幸区第19号） | 3004 |

- ◇川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更（高津区第19号） 3005
- ◇川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変更（高津区第20号） 3005
- ◇川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変更（高津区第21号） 3006
- ◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（高津区第22号） 3006
- ◇川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程（高津区第23号） 3022
- ◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（宮前区第22号） 3023
- ◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（多摩区第18号） 3040
- ◇川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程（多摩区第19号） 3056
- ◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（麻生区第18号） 3057
- ◇川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程（麻生区第19号） 3074
- 辞 令**
- ◇4月1日付け 3075
- ◇4月24日付け 3078
- 正 誤**
- ◇第1865号 3078

規 則

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第39号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表中

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|-----|--|---------------------------------------|
| 「 | | | | | | | |
| | | | | 戸籍、住民登録、印鑑、臨時運行許可、就学及び区画整理に関する事務並びに埋火葬許可証及び改葬許可証専用 | 方21 | 戸籍、住民登録、印鑑、臨時運行許可、就学及び区画整理に関する事務並びに埋火葬許可証及び改葬許可証専用 | 区役所区民サービス部区民課長、区役所支所区民センター室長及び区役所出張所長 |

」

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|-----|--|--|
| 「 | | | | | | | |
| | | | | 戸籍、住民登録、印鑑、臨時運行許可、就学及び区画整理に関する事務並びに埋火葬許可証及び改葬許可証専用 | 方21 | 戸籍、住民登録、印鑑、臨時運行許可、就学及び区画整理に関する事務並びに埋火葬許可証及び改葬許可証専用 | 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課長、区役所区民サービス部区民課長、区役所支所区民センター室長及び区役所出張所長 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第40号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年川崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年金補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|------------|--------|---------|
| 20歳未満 | 5,166円 | 13,207円 |
| 20歳以上25歳未満 | 5,691円 | 13,207円 |
| 25歳以上30歳未満 | 6,194円 | 14,410円 |
| 30歳以上35歳未満 | 6,574円 | 17,067円 |
| 35歳以上40歳未満 | 6,782円 | 19,457円 |
| 40歳以上45歳未満 | 7,139円 | 21,258円 |
| 45歳以上50歳未満 | 7,212円 | 22,444円 |
| 50歳以上55歳未満 | 7,109円 | 24,625円 |
| 55歳以上60歳未満 | 6,698円 | 24,863円 |
| 60歳以上65歳未満 | 5,651円 | 21,245円 |
| 65歳以上70歳未満 | 3,980円 | 15,827円 |
| 70歳以上 | 3,980円 | 13,207円 |

別表第3中「171,650円」を「172,550円」に、「75,290円」を「77,890円」に、「85,780円」を「86,280円」に、「37,600円」を「38,900円」に改める。

第11号様式の2注意事項第4項第2号中「75,290円」を「77,890円」に、「37,600円」を「38,900円」に改め、同項第3号中「75,290円」を「77,890円」に、「37,600円」を「38,900円」に改める。

附 則**(施行期日)**

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項並びに35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項（最低限度額に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日（以下この項及び附則第4項において「適用日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

3 新規則別表第1の規定（35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項（最高限度額に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）は、令和5年5月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

4 新規則別表第3の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

5 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第41号**川崎市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則**

川崎市住民投票条例施行規則（平成21年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4号様式(1)を次のように改める。

(表紙)

| |
|--|
| 年　月　日 |
| 住民投票実施請求者署名簿 |
| _____について賛成又は反対を問う住民投票 |
| (　　区　) 第　　号 |
| 署名収集者（住民投票実施請求代表者又はその委任を受けた者） |
| 氏　　名 |
| _____ |
| この署名簿は、当該区以外で使うことはできません。 この署名簿は、署名収集者ごとに作成してください。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**川崎市告示第231号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第232号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）第10条第1項に規定する学校施設開放使用料に係る収納の事務

を次のとおり委託しましたので、同令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年4月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地等

| 所在地 | 名称 | 代表者名 |
|---------------------|---------------------------|----------------|
| 東京都千代田区 二番町8番地8 | 株式会社 セブン-イレブン・ ジャパン | 代表取締役 永松 文彦 |
| 東京都港区 芝浦三丁目1番21号 | 株式会社 ファミリーマート | 代表取締役 細見 研介 |

2 委託する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市告示第233号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年4月19日から令和5年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和5年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区間 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | 備考 |
|------|--------------|----------------------|----------|-------|----|
| 旧 | 野川 第194号線 | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番39先 | 3.36 | 4.16 | |
| | | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番39先 | | | |
| 新 | 野川 第194号線 | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番50先 | 4.00 | 4.16 | |
| | | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番50先 | | | |
| 旧 | 野川 第195号線 | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番39先 | 2.73 | 8.20 | |
| | | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番39先 | | | |
| 新 | 野川 第195号線 | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番50先 | 3.36 | 8.20 | |
| | | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番50先 | | | |

川崎市告示第234号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年4月19日から令和5年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和5年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|--------------|----------------------|----|
| 野川 第194号線 | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番50先 | |
| | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番50先 | |
| 野川 第195号線 | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番50先 | |
| | 川崎市宮前区西野川1丁目3168番50先 | |

川崎市告示第235号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、川崎市国民健康保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項の規定により告示します。

令和5年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市告示第236号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年4月19日から令和5年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和5年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区間 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | 備考 |
|------|-----|----|----------|-------|----|
|------|-----|----|----------|-------|----|

| | | | | | |
|---|--------------|-----------------------------|---------------------|-------|--|
| 旧 | 宿河原 第92号線 | 川崎市多摩区宿 河原6丁目2059 番1先 | 14.00 ↓ 15.00 | 39.33 | |
| | | 川崎市多摩区宿 河原6丁目2059 番1先 | | | |
| 新 | 宿河原 第92号線 | 川崎市多摩区宿 河原6丁目2059 番3先 | 9.01 ↓ 14.12 | 39.33 | |
| | | 川崎市多摩区宿 河原6丁目2059 番3先 | | | |

川崎市告示第237号

東扇島東公園使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

令和5年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区南町20番地3

秋山商事 株式会社

代表取締役 秋山 博

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市告示第238号

令和5年度入港料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市入港料条例（昭和51年川崎市条例第54号）第3条第1項に規定する入港料の徴収事務を次のとおり委託したので告示します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

横浜市中区山下町2番地
産業貿易センタービル4階
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊東 慎介

2 委託事務

令和5年4月1日から令和6年3月31までの間に川崎港に入港した船舶であって、次に掲げる者から川崎市入港料条例第4条に規定する入港の届出のあった船舶に係る入港料の徴収事務

東海運株式会社埠頭部川崎船舶営業所

東洋埠頭株式会社東扇島支店コンテナターミナル営業所

三菱倉庫株式会社横浜支店港運事業課

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市告示第239号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年4月21日から令和5年5月10日まで一般の縦覧に供します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|------|---------------------|----|
| 長沢 | 川崎市多摩区長沢1丁目8605番12先 | |
| 第1号線 | 川崎市多摩区長沢1丁目8605番4先 | |

川崎市告示第240号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業の種類 | 指定の年月日 | 事業所番号 |
|------------|------------|----------------------------|----------------|----------|------------|
| 株式会社リンクエイジ | りんく 第2教室 | 川崎市多摩区西生田3丁目13-5 -1F | 児童発達支援 | 令和5年4月1日 | 1455400604 |
| 株式会社リンクエイジ | りんく 第2教室 | 川崎市多摩区西生田3丁目13-5 -1F | 放課後等 デイサービス | 令和5年4月1日 | 1455400604 |
| 株式会社クレシタ | 児童発達支援クレシタ | 川崎市幸区下平間131番地 洋光ビル301号室 | 児童発達支援 | 令和5年4月1日 | 1455100493 |
| 株式会社コルテ | アトリエあさおっこ | 川崎市麻生区王禅寺東6-7-36 | 児童発達支援 | 令和5年4月1日 | 1455600450 |

| | | | | | |
|-----------------|------------------|--------------------------------|----------------|--------------|------------|
| 株式会社コベル | コベルプラス 武蔵新城教室 | 川崎市高津区新作4丁目12-6 FMビル3階301号室 | 児童発達支援 | 令和5年 4月1日 | 1455300606 |
| 株式会社ひだまり | ひなたぼっこ おだの家 | 川崎市川崎区小田四丁目35-11 | 放課後等 デイサービス | 令和5年 4月1日 | 1455000750 |
| 社会福祉法人 どろんこ会 | 発達支援つむぎ 生田ルーム | 川崎市多摩区生田七丁目15番7号 | 保育所等 訪問支援 | 令和5年 4月1日 | 1455400521 |

川崎市告示第241号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定

により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業の種類 | 指定の年月日 | 事業所番号 |
|-------------------------------|---------------------|---|--------------|--------------|------------|
| 株式会社 ケアリツツ・アンド・ パートナーズ | ケアリツツ宮前平 | 川崎市宮前区馬絹2-8-30 プリティしゃが105 | 居宅介護 | 令和5年 4月1日 | 1415501137 |
| 合同会社成活 | ケアサポート成活 | 川崎市高津区久末84番地10 | 居宅介護 | 令和5年 4月1日 | 1415301330 |
| L e A D I N G H e R O 合同会社 | ケアステーション M a r e | 川崎市幸区中幸町3丁目31番2号 DAIKYO KENKI KA WASAKI BLDG 8-22 | 居宅介護 | 令和5年 4月1日 | 1415100849 |
| L e A D I N G H e R O 合同会社 | ケアステーション M a r e | 川崎市幸区中幸町3丁目31番2号 DAIKYO KENKI KA WASAKI BLDG 8-22 | 重度訪問介護 | 令和5年 4月1日 | 1415100849 |
| 一般社団法人 カームガーデン | カームガーデン | 川崎市宮前区西野川二丁目16番50号 | 共同生活援助 | 令和5年 4月1日 | 1425501119 |
| 株式会社 サードステージ | ともがき川崎 | 川崎市麻生区高石3-33-16 | 共同生活援助 | 令和5年 4月1日 | 1425600994 |
| ウェルビー株式会社 | ウェルビー川崎センター | 川崎市川崎区南町16-1 朝日生命川崎ビル2階 | 就労移行支援 | 令和5年 4月1日 | 1415001088 |
| 一般社団法人 ルミノーグ | ルミノーグ川崎宮前平 | 川崎市宮前区宮前平1丁目10-6 エコービル2階202号室 | 就労移行支援 | 令和5年 4月1日 | 1415501129 |
| 特定非営利活動法人 ぐらすかわさき | メサ・グランデ | 川崎市中原区新城五丁目2番13号 | 就労継続支援 B型 | 令和5年 4月1日 | 1415201332 |
| アルディート合同会社 | リハスワーク川崎 | 川崎市川崎区小田一丁目1-2 ソルスティス京町4F | 就労継続支援 B型 | 令和5年 4月1日 | 1415001070 |

川崎市告示第242号

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業の種類 | 指定の年月日 | 事業所番号 |
|-------------------|--------------------|-------------------------|--------|--------------|------------|
| 特定非営利活動法人 レジスト | 地域相談支援センター つかごし | 川崎市幸区塚越3-427 塚越ハイツ1階 | 地域移行支援 | 令和5年 4月1日 | 1435201205 |

川崎市告示第243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3

第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定納付受託者の住所及び名称

住 所：東京都品川区西五反田7-7-7

S Gスクエア7階

名 称：ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

代表者：代表取締役 島本 茂弘

2 取り扱う歳入等の種類

川崎市岡本太郎美術館観覧料

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

川崎市告示第244号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定によるNPO法人キッズアートプロジェクトの認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 名称

NPO法人 キッズアートプロジェクト

2 代表者の氏名

渡邊 嘉行

3 主たる事務所の所在地

川崎市川崎区中島三丁目13番4号

4 当該認定の有効期間

令和5年4月24日～令和10年4月23日

川崎市告示第245号

川崎市営霊園の手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市営霊園の手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市告示第246号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条

第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第247号

令和5年度宮前市民館における使用料に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮前市民館における使用料に係る収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地：川崎市川崎区川中島1丁目22番11号

名 称：株式会社 サイオー 川崎営業所

2 委託内容

市民館使用料の収納に関する事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第255号

救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用（令和元年川崎市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

1の(1)のアの(ワ)中「330円」を「340円」に改める。

1の(1)のイの(ア)のb中「628万5,000円」を「677万5,000

円」に改める。

1の(2)のアの(ウ)中「1,180円」を「1,230円」に改める。

1の(3)のウの(ア)の表中「18,700円」を「19,200円」に、「24,000円」を「24,600円」に、「35,600円」を「36,500円」に、「42,500円」を「43,600円」に、「53,900円」を「55,200円」に、「7,800円」を「8,000円」に、「31,000円」を「31,800円」に、「40,100円」を「41,100円」に、「55,800円」を「57,200円」に、「65,300円」を「66,900円」に、「82,200円」を「84,300円」に、「11,300円」を「11,600円」に改める。

1の(3)のウの(イ)の表中「6,100円」を「6,300円」に、「8,200円」を「8,400円」に、「12,300円」を「12,600円」に、「15,000円」を「15,400円」に、「18,900円」を「19,400円」に、「2,600円」を「2,700円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「12,900円」を「13,200円」に、「18,300円」を「18,800円」に、「21,800円」を「22,300円」に、「27,400円」を「28,100円」に、「3,600円」を「3,700円」に改める。

1の(6)のイの(ア)中「65万5,000円」を「70万6,000円」に改める。

1の(6)のイの(イ)中「31万8,000円」を「34万3,000円」に改める。

1の(7)のウの(イ)中「4,700円」を「4,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「5,500円」を「5,600円」に改める。

1の(8)のウ中「21万3,800円」を「21万9,100円」に、「17万900円」を「17万5,200円」に改める。

1の(10)のエの(イ)中「5,400円」を「5,500円」に改める。

1の(11)のイ中「13万8,300円」を「13万8,700円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第256号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第2項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル(廃止)

ア 市 長

1 件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第257号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 消防長

1 件

(2) 外部提供

ア 市 長

8 件

イ 消防長

2 件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第258号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年4月27日から令和5年5月16日まで一般の縦覧に供します。

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区間 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | 備考 |
|------|---------|----------------|----------|-------|----------|
| 旧 | 岡上第44号線 | 川崎市麻生区岡上682番4先 | 4.00 | 39.65 | |
| | | 川崎市麻生区岡上681番1先 | 4.50 | | |
| 新 | 岡上第44号線 | 川崎市麻生区岡上682番4先 | 7.98 | 39.65 | 関係図面のとおり |
| | | 川崎市麻生区岡上681番1先 | 8.23 | | |
| 旧 | 岡上第45号線 | 川崎市麻生区岡上681番1先 | 4.50 | 4.06 | |
| | | 川崎市麻生区岡上681番1先 | | | |
| 新 | 岡上第45号線 | 川崎市麻生区岡上681番1先 | 4.50 | 4.06 | 隅切り部 |
| | | 川崎市麻生区岡上681番1先 | | | |

川崎市告示第259号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年4月27日から令和5年5月16日まで一般の縦覧に供します。

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|-----|---------|----|
|-----|---------|----|

| | | |
|-------------|----------------------------------|------------------|
| 岡上 第44号線 | 川崎市麻生区岡上682番4先 川崎市麻生区岡上681番1先 | 関係図 面のと おり |
| 岡上 第45号線 | 川崎市麻生区岡上681番1先 川崎市麻生区岡上681番1先 | 隅切 り部 |

川崎市告示第260号

東扇島東公園及び西公園駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の住所及び名称

横浜市港北区菊名七丁目3番22号

アマノマネジメントサービス 株式会社

代表取締役 前川 龍男

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

川崎市告示第261号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料等の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区砂子1丁目2番地4

川崎市住宅供給公社 理事長 小林 哲喜

2 委託する事務の種類

川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料等の収納事務

3 委託する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(案件1)

| | | |
|------------|--|-----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 都市計画道路柿生町田線道路築造（擁壁）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区上麻生5丁目37番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和5年12月28日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 | |

川崎市告示第262号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第3条第3項第1号に規定する港湾環境整備施設における有料の駐車場（平成20年川崎市告示第243号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和5年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

「

| | |
|-----------|-------|
| 東扇島東公園駐車場 | 7,035 |
|-----------|-------|

」

を

| | |
|-----------|--------|
| 東扇島東公園駐車場 | 25,471 |
|-----------|--------|

」

に改める。

川崎市告示第263号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第3条第3項第1号に規定する港湾環境整備施設における有料の駐車場（平成20年川崎市告示第243号）の一部を次のように改正し、令和5年5月8日から適用する。

令和5年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

「

| | |
|-----------|--------|
| 東扇島東公園駐車場 | 25,471 |
|-----------|--------|

」

を

| | |
|-----------|-------|
| 東扇島東公園駐車場 | 7,035 |
|-----------|-------|

」

に改める。

公 告**川崎市公告第677号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

参加資格

- (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
- ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
- イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
- ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
- ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
- (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) とび・土工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
- (9) 監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
- ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。
- ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
- 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
- なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

| | |
|------------|--|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和5年5月18日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件2)

| | | |
|------------|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（水路撤去等）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区片平2丁目6番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から266日間 |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 | ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 |

| | |
|------|---|
| 参加資格 | <p>よる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> |
| | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） |
| | 電話番号 044-200-2099 |
| | 令和5年5月18日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| | 免 |
| | 要 |
| | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

川崎市公告第678号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和5年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

生田緑地東地区ほか整備・管理運営方針策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3 履行場所

川崎市多摩区長尾2丁目地内ほか

4 業務概要**(1) 業務目的**

生田緑地東地区は、向ヶ丘遊園跡地を含む区域で、同遊園地の閉園の際に市民の声に応える形で遊園跡

地（ばら苑及び周辺区域）の一部を市が取得した。また、向ヶ丘遊園跡地については、市と小田急電鉄株式会社が跡地に利用について合意書を結んでおり、一定のルールの中で同地区の魅力を高める取組を進める必要がある。

ばら苑については、開設から60年以上経過し、施設の老朽化やばらのがん種病の蔓延などが課題となっており、再整備が必要になっていることに加え、令和4年4月に同地区的都市計画緑地の区域等の変更、令和5年3月には、新たなミュージアムの建設候補地として当該地が示されるなど、当該地を取り巻く状況が大きく変化しており、当該地の魅力向上に向けて、整備・管理運営方針について検討、取りまとめるため、本業務を実施する。

(2) 業務内容

ア 現況調査

| | |
|---|--|
| <p>(ア) 上位計画・与条件の整理 (イ) 周辺地域・他都市等の状況把握 (ウ) 現況利用状況調査 イ ニーズの把握調査 (ア) 利用者アンケート (イ) 近隣小中学生アンケート (ウ) 関係団体ヒアリング ウ 既存施設調査 (ア) 既存施設の状況調査 (イ) 自然資源調査 エ 課題抽出・分析評価 オ 施設整備・管理運営計画の検討 (ア) 施設整備の検討（基本計画相当） (イ) 施設管理の検討 カ 生田緑地東地区ほか整備・管理運営方針案の作成 (ア) 方針案の作成 (イ) 会議等の運営支援業務 (ウ) パブリックコメントへの対応 (エ) 生田緑地東地区ほか整備・管理運営方針の冊子作成 キ 報告書の作成 ク 打合せ協議</p> <p>(3) 事業委託料（参考） 事業委託料は、次の金額を上限とする。 13,497,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）</p> | <p>整担当 鈴木、清水 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号 川崎駅前タワーリバーサイド17階 電話 044-200-1202（直通） FAX 044-200-3973 電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp 受付時間 午前8時30分～午後5時（閑庁日及び正午から午後1時を除く。）</p> |
| <p>7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表</p> | <p>(1) 公表方法 プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、参加意向申出書（様式1）及び質問書（様式2）の様式についても併せて掲載する。</p> |
| <p>8 参加意向申出書等の提出</p> | <p>本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部を提出</p> |
| <p>(1) 提出期間</p> | <p>令和5年4月19日(水)から令和5年5月2日(火)まで (郵送の場合は令和5年5月2日(火)必着) ※受付時間：午前8時30分～午後5時（閑庁日及び正午から午後1時を除く。）</p> |
| <p>(2) 提出場所</p> | <p>「6 担当部局」のとおり</p> |
| <p>(3) 提出書類</p> | <p>参加意向申出書（様式1）</p> |
| <p>(4) その他</p> | <p>参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。</p> |
| <p>9 質問書の受付・回答</p> | <p>質問書（様式2）に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付</p> |
| <p>(1) 受付方法</p> | <p>質問書（様式2）に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付</p> |
| <p>(2) 受付期間</p> | <p>令和5年5月9日(火)から令和5年5月15日(月)午後5時まで</p> |
| <p>(3) 回答方法</p> | <p>令和5年5月18日(木)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。</p> |
| <p>10 企画提案書等の提出</p> | <p>次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出</p> |
| <p>(1) 提出期限</p> | <p>（略）</p> |

令和5年5月24日(水)午後5時まで
 (郵送の場合は令和5年5月24日(水)までに必着)
 ※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出場所
 「6 担当部局」のとおり

- (3) 提出書類（任意様式）
 ア 企画提案書
 20ページ以内とする。
 イ 実施体制及び配置予定人員
 ウ 見積書
 エ 業務実績表
 オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

- (4) 留意点
 ア 提出書類は、正本1部と副本10部をそれぞれ製本し、提出
 イ 用紙はA4版の縦もしくは横書きとし（図表等がみにくくなる場合には、A3横・三つ折りを含むことも可とする。）、左上1か所で綴じること。
 ページ番号を記載の上、片面印刷で提出すること。
 ウ 提出された提案書類は返却しない。
 エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。
 オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。
 カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

11 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、生田緑地東地区ほか整備・管理運営方針策定支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

- ア 審査日時（予定）
 令和5年5月29日(月)～6月2日(金)のうち、指定の日時
 ※日時は調整の上、個別に連絡する。
 イ 審査場所（予定）
 川崎市役所第4庁舎4階第1会議室
 ウ 審査環境
 プrezentation等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること
 エ 出席者
 ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説

明はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

(ア) 理解度
 事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。

(イ) 知識・能力

業務に必要な知識、能力が十分か。

(ウ) 積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

(ア) 組織体制

業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。

(イ) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 事業の企画力

(ア) 企画力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

(イ) 調査手順・方法

効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。

(ウ) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

(エ) 資料作成

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

エ 実績評価

本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和5年6月中旬

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき

- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とする。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。
- (5) その他詳細について
詳細については、「生田緑地東地区ほか整備・管理運営方針策定支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること

川崎市公告第679号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎市条例第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和5年4月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 種類
川崎都市計画地区計画の決定
- 2 名称
京急川崎駅西口地区地区計画
- 3 位置及び区域
川崎市 川崎区 駅前本町及び砂子1丁目地内
- 4 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）
川崎区役所3階市政資料コーナー（川崎区東田町8）
川崎区役所大師支所（川崎区東門前2-1-1）
川崎区役所田島支所（川崎区鋼管通2-3-7）
川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバーアク4階）
川崎市立川崎図書館大師分館（川崎区大師駅前1-

1-5 川崎大師パークホームズ2階 プラザ大師)
川崎市立川崎図書館田島分館（川崎区追分町16-1
カルナーザ川崎4階 プラザ田島）

- 5 縦覧期間
令和5年4月20日(木)から令和5年5月10日(水)まで
- 6 意見書提出期間
令和5年4月20日(木)から令和5年5月17日(水)まで

川崎市公告第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年4年20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久地四丁目656番
ほか1筆の一部
969平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区堰三丁目2番20号
並木 一男
- 3 予定建築物の用途
長屋住宅
計画戸数：18戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和4年12月9日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第78号

川崎市公告第681号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により神奈川県知事から次の都市計画緑地事業の事業計画変更認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法同条第2項の規定によりこれを次のとおり公衆の縦覧に供すると共に、同法第66条の規定により、公告します。

令和5年4月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画緑地事業第9号菅生緑地
- 2 事業施行期間
平成4年11月10日から令和10年3月31日まで
- 3 施行者の名称
川崎市
- 4 事務所の所在地
川崎市川崎区宮本町1
川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課
- 5 事業地
(1) 収用の部分

川崎市宮前区水沢1丁目及び水沢2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

6 縦覧場所

川崎市川崎区駅前本町12-1（川崎駅前タワーリバーサイドビル17階）

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

川崎市公告第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により神奈川県知事から次の都市計画緑地事業の事業計画変更認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法同条第2項の規定によりこれを次のとおり公衆の縦覧に供すると共に、同法第66条の規定により、公告します。

令和5年4月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画緑地事業第1号生田緑地

2 事業実施期間

昭和29年5月21日から令和12年3月31日まで

3 施行者の名称

川崎市

4 事務所の所在地

川崎市川崎区宮本町1

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

5 事業地

(1) 収用の部分

川崎市宮前区初山1丁目並びに多摩区東生田2丁目、東生田3丁目、東生田4丁目、枡形6丁目、枡形7丁目、長尾2丁目及び東三田2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

6 縦覧場所

川崎市川崎区駅前本町12-1（川崎駅前タワーリバーサイドビル17階）

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

川崎市公告第683号

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第8条の規定に基づく環境配慮計画書の提出がありましたので、同条例第8条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

環境配慮計画書について

1 環境配慮計画策定者

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田紀彦

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

2 事業計画の名称及び種類

(1) 名称

等々力緑地再編整備・運営等事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）

3 事業を実施する区域

等々力緑地（川崎市中原区等々力1番ほか）区域面積約43.5ha

4 事業計画の目的及び内容

「等々力緑地再編整備実施計画」（令和4（2022）年2月改定）に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とする。

5 環境配慮計画書の要旨

第1章 事業計画の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の環境の特性等

第3章 環境要素の項目の選定等

第4章 環境要素の選定項目ごとの調査、予測及び評価の内容並びに結果

第5章 環境配慮事項

第6章 対象計画案に係る環境影響の総合的な評価

第7章 関係地域

第8章 その他

6 環境配慮計画書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和5年4月21日(金)～令和5年5月22日(月)

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 場所

中原区役所、環境局環境対策部環境評価課

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで。（4月21日は正午から）

川崎市公告第684号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

| | | |
|------------|---|-----------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 鷺沼小学校増築地質調査業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区鷺沼2丁目1番地 |
| | 履行期間 | 令和5年9月29日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」で登録されている者。 (5) 主任技術者は地質調査技士の資格を有する者を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|---|--------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 本庁舎（地下2階から3階及び25階）清掃業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区宮本町1番地 |
| | 履行期間 | 令和5年6月19日から令和6年3月31日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」、種目「建築物清掃」で登録されている者。 (6) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注する事務室等の建物における清掃業務を、1年以上継続して履行した実績（元請けに限る）を平成30年4月1日以降に有すること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入 | |

| | |
|-----|--------------------------------------|
| その他 | 札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 |
|-----|--------------------------------------|

川崎市公告第685号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦

| | | |
|------------|---|----------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 【新本庁舎】リフレッシュコーナー機器（冷蔵庫・電子レンジ）の購入 |
| | 履行場所 | 川崎市新本庁舎（川崎市川崎区宮本町1番地）内の指定する場所 |
| | 履行期間 | 令和6年3月29日 |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「厨房機器」種目「給食設備」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2093 | |
| 入札日時等 | 令和5年6月2日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階） | |
| 入札保証金 | 要 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他の | 詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市公告第686号**入札公告**

令和5年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 撤去保管自転車1次売却
 (2) 履行場所 自転車等保管所7施設
 (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
 (4) 概要 本契約は川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）に基づき売却処分をするもの。なお、詳細は別途仕様書によるものとする。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「自動車」のうち種目「二輪車」で登録がされているもの。
 (4) 神奈川県公安委員会により「古物商」の許可を受けたもの。
 (5) 財団法人日本車両検査協会による「自転車組立整備士」又は「自転車技士」の認定を受けたもの。
 (6) 財団法人日本交通管理技術協会による「自転車安

| | |
|--|--|
| 全整備士」の認定を受けたもの。 | |
| (7) 川崎市内に販売店舗を南エリア（川崎、幸、中原）、北エリア（高津、宮前、多摩、麻生）それぞれに有していること。 | |
| 3 競争入札参加申込書及び仕様書の配布及び提出 この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申し込みをしなければならない。 | |
| (1) 配布期間 令和5年4月24日(月)から令和5年5月2日(火)まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで | |
| (2) 配布場所 川崎市ホームページ内、 https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000138659.html 又は、 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リバーアク20階 建設総政局自転車利活用推進室（担当 添田） | |
| (3) 提出期間 令和5年4月24日(月)から令和5年5月2日(火)まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで | |
| (4) 提出物 競争入札参加申込書 | |
| (5) 提出方法 持参もしくはメール、FAXにて提出して下さい。 メール、FAXでの提出の場合必ず提出した旨を担当あて電話連絡すること。 | |
| (6) 提出場所 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リバーアク20階 建設総政局自転車利活用推進室（担当 添田） 電話：044-200-3596 FAX：044-200-3979 E-Mail： 53ziten@city.kawasaki.jp | |
| (7) その他 提出した書類に関して説明を求める場合がある。 また、提出された書類は返却しない。なお、入札説明会は開催しない。 | |
| 4 競争入札参加資格確認通知書等の交付 競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、「令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書」の委任先メールアドレスに令和5年5月10日(水)までに送付する。 なお、委任先メールを登録していない場合は、令和5年5月10日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに上記3(6)の提出場所に直接受け取り | |

に来ること。

5 仕様に関する問い合わせ及び回答

(1) 問い合せ期間

令和5年5月10日(水)から令和5年5月12日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 問い合せ先

上記3(6)に同じ。

(3) 問い合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあてに送付すること。また、質問書を送信した旨を担当まで連絡すること。なお、質問書以外による問い合わせには一切応じない。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和5年5月16日(火)に、全参加者あてにFAX又は電子メールにて送付する。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札書の提出日時

令和5年5月19日(金) 午後1時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リバーアク17階

建設総政局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時及び場所

上記7(1)に同じ。

(4) 落札者の決定方法

入札金額については、2,773円を最低価格とし、予定台数を全て引受けた場合の1台あたりの単価(税抜)とする。

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格が著しく高価格であるときは、調査を実施することがある。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川

崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とする。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、川崎市契約規則第33条第4号の規定により免除する。

(2) 契約書の作成の要否

ア 契約書を作成することを要する。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とする。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(6)の提出場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができる。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによるものとする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札金額等

ア 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとする。

イ 入札は所定の入札書をもって行うものとする。

(4) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出すること。

(5) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。ただし、前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わない者は除くこととする。

(6) 関連情報を入手するための窓口は上記3(6)の提出場所と同じである。

川崎市公告第687号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、事業計画を縦覧に供します。

なお、同法第11条第2項に規定する施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができ

ます。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 施行マンションの名称

下平間第三住宅団地

2 事業の名称

下平間第三住宅団地マンション建替事業

3 施行者の名称

下平間第三住宅団地マンション建替組合

4 事業の所在地

川崎市幸区下平間387番地1

5 縦覧場所

川崎市まちづくり局市街地整備部地域整備推進課
幸区役所市政資料コーナー

6 縦覧期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月9日(火)

閑庁日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで閲覧可能。

川崎市公告第688号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度川崎市情報セキュリティ監査業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所第3庁舎、その他本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年9月29日(金)まで

(4) 委託概要

助言型の情報セキュリティ外部監査を実施するもの。詳細は、3(1)で提供する「委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日において、令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 令和3年度又は4年度に本件と同程度の地方公共団体における情報セキュリティ監査業務の実施経験があり、誠実に履行した実績を有し、かつ本業務に

| | |
|--|--|
| <p>について確実に履行することができること。</p> <p>(5) IPA（情報処理推進機構）が公開する現行の「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に登録されていること。</p> <p>(6) ISO／IEC 27001（JIS Q 27001）認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。</p> <p>(7) 3(1)で提供する「委託仕様書」に定める監査人要件を満たす者が監査を行うこと。</p> <p>(8) 受託者は、本市自治体情報セキュリティクラウド関連システム（神奈川情報セキュリティクラウドを含む。）の構築に関わっていないこと。再委託を行う場合は、再委託先についても同様とする。</p> | |
| <p>3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先</p> <p>この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2の(4)～(7)を証する書類（写し可。なお、(7)を証する書類としては、情報セキュリティ監査業務実施者（監査人）の取得資格及び経験年数が分かるもの）を提出しなければなりません。</p> | |
| <p>(1) 配布・提出場所及び問合せ先</p> <p>〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎9階 総務企画局デジタル化施策推進室 情報セキュリティ対策担当 電話 044-200-2924（直通） FAX 044-200-3752 電子メール 17digital@city.kawasaki.jp</p> | |
| <p>(2) 配布・提出期間</p> <p>令和5年4月25日(火)から5月8日(月)までとします（9時から正午まで及び13時から17時まで（土日を除く。）。</p> | |
| <p>(3) 提出方法</p> <p>郵送又は持参（令和5年5月8日(月)17時必着）</p> | |
| <p>4 確認通知書の交付</p> <p>一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、次により確認通知書を交付します。</p> | |
| <p>(1) 日時</p> <p>令和5年5月11日(木)9時から正午まで及び13時から17時まで</p> <p>ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、令和5年5月11日(木)までに電子メールで配信されます。</p> | |
| <p>(2) 場所</p> <p>3(1)に同じ</p> | |

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ受付期間

令和5年5月11日(木)から5月17日(水)までとします（9時から正午まで及び13時から17時まで（土日を除く。）。

(3) 問合せ方法

問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 回答

令和5年5月22日(月)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、電子メールで回答書を送付します。なお、回答に当たっては、入札参加資格が有ると認められる者からの質問全てを共有する形で対応します。ただし、入札参加資格の無い者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年5月25日(木) 11時00分

- イ 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎9階開発室2
- (4) 入札書の提出方法
持参
- (5) 入札保証金
免除とします。
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 開札に立ち会う者に関する事項
開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には確認通知書を必ず持参してください。
- 9 再度入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。
- 10 契約の手続等
- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。
- 11 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。

川崎市公告第689号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に対する事項

(1) 件名

- 関東大震災100年防災啓発広報紙印刷・配布業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内
- (3) 履行期間
契約日から令和5年9月29日まで
- (4) 業務概要
本業務は、本市から提供する防災広報紙のデザインデータをもとに印刷し、川崎市内の配布対象となる全住戸（事業所含む）に配布する。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業種」及び種目「その他」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
危機管理本部危機管理部
電話 044-200-0514（直通）
FAX 044-200-3972
E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年4月25日(火)から令和5年5月2日(火)の午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除きます。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2) 配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。ま

| | |
|---|---|
| <p>た、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。</p> <p>5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付</p> <p>一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。</p> <p>(1) 日時 令和5年5月9日(火) ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。</p> <p>(2) 場所 「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。</p> <p>6 仕様に関する問い合わせ</p> <p>(1) 問い合わせ先 「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。</p> <p>(2) 質問受付期間 令和5年4月25日(火)から令和5年5月12日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 質問書の様式 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。</p> <p>(4) 質問受付方法 持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。) ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp イ FAX 044-200-3972 ウ 郵送 「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2) 質問受付期間」の期間内に必着のこと。</p> <p>(5) 回答方法 令和5年5月18日(木)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。</p> <p>7 競争入札参加資格の喪失 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。</p> <p>(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。</p> | <p>(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。</p> <p>8 入札の手続等</p> <p>(1) 入札方法 ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。 ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもつて契約金額とします。</p> <p>(2) 入札・開札の日時及び場所 ア 入札日時 令和5年5月24日(水) 午前11時00分 イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階 災害対策本部室</p> <p>(3) 入札書の提出方法 持参とします。</p> <p>(4) 入札保証金 免除とします。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。</p> <p>(6) 入札の無効 入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。</p> <p>9 契約の手続き等</p> <p>(1) 契約保証金は、次のとおりとします。 ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。 イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本</p> |
|---|---|

語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第690号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和5年度（前期）帰宅困難者一時滞在施設用無線機等の賃貸借
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町8 川崎区役所ほか 43箇所
- (3) 履行期間
令和5年7月1日から令和10年6月30日まで
- (4) 賃貸借物品の特質等
仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」・種目「その他」に登載されていること。
- (4) 過去に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した契約実績があること。
- (5) この調達物品について、仕様内容を遵守し、確実に納入できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び類似業務の履行実績資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1

川崎市危機管理本部危機対策部危機対策担当

担当：城下

電話 044-200-2858

(2) 配布・提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月1日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(土日、休日は除く平日のみ)

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 類似業務の履行実績資料

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年5月2日(火)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

前記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和5年4月25日(火)午前9時から令和5年5月9日(火)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

前記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 60kikika@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3972

(4) 回答方法

令和5年5月10日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 前記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に封入し持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料に賃貸借期間の月数(60)及び総台数を乗じた額で、見積もりをしてください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年5月17日(水)午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1

川崎市第3庁舎7階 災害対策本部室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号の規定により免除とします。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担としま

す。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 支払いについては、毎月払いとします。

(4) 詳細は、入札説明書によります。

(5) 関連情報を入手するための窓口は前記3(1)と同じ。

川崎市公告第691号

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

高圧ガス容器再検査業務

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20-7 消防局ポンベ集積場

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月25日(月)まで

(4) 業務概要

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス容器の法定検査

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。

(4) 本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) 本契約について、確実に履行することができるこ

| | |
|--|--|
| <p>と。</p> <p>3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先</p> <p>この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必類似業務の履行実績資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。</p> <p>(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先</p> <p>川崎市川崎区南町20番地7 川崎市消防局総合庁舎8階 消防局総務部施設設備課設備係 電話 044-223-2554</p> <p>(2) 配布・提出期間</p> <p>令和5年4月25日(火)午前8時30分から令和5年5月8日(月)午後5時まで（土日、休日は除く平日のみ）</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 一般競争入札参加資格確認申請書 イ 類似業務の履行実績資料</p> <p>4 資料の縦覧</p> <p>業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htmlにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。</p> <p>5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付</p> <p>一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。</p> <p>(1) 交付日</p> <p>令和5年5月9日(火)</p> <p>ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。</p> <p>(2) 交付場所</p> <p>3(1)と同じ。</p> <p>6 仕様に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 問い合わせ場所</p> <p>上記3(1)と同じ</p> <p>(2) 問い合わせ期間</p> <p>令和5年4月25日(火)午前9時から令和5年5月11日(木)正午までとします。</p> <p>(3) 問い合わせ方法</p> <p>上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。</p> <p>メールアドレス 84sisetu@city.kawasaki.jp FAX 044-223-2520</p> | <p>(4) 回答方法</p> <p>令和5年5月12日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。</p> <p>7 一般競争入札参加資格の喪失</p> <p>一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。 (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。</p> <p>8 入札手続等</p> <p>(1) 入札の方法</p> <p>ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。</p> <p>イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。</p> <p>ウ 入札は所定の入札書(内訳書は必要ありません)をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。</p> <p>エ 入札金額は、消費税を含まない単価合計額を記載してください。</p> <p>なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。</p> <p>オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。</p> <p>(2) 入札・開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和5年5月16日(火) 午前10時00分 イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7 川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室</p> <p>(3) 入札保証金 免除</p> <p>(4) 落札者の決定方法</p> <p>川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。</p> <p>(5) 入札の無効</p> <p>入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>札は、無効とします。</p> <p>9 契約の手続等</p> <p>次により、契約を締結します。</p> <p>(1) 契約保証金 免除</p> <p>(2) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。</p> <p>(3) 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>(4) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)と同じ。</p> | <p>ること。</p> <p>(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士（一級建築士としての実務経験5年以上の者に限る）が複数人所属していること。</p> <p>3 入札参加申込書の配布及び提出</p> <p>一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。</p> <p>(1) 配布・提出場所 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階 教育委員会事務局教育環境整備推進室 再生整備第2担当 電話 044-200-3319 FAX 044-200-3679 E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp</p> <p>※一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。</p> <p>(2) 配布・提出期間 令和5年4月25日(火)～令和5年5月9日(火) 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）</p> <p>(3) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一般競争入札参加申込書（要押印） イ 2(4)に示した資格を証明する書類（契約書の写し等） <p>※2(5)に示した資格を証明する書類（資格証の写し及び実務経歴書）を3(1)で提示してください。提出の必要はありません。</p> <p>※提出書類は必ず必要な資格が確認できるものを提出してください。</p> <p>※提出書類に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。</p> <p>※提出書類に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。</p> <p>(4) 提出方法 持参</p> <p>4 仕様書の閲覧 3(1)の場所で3(2)の期間閲覧できます。</p> <p>5 仕様書の配布 本件の仕様書は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からPDFファイルをダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で3(2)の期間配布します。</p> <p>6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付 一般競争入札参加申込書を提出した者には、次によ</p> |
|---|--|

り確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている委任先メールアドレス宛に送付
(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)

(2) 日時

令和5年5月15日(月)までに交付

7 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

質問書により3(1)宛に電子メールまたはFAX送付後、所管課まで電話連絡してください。

※郵送による提出は認めません。なお、質問書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和5年5月15日(月)～令和5年5月18日(木)

9:00～12:00、13:00～17:00

(4) 問合せ回答方法

質問に対する回答は、令和5年5月24日(水)までに、全参加者宛てに電子メールまたはFAXにより送付します。

8 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和5年5月29日(月)
午前10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3番地
3 第4庁舎2階ホール
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価

格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、または取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるものほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第693号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立学校施設基礎調査業務委託
(令和5年度その2)
- (2) 履行場所 川崎市立鷺沼小学校(宮前区鷺沼2
-1)ほか3校
- (3) 履行期限 令和6年2月29日
- (4) 委託概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「意匠設計」で登録されてい

| | | | | | | | | | |
|--|--|----------|----------|--------------|-----------------------|--------------|-----------------------------|-----------|----|
| <p>ること。</p> <p>(4) 本市と平成25年度以降に、学校施設の校舎に係る基本構想・基礎調査・基本計画いずれかの契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。</p> <p>または、本市を含む官公庁と平成30年度以降に、校舎内部改修若しくは増改築等において、延床面積5,000m²以上を対象とした設計・工事監理いずれかの契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。</p> <p>(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士（一級建築士としての実務経験5年以上の者に限る）が複数人所属していること。</p> <p>3 入札参加申込書の配布及び提出</p> <p>一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。</p> <p>(1) 配布・提出場所</p> <p>〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階 教育委員会事務局教育環境整備推進室 再生整備第1担当 電話 044-200-3477 FAX 044-200-3679 E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp</p> <p>※一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。</p> <p>(2) 配布・提出期間</p> <p>令和5年4月25日(火)～令和5年5月9日(火) 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 一般競争入札参加申込書（要押印） イ 2(4)に示した資格を証明する書類（契約書の写し等）</p> <p>※2(5)に示した資格を証明する書類（資格証の写し及び実務経歴書）を3(1)で提示してください。 提出の必要はありません。</p> <p>※提出書類は必ず必要な資格が確認できるものを提出してください。</p> <p>※提出書類に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。</p> <p>※提出書類に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。</p> <p>(4) 提出方法</p> <p>持参</p> <p>4 仕様書の閲覧</p> | <p>3(1)の場所で3(2)の期間閲覧できます。</p> <p>5 仕様書の配布</p> <p>本件の仕様書は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からPDFファイルをダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で3(2)の期間配布します。</p> <p>6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付</p> <p>一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。</p> <p>(1) 交付方法</p> <p>令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている委任先メールアドレス宛に送付（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付）</p> <p>(2) 日時</p> <p>令和5年5月15日(月)までに交付</p> <p>7 質問書の受付・回答</p> <p>(1) 問合せ先</p> <p>3(1)と同じ</p> <p>(2) 問合せ方法</p> <p>質問書により3(1)宛に電子メールまたはFAX送付後、所管課まで電話連絡してください。 ※郵送による提出は認めません。なお、質問書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。</p> <p>(3) 問合せ受付期間</p> <p>令和5年5月15日(月)～令和5年5月18日(木) 9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>(4) 問合せ回答方法</p> <p>質問に対する回答は、令和5年5月24日(水)までに、全参加者宛てに電子メールまたはFAXにより送付します。</p> <p>8 入札参加資格の喪失</p> <p>一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。</p> <p>(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>9 入札手続等</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 入札方法</td> <td>持参による紙入札</td> </tr> <tr> <td>(2) 入札・開札の日時</td> <td>令和5年5月29日(月) 午前10時</td> </tr> <tr> <td>(3) 入札・開札の場所</td> <td>川崎市川崎区宮本町3番地 3 第4庁舎2階ホール</td> </tr> <tr> <td>(4) 入札保証金</td> <td>免除</td> </tr> </table> | (1) 入札方法 | 持参による紙入札 | (2) 入札・開札の日時 | 令和5年5月29日(月) 午前10時 | (3) 入札・開札の場所 | 川崎市川崎区宮本町3番地 3 第4庁舎2階ホール | (4) 入札保証金 | 免除 |
| (1) 入札方法 | 持参による紙入札 | | | | | | | | |
| (2) 入札・開札の日時 | 令和5年5月29日(月) 午前10時 | | | | | | | | |
| (3) 入札・開札の場所 | 川崎市川崎区宮本町3番地 3 第4庁舎2階ホール | | | | | | | | |
| (4) 入札保証金 | 免除 | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| <p>(5) 入札の無効 入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。</p> <p>(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>10 契約手続等</p> <p>(1) 契約書の作成 要 (2) 契約保証金 契約金額の10% ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。</p> <p>(3) 前払金 否 (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。 (2) 事情により入札を延期、または取りやめる場合があります。 (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。 (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> | <p>この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。</p> <p>(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「意匠設計」で登録されていること。</p> <p>(4) 本市と平成25年度以降に、学校施設の校舎に係る基本構想・基礎調査・基本計画いずれかの契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。 または、本市を含む官公庁と平成30年度以降に、校舎内部改修若しくは増改築等において、延床面積5,000m²以上を対象とした設計・工事監理いずれかの契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。</p> <p>(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士（一級建築士としての実務経験5年以上の者に限る）が複数人所属していること。</p> <p>3 入札参加申込書の配布及び提出 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。</p> <p>(1) 配布・提出場所 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階 教育委員会事務局教育環境整備推進室 再生整備第1担当 電話 044-200-3477 FAX 044-200-3679 E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp ※一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。</p> <p>(2) 配布・提出期間 令和5年4月25日(火)～令和5年5月9日(火) 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）</p> <p>(3) 提出書類 ア 一般競争入札参加申込書（要押印） イ 2(4)に示した資格を証明する書類（契約書の写し等） ※2(5)に示した資格を証明する書類（資格証の写し及び実務経歴書）を3(1)で提示してください。 提出の必要はありません。 ※提出書類は必ず必要な資格が確認できるものを</p> |
| <p>川崎市公告第694号 一般競争入札について、次のとおり公表します。 令和5年4月25日 川崎市長 福田 紀彦</p> <p>1 競争入札に対する事項</p> <p>(1) 件 名 川崎市立学校施設基礎調査業務委託 (令和5年度その3)</p> <p>(2) 履行場所 川崎市立白鳥中学校（麻生区白鳥1 - 5 - 1）ほか3校</p> <p>(3) 履行期限 令和6年2月29日</p> <p>(4) 委託概要 仕様書のとおり</p> <p>2 競争入札参加資格に関する事項</p> | <p>－ 2861 －</p> |

| | |
|--|---|
| <p>提出してください。</p> <p>※提出書類に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。</p> <p>※提出書類に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。</p> | <p>載をしたとき。</p> <p>9 入札手続等</p> |
| <p>(4) 提出方法 持参</p> | <p>(1) 入札方法 持参による紙入札 (2) 入札・開札の日時 令和5年5月29日(月) 午前10時</p> |
| <p>4 仕様書の閲覧 3(1)の場所で3(2)の期間閲覧できます。</p> | <p>(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3番地 3 第4庁舎2階ホール</p> |
| <p>5 仕様書の配布 本件の仕様書は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からPDFファイルをダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で3(2)の期間配布します。</p> | <p>(4) 入札保証金 免除 (5) 入札の無効 入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。</p> |
| <p>6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付 一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。</p> | <p>(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> |
| <p>(1) 交付方法 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている委任先メールアドレス宛に送付 (当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)</p> | <p>10 契約手続等</p> |
| <p>(2) 日時 令和5年5月15日(月)までに交付</p> | <p>(1) 契約書の作成 要 (2) 契約保証金 契約金額の10%</p> |
| <p>7 質問書の受付・回答</p> <p>(1) 問合せ先 3(1)と同じ</p> <p>(2) 問合せ方法 質問書により3(1)宛に電子メールまたはFAX送付後、所管課まで電話連絡してください。 ※郵送による提出は認めません。なお、質問書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。</p> | <p>ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。</p> |
| <p>(3) 問合せ受付期間 令和5年5月15日(月)～令和5年5月18日(木) 9:00～12:00、13:00～17:00</p> | <p>(3) 前払金 否</p> |
| <p>(4) 問合せ回答方法 質問に対する回答は、令和5年5月24日(水)までに、全参加者宛てに電子メールまたはFAXにより送付します。</p> | <p>(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> |
| <p>8 入札参加資格の喪失 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。</p> | <p>11 その他</p> <p>(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。 (2) 事情により入札を延期、または取りやめる場合があります。 (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。 (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> |
| <p>(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなつたとき。 (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類に虚偽の記</p> | <p>川崎市公告第695号</p> |

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
シニア世代の情報誌「楽笑」作成業務委託
- (2) 履行場所
川崎市
- (3) 履行期間
契約日から令和6年3月29日(金)まで
- (4) 業務概要
詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

- この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で地方公共団体において類似業務の契約実績があること。
- (5) 次のア又はイのいずれかにより校正作業に従事する職員が2名以上いることが確認できること。
ア 入札期日において、校正作業に従事する職員の雇用が確認できること。
イ 過去2年間で校正作業の再委託実績が確認できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類、2(5)アに該当する場合は雇用契約書、労働条件通知書、労働保険等資格取得届（資格取得日の記載、担当行政庁の受領印のあるもの）、健康保険証（事業所名称の記載のあるもの）、給与所得の源泉徴収票（最新年）のいずれか、2(5)イに該当する場合は再委託の実績を証する書類（契約書等）を提出しなければなりません。なお、再委託実績を証する書類を提出される場合は、実績の有無を確認するため、再委託先のメールアドレス及び担当者名も併せて提供することとします。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013
幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
宮崎
電話 044-200-2638（直通）
FAX 044-200-3926
E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月2日(火)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします（土・日曜日は除く）。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5年5月9日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中になります。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一緒に自動的に電子メールで配信します。

(2) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ**(1) 問合せ先**

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年4月25日(火)午前8時30分から令和5年5月10日(水)午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40zaitak@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和5年5月12日(金) 全者に文書（電子メール）にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3926

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は、シニア世代の情報誌「楽笑」作成業務にかかる費用の合計金額で行います。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額でもって契約金額とするので、入札者は税抜きの金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和5年5月19日(金) 午前10時00分
- イ 入札場所
〒212-0013
幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階10E会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)と同じ
- (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第696号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

大島老人いこいの家他19箇所消防用設備等保守定期点検及び建築設備定期点検業務委託

(2) 履行場所

大島老人いこいの家他19箇所

(3) 完了期限

令和6年3月31日(日)限り

(4) 業務概要

詳細は「業務仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登載されていること。

- (3) 一級建築士、二級建築士又は建築設備等検査員資格者証並びに防火設備検査員資格証の交付を受けている者を有すること。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

川崎市役所健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 大山

電話 044-200-2620 (直通)

FAX 044-200-3926

E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月9日(火)まで

| | |
|---|---|
| <p>の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。※閉庁日を除きます</p> <p>(3) 提出方法 持参とします。</p> <p>4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会 上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5年5月12日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。</p> <p>(1) 入札説明書の交付 入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市の公式ウェブサイトからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)。</p> <p>なお、川崎市の公式ウェブサイトから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認通知書と一緒に電子メールで配信します。</p> <p>(2) 入札説明会 実施しません。</p> <p>5 仕様に関する問合せ (1) 問合せ先 3(1)と同じ</p> <p>(2) 質問受付期間 令和5年5月12日(金)午前8時30分から令和4年5月16日(火)午後5時15分までとします。</p> <p>(3) 質問書の様式 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。</p> <p>(4) 質問受付方法 電子メールによります。 E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp宛てに提出してください。また、質問書提出後に担当課まで電話連絡をしてください(電話044-200-2620)。</p> <p>(5) 回答方法 令和5年5月19日(金)までに全者に文書(電子メール)にて送付します。</p> <p>6 競争入札参加資格の喪失 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。</p> <p>(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。</p> | <p>(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。</p> <p>7 入札の手續等 (1) 入札方法 ア 入札は、大島老人いこいの家他19箇所消防用設備等保守定期点検及び建築設備定期点検業務委託にかかる費用の合計金額で行います。 イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して提出してください。 ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10% (消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>(2) 入札書の提出方法、期間及び場所 ア 入札日時 令和5年6月1日(木) 午前10時00分 イ 入札書場所 〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階 10E会議室</p> <p>(3) 入札保証金 免除とします。</p> <p>(4) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。</p> <p>(5) 入札の無効 入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。</p> <p>8 契約の手続き等 次により、契約を締結します。</p> <p>(1) 契約保証金 免除とします。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> <p>9 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。 (2) 詳細は、入札説明書によります。</p> |
|---|---|

- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)と同じ
 (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市の公式ウェブサイトの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第697号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
 令和5年度川崎市生活習慣病重症化予防業務委託
 (2) 納入場所及び履行場所
 健康福祉局保健医療政策部健康増進担当ほか
 (3) 履行期限
 契約締結日から令和6年3月31日まで
 (4) 委託概要
 別紙仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

- 入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 (2) 入札期日において、令和5年度・令和6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務・種目「その他」で登録されていること。
 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 (4) 過去3年間で、本市又は同規模程度の市町村国民健康保険（被保険者数20万人以上）において、生活習慣病重症化予防（糖尿病性腎症重症化予防）業務委託の契約実績があり、かつ、その業務はかながわ方式保健指導のグループワークを実施した実績であること。
 (5) プライバシーマーク又はISO／IEC 27001（JIS Q 27001）認証を取得していること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出先

入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類、2(5)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市役所健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 総務・健診担当

電話 044-200-3426（直通）

FAX 044-200-3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月1日(月)まで
 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

(3) 提出物

次の書類を各1部作成し提出してください。

- ア 競争入札参加申込書
 イ 契約実績を証する書類（契約書の写し、インター
 ワークを活用したグループワークを実施した業務
 報告書等）
 ウ プライバシーマーク又はISO／IEC
 27001（JIS Q 27001）認証を取
 得していることを証する登録証の写し（有効期限
 内のもの）

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

契約書（案）、仕様書、競争入札参加申込書等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」に掲載します。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配布も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書を無償で交付します。

(1) 交付方法

- ア 令和5年度・令和6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和5年5月8日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を送付します。

- イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和5年5月8日(月)の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。**5 仕様に関する問い合わせ****(1) 問い合わせ先**

3(1)と同じ

(2) 問い合わせ期間

| | |
|--|---|
| <p>令和5年5月9日(火)から令和5年5月15日(月)まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時 まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除 く）</p> <p>(3) 問い合わせ方法 入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の 電子メールアドレス又はFAX番号あて送付してく ださい。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1) の担当あて連絡してください。</p> <p>(4) 回答方法 質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で 入札参加資格があると認められた全ての者に対し、 令和5年5月18日(木)までに、電子メール又はFAX にて送付します。 なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を 受けていない者からの質問に関しては回答を行いま せん。</p> <p>6 競争入札参加希望者に求められる義務 この入札に参加を希望する者は、提出された書類等 に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求め られたときはこれに応じなければなりません。</p> <p>7 一般競争入札参加資格の喪失 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入 札参加資格を喪失します。 (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた とき。 (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記 載をしたとき。</p> <p>8 入札手続等 (1) 入札書等の提出方法 持参による入札 ア 入札日時 令和5年5月25日(木) 午前10時 イ 入札場所 〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階 12D会議室 (2) 入札方法 ア 入札書の金額は、総額（税抜き）を入札金額と して行います。ただし、入札後に「令和5年度川 崎市生活習慣病重症化予防業務委託仕様書別紙 委託予定件数」に記載の委託内容1～18までの 入札金額の内訳を求めますので、予め準備してく ださい。 イ 入札に際しては、見積もった契約希望金額から 消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金 額を入札書に記載してください。 ウ 入札は、所定の入札書をもって行います。なお、</p> | <p>代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の 代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押 印（委任状に押印したものと同じ印鑑）が必要で す。また、入札書には、住所、商号又は名称、代 表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に 使用した印鑑による押印をしてください。</p> <p>エ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してくだ さい。</p> <p>オ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、 計3回の入札を行いますので、その分の入札書及 び積算内訳書を用意してください。</p> <p>(3) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入 札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低 価格の場合は、調査等を行う場合があります。</p> <p>(4) 入札保証金 免除</p> <p>(5) 開札の日時 8(1)アに同じ</p> <p>(6) 開札の場所 8(1)イに同じ</p> <p>(7) 入札の無効 入札に参加する資格のない者が行った入札及び 「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入 札は無効とします。</p> <p>(8) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施しま す。</p> <p>(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代 理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立 ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会 いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を 提出してください。また、一般競争入札参加資格確 認通知書を必ず持参してください。</p> <p>9 契約手続等 (1) 契約保証金 ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免 除とします。 イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納 入しなければなりません。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等 は、3(1)及び「入札情報かわさき」の「契約関係規 定」で閲覧できます。</p> |
|--|---|

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)と同じです。

川崎市公告第698号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

地域緑化推進地区花苗等支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年6月30日(金)まで

3 履行場所

川崎市多摩区長沢3-8-6ほか32カ所

4 業務概要

花苗等の緑化資材の調達及び発注者が指定する場所への納品

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 川崎市契約規則第2条に規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登載されていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないことまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リバーサイド17階

電話 044-200-2380 (直通)

FAX 044-200-3973

電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

7 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の配布等

(1) 配布期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月8日(月)までの午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

(3) 参加資格確認申請書提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月8日(月)までの午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出先

「6 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。

(6) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書 1部

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

7により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿に登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

(1) 交付日

令和5年5月10日(水)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所（受取りの場合）

「6 担当部局」のとおり

9 質問書の配布・提出・回答

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

(2) 提出期間

令和5年5月10日(水)から令和5年5月12日(金)までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出方法

「6 担当部局」に持参または電子メールにて提出すること。

(4) 回答方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

ア 交付日

令和5年5月15日(月)

直接受取りに来る場合、午後1時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所（受取りの場合）

「6 担当部局」のとおり

10 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に、虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年5月22日(月) 午前11時30分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リバーサイド17階

建設総合会議室

(3) 入札書の提出方法

持参に限ります。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

12 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

13 その他

- (1) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において閲覧できます。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

川崎市公告第699号

入札公告

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

東扇島東公園及び西公園駐車場機器管理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東扇島58番地1(東公園)、川崎市川崎区東扇島94番地1及び94番地2(西公園)

(3) 履行期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

東扇島東公園及び西公園駐車場の出入口機器について、機器類の管理などの保守や利用者の問合せ対応のほか、利用料金の収納業務を委託します。来園者の利用に支障をきたすことのないよう、遠隔操作やデータ通信により305日24時間体制で対応を行うことで、円滑な施設運営を行います。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」種目「駐車場管理」で登録されている者。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mai 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月1日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)と同じ

イ 交付日時

令和5年5月8日(月)午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)と同じ

イ 交付日時

5(1)イと同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年5月8日(月)までに競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和5年5月9日(火)午前9時から令和5年5月11

日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和5年5月18日(木)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年5月23日(火) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

- の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
 - (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)と同じ

川崎市公告第700号**入札公告**

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項**(1) 件名**

建築物定期点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町21番4号他

(3) 履行期間

契約日から令和5年10月31日まで

(4) 業務概要

本委託業務は、建築基準法第12条等に基づき、法に定める有資格者により東扇島地区及び千鳥町地区にある港湾施設（建物）の定期点検を行うものである。点検箇所は東扇島モーターパーク、千鳥町モーターパーク、千鳥町施設（上屋）。

詳細については、「建築物定期点検業務委託仕様書」による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (5) 契約締結日において、法定点検に必要な有資格者を確保していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月1日(月)までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付**(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付**

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)と同じ

イ 交付日時

令和5年5月8日(月)午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます）。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)と同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年5月8日(月)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

| | |
|--|---|
| (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ | (https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html) の「契約関係規定」で閲覧することができます。 |
| (2) 質問受付期間 令和5年5月9日(火)午前9時から令和5年5月11 日(木)午後4時まで | 10 その他 (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ ります。 (2) 公告に定めるものほか、川崎市契約条例、川崎 市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め るところによります。 (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ |
| (3) 質問書の様式 入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提 出してください。 | |
| (4) 質問受付方法 電子メール又はFAXに限ります。 電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp FAX 044-287-6038 | |
| (5) 回答方法 令和5年5月18日(木)までに、文書(FAX又は電 子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。 | |
| 7 一般競争入札参加資格の喪失 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入 札参加資格を喪失します。 (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた とき。 (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、 虚偽の記載をしたとき。 | 川崎市公告第701号 入札公告 一般競争入札について、次のとおり公告します。 令和5年4月25日 川崎市長 福田 紀彦 |
| 8 入札手続等 (1) 入札方法 持参 (2) 入札・開札の日時及び場所 ア 入札日時 令和5年5月24日(水) 午前10時 イ 入札場所 川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン3階会議室 (3) 入札保証金 免除 (4) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入 札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低 価格の場合は、調査を行うことがあります。 (5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、 これを無効とします。 | 1 競争入札に付する事項 (1) 件名 川崎市における地域日本語教育の基本的な方針の 策定に向けた実態調査業務委託 (2) 履行場所 川崎市市民文化局多文化共生推進課ほか (3) 履行期間 契約日から令和6年3月31日まで (4) 業務概要 本市の地域日本語教育に関する基本的な方針の策 定に向けて、市内における日本語教育（日本語学習 支援）の実態と主要関係分野の意向を把握するため、 アンケート調査等を実施し、集計、分析した上で、 報告書を作成する。 |
| 9 契約の手続き等 次により契約を締結します。 (1) 契約保証金は免除とします。 (2) 契約書作成の要否 契約書を作成することを要します。 (3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、 川崎市のホームページの「入札情報かわさき」 | 2 一般競争入札参加資格 この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて 満たさなければなりません。 (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による 指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に 業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」 で登録されている者 (4) 過去5年で1件以上、国又は地方自治体において、 本件に類似する、アンケート等の調査分析業務を受 託し、履行した実績があること。 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先 この入札に参加を希望する者は、次により一般競争 入札参加申込書、本件に類似する契約の実績を証する 書類（契約書の写し等）を提出してください。 (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先 〒210-0007 |

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市役所

市民文化局市民生活部多文化共生推進課

電話 044-200-0095 (直通)

FAX 044-200-3707

電子メール 25tabunka@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月8日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土・日・祝日を除きます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加申込書を提出した者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールのアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和5年5月9日(火)午後5時までに送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者には次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年5月9日(火) 午後1時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)と同じ

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月9日(火)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限ります。

電子メール 25tabunka@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

令和5年5月12日(金)に、全社あてに文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行ないます。消費税額及び地方消費税額は代金支払いの際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まないでください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は「入札件名」及び「商号又は名称」を記載した封筒に封入して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和5年5月22日(月) 午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札説明書

一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2) 配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

免除とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入

札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じです。
- (4) 3の一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第702号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に対する事項

- (1) 件名 王禅寺処理センター灰ピット点検清掃業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和5年7月31日(月)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている灰ピットの灰貯留機能を正常に維持するために必要な点検清掃を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、灰ピット又は類似する焼却設備点検清掃に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

- (5) 業務に必要な次の有資格者及び技術者を配置できること。
 - ア 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者
 - イ ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
技術係 佐藤、鈴木、山口
電話 044-966-6135
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月2日(火)までの9時から17時まで（日曜日及び12時から13時までの間は除く）

(3) 提出方法

持参（持参以外は無効とします。）

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格証等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年5月15日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和5年5月15日(月)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年5月15日(月)9時から令和5年5月18日(木)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年5月23日(火)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和5年5月25日(木) 10時00分

イ 入札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター3階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

- (4) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第703号

一般競争入札について、次の通り公告します。

令和5年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 子育て世帯生活支援特別給付金事務処理センター業務委託

- (2) 履行場所 発注者が用意する事務処理センター(川崎市内)

- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
調達概要 令和5年度川崎市子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給にあたり必要なお知らせ等の発送業務、コールセンター業務、申請書等の発送業務、申請書の審査・入力業務、支給状況の照会、支給決定通知の発送業務等を行う。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和4・5年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「22電算業務」種目「02データ入力」で登録されていること。

- (4) 本件公告の日から3年以内に、本市又は国、他の市町村若しくは民間企業が発注した、次の業務を受託した実績(再委託による受託を除く。)があること。(両業務を同時に処理する事務処理センター等業務を受託した実績又は両業務をそれぞれ別個の業務として受託した実績のいずれかを問わない。)

ア 概ね1,500件以上の申請の審査

イ 概ね2,000件以上の申請のデータ入力業務

ウ 概ね2,500件以上の受電を取り扱うコールセンター業務

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

第3庁舎13階

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

電話 044-200-2674

(2) 配付及び提出期間

| | |
|---|--|
| <p>令和5年4月26日(水)から令和5年5月9日(火)まで (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(3) 提出書類 ア 入札参加申込書 イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し</p> <p>(4) 提出方法 持参又は郵送(郵送による場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法によること。また、提出期間内に必着のこと。)</p> <p>4 競争入札参加資格確認通知書の交付 入札参加申込書を提出した者には、令和4・5年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年5月10日(水)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。</p> <p>5 仕様書等に関する質問及び回答 (1) 質問 次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加申込者以外の質問には回答しませんので御注意ください。 ア 質問書の配付場所 3(1)と同じ イ 質問書の配付及び提出期間 令和5年4月26日(水)から令和5年5月9日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。) ウ 質問書の提出方法 持参又は郵送若しくは電子メール(郵送による場合は、提出期間内に必着のこと。) 電子メールの送信先 45kodoka@city.kawasaki.jp (2) 回答 ア 回答日 令和5年5月12日(金) イ 回答方法 入札参加者から質問が提出された場合には、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、又は入札参加者から質問が提出されなかった場合にはその旨を、令和4・5年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。また、回答についての再質問は受け付けません。</p> | <p>6 入札参加資格の喪失 入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた場合には、入札参加資格を喪失します。</p> <p>7 入札手続等 (1) 入札方法 持参 (2) 入札書の提出日時及び提出場所 提出日時 令和5年5月18日(木) 午後2時 提出場所 川崎市役所第3庁舎13階 こども未来局会議室 (3) 入札保証金 免除 (4) 開札の日時及び場所 7(2)と同じ (5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。 (6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p> <p>8 契約手続等 (1) 契約保証金 契約額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。 (2) 前払金 無 (3) 契約書作成の要否 要 (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> <p>9 その他 (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。 (2) 公告に定めるものほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。 (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ</p> <hr/> <p>川崎市公告第704号 一般競争入札について次のとおり公告します。 令和5年4月26日</p> |
|---|--|

川崎市長 福田 紀彦 |

(案件1)

| | | |
|------------|--|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 市道王禅寺337号線道路補修（切削）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区王禅寺東5丁目54番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から110日間 |
| 参加資格 | | <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他の | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 浮島2期廃棄物埋立管理型護岸対策（その2）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区浮島町地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和6年12月27日まで |
| 参加資格 | | <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>(イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> |

(ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。

※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。

エ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。

オ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。

カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

キ 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。

(2) 特定JVの代表者に必要な条件

ア 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1200点以上であること。

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。

なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

エ 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。

国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「海上（作業船にて）で、先行削孔後に鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事」の完工実績。

ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

(3) 特定JVの構成員2に必要な条件

ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。

イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。

参加資格

契約条項を示す場所等

川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）

電話番号 044-200-2099

入札日時等

令和5年6月8日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）

入札保証金

免

契約書作成

要

入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

その他の

(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。

(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。

(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和5年10月頃）で議決を得たときに契約を締結します。

(4) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

| | |
|-----|-------------------------------------|
| その他 | (5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |
|-----|-------------------------------------|

(案件3)

| | | |
|---|--|------------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 一般国道409号（小杉工区）道路改良（電線共同溝整備）（その3）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区小杉町3丁目地内 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和7年3月31日まで |
| 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）でなければなりません。 | | |
| ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 | | |
| <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>(イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> | | |
| <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> | | |
| <p>(3) 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> | | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 令和5年6月8日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | (1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 | |

その他

- (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。
- (3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 東扇島外貿3号荷さばき照明設備改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区東扇島32番2 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和6年2月16日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「電気」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件5)

| | | |
|------------|------|---------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 橋リサイクルコミュニティセンター改修その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区新作1丁目20番3号 橋処理センター内 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和5年11月15日まで |

| | |
|------|--|
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。 |
| | 契約条項を示す場所等 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 |
| | 入札日時等 令和5年5月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| | 入札保証金 免 |
| | 契約書作成 要 |
| | 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| | その他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |
| | |
| | |

(案件6)

| | | |
|------------|---|------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 王禅寺中央中学校体育館改修電気設備その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区王禅寺東4丁目14番2号 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和6年3月29日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主觀評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | |
|-------|--|
| 参加資格 | また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 |
| | (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 |
| | ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 |
| | 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 |
| | なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| | 契約条項を示す場所等 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 令和5年6月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件7)

| | | |
|------------|---|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 国際交流センター照明設備改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区木月祇園町2番2号 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和5年12月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 | |
| | 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 |
| | 入札日時等 | 令和5年5月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| | 入札保証金 | 免 |
| | 契約書作成 | 要 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他の事項 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件8)

| | | |
|--|---|-------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 東小倉小学校外壁塗装改修その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区東小倉1番1号 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和6年2月29日まで |
| <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。） ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p> | | |
| 参加資格 | <p>契約条項を示す場所等</p> <p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p> | |
| 入札日時等 | 令和5年6月2日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他の事項 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件9)

| | | |
|---|------|-------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 中部児童相談所新築工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区末長1丁目3番9号 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和7年2月28日まで |
| 本工事の入札は、混合入札により執行します。 | | |
| <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> | | |
| <p>(1) 特定JVの資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 <ul style="list-style-type: none"> a 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 <p>※ 上記a以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (エ) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (オ) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (カ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (キ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (ク) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。 <p>イ 特定JVの代表者に必要な条件</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (イ) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>ウ 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (イ) 主任技術者（業種「建築」）を専任で配置できること。 <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>上記「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ(ア)については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ(イ)については主任技術者でも可とします。</p> | | |

| | |
|------------|---|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 令和5年6月8日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | (1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和5年10月頃）で議決を得たときに契約を締結します。 (4) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件10)

| | |
|------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 真福寺住宅新築第1号工事 履行場所 川崎市麻生区王禅寺西七丁目2014番の一部ほか 履行期間 契約の日から令和7年6月13日まで |
| 参加資格 | 本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」とび「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 特定JVの資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 (ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 a 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記a以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (エ) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (オ) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (カ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (キ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (ク) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。 |
| | イ 特定JVの代表者に必要な条件 (ア) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (イ) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| | ウ 特定JVの構成員2に必要な条件 (ア) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (イ) 主任技術者（業種「建築」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 |
| | (2) 単体企業の資格条件 上記「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ(ア)については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ(イ)については主任技術者でも可とします。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 令和5年6月8日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | (1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年6月頃）を要します。 (3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和5年10月頃）で議決を得たときに契約を締結します。 (4) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

川崎市公告第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により神奈川県知事から次の都市計画墓園事業の事業計画変更認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、

同法同条第2項の規定によりこれを次のとおり公衆の縦覧に供すると共に、同法第66条の規定により、公告します。

令和5年4月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画墓園事業第2号早野聖地公園
- 2 事業施行期間
昭和46年12月9日から令和10年3月31日まで
- 3 施行者の名称
川崎市
- 4 事務所の所在地
川崎市高津区下作延1241
川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
川崎市麻生区字上ノ原、字梅ヶ谷、字長沢田、字中ノ谷、字矢崎前及び字広地地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 6 縦覧場所
川崎市麻生区早野732（早野聖地公園事務所）
川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

川崎市公告第706号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 件名
川崎市立学校教職員勤務実態調査支援業務委託
- (2) 目的
教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進していく中、特に教員の長時間勤務の是正が喫緊の課題となっています。当該課題解決に向けて、教育委員会事務局や学校現場の学校管理職と教職員が対応すべき課題等を校種毎に整理・共通認識化を図る必要があります。
教職員の多忙感と勤務に対する意識調査を実施するとともに、全国の先進的な働き方・仕事の進め方改革の取組事例等を参考にしながら、本市の特性等を踏まえて、教員が本来の業務（教材研究、児童生徒指導等）により専念できる方法、年間授業時間数の設定方法等の多岐にわたる課題や解決方策等に関する意見交換会を開催します。

本意見交換会と意識調査の結果をもとに、令和7年度にかけて、多様な職制等からの幅広い意見交換を引き続き行い、学校現場と教育委員会事務局が一体となって長時間勤務の是正に取り組む基礎的な環境整備を図るとともに、令和7年度から開始する「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の

改定作業の基礎資料とするため、専門的な支援を得ながら作成することを目的とします。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月21日(木)まで

(4) 履行場所

川崎市内

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

(6) 事業規模（予算概算額）

4,213,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(7) プロポーザルに関する日程（予定）

| | |
|----------------|-----------------------|
| 募集開始 | 令和5年4月27日(木) |
| 質問受付開始 | 令和5年4月27日(木) |
| 質問提出締切 | 令和5年5月15日(月) |
| 質問回答 | 令和5年5月17日(水) |
| 参加意向申出書提出締切 | 令和5年5月19日(金) 午前中必着 |
| 提案資格確認結果通知書送付 | 令和5年5月22日(月) |
| 企画提案書等の提出締切 | 令和5年5月30日(火) |
| プロポーザル評価委員会の開催 | 令和5年6月6日(火) 予定 |
| 審査結果通知 | 令和5年6月中旬 |

2 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 部署・担当者名 | 教育委員会事務局職員部教職員企画課 茅根、鈴木 |
| 所在地 | 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル2階 |
| 電話番号 | 044-200-3698、044-200-0557 |
| 電子メール | 88kyoki@city.kawasaki.jp |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日及び正午～午後1時を除く。） |

3 応募者の資格要件

- (1) 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和5・6年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（99その他業務）・種目（99その他業務）に登録されている者

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

- (2) 次の条件を全て満たしていること。
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく

| | |
|---|--|
| <p>更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者</p> <p>イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者</p> <p>ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>エ 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者</p> <p>オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者</p> <p>カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者</p> | |
| <p>4 参加意向申出</p> <p>この企画提案に参加を希望する応募者は、次により参加意向申出書を提出しなければなりません。</p> | |
| <p>(1) 提出書類</p> <p>参加意向申出書（様式1）</p> | |
| <p>(2) 提出方法</p> <p>事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。</p> <p>※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限ります。</p> | |
| <p>(3) 提出期限</p> <p>令和5年5月19日(金) ※午前中必着</p> | |
| <p>(4) 提案資格確認結果通知書</p> <p>参加者の資格要件に基づく審査を行い、その結果を令和5年5月22日(月)までに提案資格確認結果通知書（様式2）の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。</p> <p>※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。</p> <p>なお、本通知書を受領後に参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに、持参又は郵送により辞退届（様式3）を提出してください。</p> | |
| <p>5 企画提案に関する質問の取扱い</p> | |
| <p>(1) 質問方法</p> <p>質問は事前連絡の上、文書（様式自由）を電子メールで送付してください。</p> <p>※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。</p> | |
| <p>(2) 受付期限</p> <p>令和5年4月27日(木)から令和5年5月15日(月)まで</p> | |
| <p>(3) 回答予定日</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>令和5年5月17日(水)</p> | |
| <p>(4) 回答方法</p> <p>下記の市ホームページで公表します。また、全ての質問者に電子メールにて回答します。 (https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000150309.html)</p> | |
| <p>※質問を提出した事業者名は公表せず、全ての質問と回答を公表します。</p> | |
| <p>※質問への回答は、募集要領と一体のものとして同等の効力を有するものとします。</p> | |
| <p>※意見の表明と解されるもの、審査内容に関わるもの等については、回答しないことがあります。</p> | |
| <p>6 企画提案書等の提出</p> | |
| <p>(1) 提出書類</p> | |
| <p>ア 企画提案書（任意様式、A4横5枚以内）【15部】</p> | |
| <p>(ア) 募集要領の「11 応募手続き」の「(5)企画提案書記載事項必須項目」に基づき、業務内容について具体的に記載してください。作成に当たっては、後述する7(2)評価基準を参考にしてください。</p> | |
| <p>(イ) 提案者の持つ実績やノウハウ等を最大限に生かした手法について提案してください。</p> | |
| <p>(ウ) 概念図やフロー図などを活用する等、分かりやすい表現となるよう留意してください。</p> | |
| <p>イ 添付書類（任意様式）【各15部】</p> | |
| <p>(ア) 見積書</p> | |
| <p>積算根拠が分かるよう内訳を記載してください。</p> | |
| <p>(イ) 業務実績</p> | |
| <p>近年の主な類似業務の件名、発注者、金額、内容などを記載</p> | |
| <p>(ウ) 団体概要</p> | |
| <p>団体の理念、業務内容などが分かる資料（パンフレットなどで可）</p> | |
| <p>ウ 提出書類の取り扱い</p> | |
| <p>(ア) 提出書類は返却しません。</p> | |
| <p>(イ) 提出期限後は、原則として、提出書類の差し替え、追加は認めません。</p> | |
| <p>(ウ) 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。</p> | |
| <p>(2) 提出方法</p> | |
| <p>事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。</p> | |
| <p>※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限ります。</p> | |
| <p>(3) 提出期限</p> | |
| <p>令和5年5月30日(火)</p> | |
| <p>7 選定方法</p> | |

(1) 選定方法・審査体制

事業者の選定は、川崎市役所内にプロポーザル評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、提案者の中から最優秀者を選定します。なお、見積金額が予算概算額を超える場合は、失格とします。

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で事業者を選定するものとします。

ア 「企画力」の得点が高い提案を採用する。

イ 見積金額が低い提案を採用する。

(2) 評価基準

| 評価項目 | 配点 |
|--|----|
| 1 企画力 | 50 |
| 本市を含め国全体の教職員の働き方・仕事の (1) 進め方改革に対する理解をした企画提案内容 となっている。 | 10 |
| 意見交換会の内容等が具体的かつ効果的で、 (2) 参加者の素直な意見を引き出す内容となっ ている。 | 10 |
| 意識調査について専門家による支援方法が適 (3) 切であり、教員の勤務実態を的確に把握する ための制度設計や調査項目の設定、適正な分 析が可能となる内容となっている。 | 10 |
| (4) 分かりやすいプレゼンテーションであり、高 い説明能力が認められる。 | 10 |
| (5) 提案内容に独自の工夫がある。 | 10 |
| 2 専門的知識・技術 | 20 |
| 教員の長時間勤務の是正に向けて具体的かつ 効果的な提案・整理が見込める内容となっ ている。 | 20 |
| 3 業務への積極性、事業実施体制 | 20 |
| (1) 仕様書に記述されている水準以上の提案（上 積み）がある。 | 10 |
| (2) 事業実施に必要なスタッフ体制が確保されて いる。 | 10 |
| 4 実績評価 | 10 |
| 本市や他の自治体等での類似実績が十分と判 断できる | 10 |

(3) プロポーザル評価委員会の実施

ア 日程・場所

日程 令和5年6月6日(火)予定

場所 川崎市教育文化会館 第2会議室

※時刻、場所等の詳細は、各提案者へ別途通知
いたします。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提
案説明15分、質疑応答15分程度とします。

ウ 実施方法等

(ア) プrezentationは、原則として本業務に
携わる予定の者が実施してください。

(イ) プrezentationの出席者は、3名以内と
します。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書
のみとし、新たな説明資料を追加することはで
きません。

(エ) インターネット環境はありません。

(オ) プロジェクター、モニター等の機器は利用で
きません。

(4) 審査結果の通知

審査後、速やかに結果通知書（様式4）を各提案
者あてに郵送で通知します（令和5年6月中旬発送
予定）。

なお、審査結果等の電話・電子メール等での直接
のお問い合わせには、応じられませんので御了承く
ださい。

8 その他の留意事項

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の
負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(3) 契約保証金は、免除とします。

(4) 契約書の作成は、必要とします。

(5) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎
市ホームページで閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(7) 関連情報を入手するための窓口は「2 担当部署」
と同じです。

(8) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、
辞退届（様式3）を提出して下さい。

川崎市公告第707号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

令和5年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区東有馬二丁目2788番84

ほか2筆

971平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市旭区二俣川二丁目21番地1

津久見建設 株式会社 代表取締役 鷲原 浩

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

川崎市指令 ま宅審 (イ)第36号 (変更)

4 開発許可年月日及び許可番号

令和4年5月17日

川崎市公告第708号

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市指令 ま宅審 (イ)第14号

令和5年4月28日

令和4年7月12日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

| | | |
|------------|-----------------------------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度 都市基盤河川平瀬川支川河川改修事業 建物調査等委託その1 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区長沢2丁目地内 |
| | 履行期間 | 令和5年9月29日限り |
| 参加資格 | | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。 |
| 契約条項を示す場所等 | | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | | 令和5年6月1日 14時30分 (財政局資産管理部契約課委託契約係) |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|------------------------------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 市道南幸町渡田線路線測量委託 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区渡田東町20番地先 |
| | 履行期間 | 令和6年3月15日限り |
| 参加資格 | | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。 |
| 契約条項を示す場所等 | | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 令和5年6月1日 14時30分 (財政局資産管理部契約課委託契約係) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市公告第709号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、最終改正 令和5年4月1日施行）付則第5条の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同条の規定により公告します。

令和5年4月28日

川崎市長 福田 韶彦

1 各筆明細

| 利用権を設定する土地 | | | 利用権を設定する者 | | | 設定する利用権 | | | 利用権の設定を受ける者 | | | 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 | |
|------------------|------|---------------------|----------------|----------------|--|------------|-----------------------|---------------|-----------------------------|------------|-----------------|---|--|
| 所在 | 現況地目 | 面積(m ²) | 氏名 又は名称 | 住所 | 利用権の種類 利用権の内容 | 始期 | 終期 | 借賃(年額) | 借賃の支払方法 | 氏名 又は名称 | 住所 | | |
| 麻生区黒川 字広町1798 | 畠 | 236 220 952 | 立川 立川 丸山 | イト 新一 早苗 | 川崎市麻生区黒川287 川崎市麻生区黒川287 藤沢市善行1-1-9 | 普通畠 普通畠 | 令和5年5月1日 令和5年4月30日 | 令和8年 4月30日 | 毎年5月 1日まで に現金で 支払う | 越畑 幸作 | 川崎市麻生区 黒川549 | 賃貸借 | |

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-(3) 農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

- (2) 農用地の利用状況についての報告義務
利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第165号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に対する事項

- (1) 件名
災害対策用映像音響システム賃貸借契約
(2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎ほか
(3) 履行期間
令和5年11月1日から令和12年10月31日まで
(4) 調達概要
入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格

- この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物品の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」・種目「その他」に登載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年5月19日(金)までに行うこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(4) 過去5年間以内に国又は地方公共団体において、映像及び音響システムの賃貸借に関する契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
危機管理本部危機管理部 情報・無線担当
電話 044-200-2856（直通）
FAX 044-200-3972
E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年5月10日(木)から5月18日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和5年5月19日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会
実施しません。
(2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2) 配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年6月1日(木) 午後1時から午後5時まで
ただし、製造の請負・物品の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
(2) 質問受付期間
令和5年5月10日(木)から6月2日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和5年6月5日(月)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。
(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2) 質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和5年6月15日(木)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は月額の賃貸借料（税抜き1円未満を切り捨てた額）を月数で乗じた見積り金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書に入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%（1円未満切捨て））を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出方法

ア 持参の場合

(ア) 提出日時 令和5年6月23日(金)
午前10時00分

(イ) 提出場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

イ 郵送の場合

(ア) 提出期限 令和5年6月22日(木)
午後5時00分必着

(イ) 提出場所 3(1)に同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

11 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:
Lease of Audiovisual system for disaster

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M., June, 23, 2023

(3) Time-limit for tender by mail:

05:00 P.M., June, 22, 2023

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY Crisis Management
Headquarters
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa 210-8577, Japan
Phone: 044-200-2856

川崎市公告（調達）第166号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和5年度 福祉総合情報システム（1次）運用支援業務委託

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部保健福祉システム課
川崎市川崎区駅前本町12番地1
タワーリバーサイド8階

3 契約の相手方を決定した日

令和5年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan 株式会社 川崎支店
支店長 染谷 淳
川崎市川崎区東田町8

5 契約金額

37,073,520円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第167号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和5年度 福祉総合情報システム（1次）運用保守業務委託

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部保健福祉システム課
川崎市川崎区駅前本町12番地1
タワーリバーサイド8階

3 契約の相手方を決定した日

令和5年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan 株式会社 川崎支店
支店長 染谷 淳
川崎市川崎区東田町8

5 契約金額

140,777,875円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第168号

入札公告

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

大気汚染物質測定装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

大師一般環境大気測定期局（川崎区東門前2-1-1）
川崎一般環境大気測定期局（川崎区宮本町3-3）
多摩一般環境大気測定期局（多摩区登戸1329）

(3) 履行期間

令和5年11月1日から令和12年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において類似の賃貸借契約の実績があること。

(5) 契約締結後、確実に納入することができる。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階
川崎市環境局環境総合研究所
地域環境・公害監視担当 沖田、菊地
電話 044-276-9096
FAX 044-288-3156
E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

令和5年5月10日(水)から令和5年5月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

イ 配布・提出時間

9時から12時まで及び13時から17時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年5月24日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日時

令和5年5月24日(水)(9時から12時まで及び13時から17時まで)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和5年5月24日(水)から令和5年5月30日(火)17時まで

(3) 問合せ方法

添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年6月1日(木)までに、参加全員あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次いづれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいづれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヶ月で乗じる方法で見積もりしてください。その他事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札書の提出日時

令和5年6月9日(金) 11時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

ウ 入札書の提出方法

持参に限ります。

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告（調達）第169号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和5年度システム連携基盤機器更改に係る移行業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局デジタル化施策推進室

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎9階

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月23日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北

代表取締役社長 山本 確

仙台市青葉区一番町一丁目9番1号

仙台トラストタワー21階

5 契約金額

107,786,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市公告（調達）第170号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい

て公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和5年度 保健所総合システムに係る運用保守

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部保健福祉システム課

川崎市川崎区駅前本町12-1

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通J a p a n 株式会社 川崎支店

支店長 染谷 淳

川崎市川崎区東田町8

5 落札金額（税抜）

37,038,360円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第171号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

炭化水素測定装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

幸一般環境大気測定期局(幸区戸手本町1-11-3)

高津一般環境大気測定期局(高津区溝口1-6-

10)

(3) 履行期間

令和5年11月1日から令和12年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において類似の賃貸借契約の実績があること。

| | |
|---|---|
| <p>(5) 契約締結後、確実に納入することができること。</p> <p>3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。</p> <p>(1) 配布・提出場所及び問合せ先 〒210-0821 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階 川崎市環境局環境総合研究所 地域環境・公害監視担当 菊地、鏡淵 電話 044-276-9096 FAX 044-288-3156 E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp</p> <p>(2) 提出期間 ア 配布・提出日 令和5年5月10日(水)から令和5年5月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く) イ 配布・提出時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(3) 提出書類 ア 競争入札参加申込書 イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)</p> <p>(4) 提出方法 持参に限ります。 提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)</p> <p>4 競争入札参加資格確認通知書の交付 競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年5月24日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。</p> <p>(1) 交付日 令和5年5月24日(水)(9時から12時まで及び13時から17時まで)</p> <p>(2) 場所 上記3(1)と同じ。</p> <p>5 仕様・入札に関する問合せ (1) 問合せ先 上記3(1)と同じ。</p> | <p>(2) 問合せ期間 令和5年5月24日(水)から令和5年5月30日(火)午後5時まで</p> <p>(3) 問合せ方法 添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。</p> <p>(4) 回答方法 質問があった場合の回答は、令和5年6月1日(木)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。</p> <p>6 競争入札参加資格の喪失 競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。</p> <p>(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。</p> <p>7 入札手続等 (1) 入札方法等 税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヶ月で乗じる方法で見積もりしてください。その他事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。 ア 入札書の提出日時 令和5年6月9日(金) 午前11時00分 イ 入札書の提出場所 川崎市環境局環境総合研究所研修室 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階 ウ 入札書の提出方法 持参に限ります。</p> <p>(2) 入札保証金 免除とします</p> <p>(3) 開札の日時 7(1)アに同じ</p> <p>(4) 開札の場所 7(1)イに同じ</p> <p>(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。</p> <p>(6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p> |
|---|---|

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告（調達）第172号**入札公告**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

オキシダント測定装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎一般環境大気測定局（川崎区宮本町3-3）

(3) 履行期間

令和5年11月1日から令和12年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において類似の賃貸借契約の実績があること。

(5) 契約締結後、確実に納入することができるこ

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視担当 菊地、鏡淵

電話 044-276-9096

FAX 044-288-3156

E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

令和5年5月10日(水)から令和5年5月16日(火)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定品の仕様を確認できるもの（カタログ等の資料）

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類（競争入札参加申込書）及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。（「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年5月24日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和5年5月24日(水)（9時から12時まで及び13時から17時まで）

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和5年5月24日(木)から令和5年5月30日(火)午後
5時まで

(3) 問合せ方法

添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年6月1日(木)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を84カ月で乗じる方法で見積もりしてください。その他事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札書の提出日時

令和5年6月9日(金) 午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

ウ 入札書の提出方法

持参に限ります。

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アと同じ

(4) 開札の場所

7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除ができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告（調達）第173号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

G I G Aスクール構想校内L A N環境機器ライセンス使用等に関する契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター

川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話 株式会社

執行役員 神奈川事業部長 中西 裕信

横浜市中区山下町198番地

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）

180,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年1月25日

川崎市公告（調達）第174号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

福祉総合情報システム（2次）運用保守業務委託

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部保健福祉システム課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 アイネス 公共営業部

部長 前田 好治

東京都中央区晴海三丁目10番1号

5 契約金額

224,906,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第175号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和5年度土木工事設計積算システム保守及び基礎データ更新業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

建設緑政局総務部技術監理課

川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リバーアク17階

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

一般財団法人 日本建設情報総合センター

理事長 深澤 淳志

東京都港区赤坂五丁目2番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）

54,895,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第176号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

発生源自動監視システムの賃貸借及び保守

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

川崎市川崎区東田町5-4

3 落札者を決定した日

令和5年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

環境計測 株式会社 神奈川事業所

所長 大川 貴弘

川崎市川崎区宮本町2番地12

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

68,880,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年2月10日

川崎市公告（調達）第177号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

情報統括監理業務等実施委託（C I O補佐業務）

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局デジタル化施策推進室

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

I T b o o k 株式会社

| | |
|--|---|
| 代表取締役 石田 伸一 東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレシア9階 | 5 権利金額 50,490,000円 |
| 6 権利の相手方を決定した手続 随意契約 | 7 随意契約理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。 |

川崎市公告（調達）第178号**入札公告**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

気象観測装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

大師一般環境大気測定局（川崎区東門前2-1-1）

中原一般環境大気測定局（中原区小杉町3-245）
麻生一般環境大気測定局（麻生区百合丘2-10）

(3) 履行期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において類似の賃貸借契約の実績があること。

(5) 契約締結後、確実に納入することができる。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視担当 菊地、鏡淵

電話 044-276-9096
FAX 044-288-3156
E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp**(2) 提出期間**

ア 配布・提出日

令和5年5月10日(水)から令和5年5月16日(火)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し
ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの（カタログ等の資料）**(4) 提出方法**

持参に限ります。

提出書類（競争入札参加申込書）及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。（「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）**4 競争入札参加資格確認通知書の交付**

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年5月24日(木)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和5年5月24日(木)（9時から12時まで及び13時から17時まで）

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ**(1) 問合せ先**

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和5年5月24日(木)から令和5年5月30日(火)午後5時まで

(3) 問合せ方法

添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年6月1日(木)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXに

| | |
|--|---|
| <p>て送付します。</p> <p>6 競争入札参加資格の喪失</p> <p>競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。 (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。 <p>7 入札手続等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札方法等 税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を60ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。その他事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。 ア 入札書の提出日時 令和5年6月9日(金) 午前10時00分 イ 入札書の提出場所 川崎市環境局環境総合研究所研修室 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階 ウ 入札書の提出方法 持参に限ります。 (2) 入札保証金 免除とします (3) 開札の日時 7(1)アと同じ (4) 開札の場所 7(1)イと同じ (5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。 (6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 <p>8 契約手続等</p> <p>次により、契約を締結します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約保証金 免除とします。 (2) 前払金 否 (3) 契約書作成の要否 必要とします。 (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、 | <p>上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> <p>9 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じ。 (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。 <p>また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。</p> <hr/> <p>川崎市公告（調達）第179号</p> <p>落札者等の公示</p> <p>川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。</p> <p>令和5年5月10日</p> <p style="text-align: right;">川崎市長 福田 紀彦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調達の名称 福祉総合情報2次システム統一・標準化に係る調査業務委託 2 契約に関する事務担当部局 健康福祉局総務部保健福祉システム課 川崎市川崎区宮本町1番地 3 契約の相手方を決定した日 令和5年3月27日 4 契約の相手方の氏名及び住所 株式会社 アイネス 公共営業部 部長 前田 好治 東京都中央区晴海三丁目10番1号 5 契約金額 40,491,000円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。 <hr/> <p>川崎市公告（調達）第180号</p> <p>落札者等の公示</p> <p>川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。</p> <p>令和5年5月10日</p> <p style="text-align: right;">川崎市長 福田 紀彦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調達の名称 |
|--|---|

| |
|---|
| 新国民健康保険・後期高齢者医療保険システムに係るサーバ機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守 |
| 2 履行期間 令和5年4月1日から令和10年12月31日 |
| 3 契約事務担当部局の名称及び所在地 川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 川崎市川崎区宮本町1番地 |
| 4 契約の相手方を決定した日 令和5年3月24日 |
| 5 契約の相手方の氏名及び住所 NECキャピタルソリューション株式会社 神奈川支店長 加納 誠 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号 |
| 6 契約金額 437,033,850円 |
| 7 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 |
| 8 入札の公告を行った日 令和5年2月10日 |

川崎市公告（調達）第181号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

| |
|---|
| 1 調達の名称 川崎市立鷺沼小学校増築校舎賃貸借 |
| 2 契約事務担当部局の名称及び所在地 教育委員会事務局教育環境整備推進室 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階 |
| 3 契約の相手方を決定した日 令和5年4月10日 |
| 4 契約の相手方の氏名及び住所 東海リース 株式会社 横浜支店 支店長 倉田 俊治 横浜市中区弁天通4丁目59番地 |
| 5 契約金額 152,570,000円 |
| 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 |
| 7 入札の公告（公示）を行った日 令和5年2月27日 |

川崎市公告（調達）第182号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

| |
|--|
| 1 調達の名称 令和5年度i D C（インターネット・データ・センター）業務委託（利用システム分） |
| 2 契約事務担当部局の名称及び所在地 総務企画局デジタル化施策推進室 川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階） |
| 3 契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日 |
| 4 契約の相手方の氏名及び住所 富士通Japan株式会社 川崎支店 支店長 染谷 淳 神奈川県川崎市川崎区東田町8 |
| 5 契約金額（税込） 158,147,000円 |
| 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 |
| 7 随意契約理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。 |

川崎市公告（調達）第183号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

| |
|--|
| 1 調達の名称 令和5年度ネットワーク運用保守業務委託 |
| 2 契約事務担当部局の名称及び所在地 総務企画局デジタル化施策推進室 川崎市川崎区東田町5-4 |
| 3 契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日 |
| 4 契約の相手方の氏名及び住所 富士通 J a p a n 株式会社 川崎支店 支店長 染谷 淳 川崎市川崎区東田町8 |
| 5 契約金額（税込） 99,660,000円 |
| 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 |
| 7 随意契約理由 |

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告（調達）第184号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和5年度川崎市区役所事務サービスシステム運用保守等業務委託契約

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 契約事務担当部局の名称及び所在地

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

川崎市川崎区宮本町1番地

4 契約の相手方を決定した日

令和5年3月27日

5 契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan 株式会社 川崎支店

支店長 染谷 淳

川崎市川崎区東田町8番地

6 契約金額

111,791,856円

7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

8 隨意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第185号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和5年度区役所事務サービスシステム等統合運用保守管理支援業務委託契約

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 契約事務担当部局の名称及び所在地

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

川崎市川崎区宮本町1番地

4 契約の相手方を決定した日

令和5年3月22日

5 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 野村総合研究所

代表取締役社長 此本 臣吾

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

大手町フィナンシャルシティグランキューブ

6 契約金額

65,208,000円

7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

8 隨意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第186号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る低栄養改善指導事業業務委託（幸・中原・高津）

(2) 履行場所

3行政区（幸区・中原区・高津区）内及び受注者事業所内等

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託概要

「令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る低栄養改善指導事業業務委託（幸・中原・高津）仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（地方自治法施行令第167条の4参照）

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で登録されている者。

(4) 本市又は他官公庁において、高齢者の保健事業又は介護予防事業に関する類似の契約実績（元請に限る。）を令和3年4月1日以降に有すること。類似の契約実績とは、訪問指導、及び集団に対しての健康教育の実績があることを指す。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 3 一般競争入札参加申込書等の配付及び提出 | 一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。 |
| (1) 配付・提出場所 | <p>〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階 川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 (担当 今見堂) 電話 044-200-0085 (直通) FAX 044-200-3930 E-mail : 40hoken@city.kawasaki.jp</p> |
| (2) 配付・提出期間 | 令和5年5月10日(木)から令和5年5月16日(火)まで (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで |
| (3) 提出書類 | <p>ア 一般競争入札参加申込書 イ 上記2(4)を証する契約実績書類 (契約書の写し等)</p> |
| (4) 提出方法 | 持参によるものとし、郵送は認めません。 |
| (5) その他 | 仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配付も行います。 |
| 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付 | 一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。 |
| (1) 交付方法 | <p>ア 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者は、令和5年5月18日(木)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和5年5月18日(木)の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。</p> |
| (2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。 | |
| 5 仕様書等に関する問合せ | |
| (1) 問合せ先 | 3(1)と同じ |
| (2) 問合せ期間 | |

令和5年5月18日(木)から令和5年5月19日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号宛て送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和5年5月23日(火)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に關し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及びその他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和5年5月31日(木) 午前10時

イ 入札場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビル12階

川崎市役所健康福祉局医療保険部会議室

(2) 入札方法

ア 入札は、入札説明書に添付の所定の入札（見積）内訳書を添付した入札書をもって行います。なお、人件費については、単価についても併せて当市に開示するものとします。

イ 入札は、総価によって行います。そのため、人件費については、単価に予定数量を乗じた合計額を計上し、物件費については、事務運営に係る各費用一式を計上してください。

ウ 代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印（委任状に押印したものと同じ印鑑）が必要

です。

エ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 1回目で落札しない場合は、再度入札を1回、計2回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行うことがあります。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は

取りやめる場合があります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告（調達）第187号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立高等学校学務システム賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センター
- (3) 履行期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日
- (4) 概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者を含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年5月24日(木)までに行ってください。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

- (2) 配布及び提出期間

令和5年5月10日(木)から令和5年5月24日(木)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時（土曜日、

| | |
|---|---|
| <p>日曜日を除く)</p> <p>(3) 提出方法</p> <p>持参又は郵送に限ります。郵送の場合、上記3(2)の期間内に必着とし、競争入札参加申込書を郵送したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。</p> <p>申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中 있습니다）。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。</p> <p>なお、競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類（契約書の写し等）を併せて提出してください。契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。（「入札情報かわさき」https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）</p> <p>4 競争入札参加資格確認通知書の交付</p> <p>競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年5月31日(水)までに送付します。</p> <p>なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和5年5月31日(水)の午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く）に、3(1)にて、書類を交付します。</p> <p>5 仕様・入札に関する問合せ</p> <p>(1) 問合せ場所</p> <p>上記3(1)と同じ。</p> <p>(2) 問合せ期間</p> <p>令和5年5月10日(木)から令和5年6月7日(水) 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く）</p> <p>(3) 問合せ方法</p> <p>入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。</p> <p>なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）</p> <p>(4) 回答方法</p> <p>質問があった場合の回答は、令和5年6月14日(水)までに、競争入札参加資格があると認められた者宛てに、FAX又は電子メールアドレスにて送付します。</p> <p>なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。</p> <p>6 カタログの提出について</p> | <p>競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和5年6月21日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。</p> <p>なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。</p> <p>7 競争入札参加資格の喪失</p> <p>競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。</p> <p>(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさくなったとき。</p> <p>(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。</p> <p>8 入札手続等</p> <p>(1) 入札方法等</p> <p>入札金額は、税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60か月）で乗じる方法で見積もりしてください。</p> <p>なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。</p> <p>ア 入札書の提出日時</p> <p>令和5年6月27日(火) 午前11時00分</p> <p>イ 入札書の提出場所</p> <p>川崎市総合教育センター 3階 第5研修室 川崎市高津区溝口6-9-3</p> <p>ウ 郵送による場合の入札書の受領期限</p> <p>令和5年6月26日(月)</p> <p>郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。</p> <p>なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）</p> <p>エ 郵送による場合の入札書の宛先</p> <p>3(1)に同じ</p> <p>(2) 入札保証金 免除</p> <p>(3) 開札の日時 8(1)アに同じ</p> <p>(4) 開札の場所 8(1)イに同じ</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。</p> <p>(6) 入札の無効</p> <p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>これを無効とします。</p> <p>(7) 再入札の実施 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。 (開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)</p> <p>9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項 代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。 また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。 なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。</p> <p>10 契約手続等 次により、契約を締結します。</p> <p>(1) 契約保証金 契約金額の10% ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。</p> <p>(2) 前払金 否</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。</p> <p>(3) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。</p> <p>(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。 また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。</p> <p>(5) 支払については、毎月払いとします。</p> <p>12 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Lease High School Academic affairs system installed in Kawasaki City.</p> <p>(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M 27 Jun 2023</p> <p>(3) Time-limit for tender by mail: 26 Jun 2023</p> | <p>(4) Contact point for the notice KAWASAKI CITY OFFICE KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center 6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki, Kanagawa 213-0001, Japan TEL: 044-844-3712</p> <hr/> <p>川崎市公告（調達）第188号</p> <p>落札者等の公示</p> <p>川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。</p> <p>令和5年5月10日</p> <p style="text-align: right;">川崎市長 福田 紀彦</p> <p>1 調達の名称 川崎市公金収納高集計確定等業務委託</p> <p>2 契約事務担当部局の名称及び所在地 会計室出納課 川崎市川崎区宮本町1番地</p> <p>3 契約の相手方を決定した日 令和5年3月10日</p> <p>4 契約の相手方の氏名及び住所 株式会社横浜銀行川崎支店 支店長 赤堀 昌利 川崎市川崎区砂子1丁目1番17 富士通Japana株式会社 川崎支店 支店長 染谷 淳 川崎市川崎区東田町8</p> <p>5 契約金額 (推定総金額) 41,410,912円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 隨意契約理由 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。</p> <hr/> <p>川崎市公告（調達）第189号</p> <p>一般競争入札について次のとおり公告します。</p> <p>令和5年5月10日</p> <p style="text-align: right;">川崎市長 福田 紀彦</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 件名 画面キャプチャ制御ソフトウェアの賃貸借及び保守契約</p> <p>(2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5-4 (第3庁舎9階)</p> <p>(3) 履行期間</p> |
|---|---|

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、AまたはBの等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できる体制を整えること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局デジタル化施策推進室

担当 清田、前島

電話 044-200-3076

FAX 044-200-3752

E-mail 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年5月10日(水)から令和5年5月16日(火)までとします（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)と同じ

(2) 日時

令和5年5月18日(木)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年5月10日(水)から令和5年5月16日(火)まで縦覧に供します（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和5年5月18日(木)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)と同じ

6 仕様に関する問合せ先

3(1)と同じ

仕様に関する質問は、令和5年5月18日(木)から令和5年5月22日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

なお、回答については令和5年5月24日(水)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額（税抜き）を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月26日(金) 午後1時30分

イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室II

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入

- 札は、無効とします。
- 9 契約の手続等**
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。
 - (2) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- 10 その他**
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。
 - (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
 - (4) 関連情報を入手するための窓口
3(1)と同じ

川崎市公告（調達）第190号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
子ども・子育て支援システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局
こども未来局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月3日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 富澤 正興
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額
42,812,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

7 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第191号**落札者等の公示**

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
子ども・子育て支援システム統一・標準化に係る調査業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局
こども未来局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月3日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 富澤 正興
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額
42,812,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第192号

特定調達契約に関する総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に関する事項
 - (1) 件 名 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業
 - (2) 履行場所 川崎市立小中学校ほか
 - (3) 履行期間 事業契約締結の日から令和23年3月31日まで
 - (4) 事業目的
本市では、平成20年度から21年度にかけて、小学校及び中学校90校の普通教室へPFI手法で、中学校41校の普通教室へ直接施工で、空調設備を一斉整備し、全ての普通教室へ空調設備の整備を完了した。

併せて、「学校施設長期保全計画」に基づく改修を行い、空調設備が未設置だった特別教室への空調設備の設置や更新時期を迎えた管理諸室の空調設備の更新整備を順次進めてきた。こうして整備してきた空調設備の多くは設置から10年以上が経過し、更新時期を迎えている。

本事業は、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、川崎市立学校の教室等における空調設備等の効率的・効果的な更新及び新設等並びに維持管理等を行い、夏季及び冬季の室温を適切に保つことによる児童・生徒への望ましい学習環境の提供とともに、総事業費の縮減への寄与を目的とするものである。

(5) 入札予定価格

予定価格は、26,672,970,851円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(6) 契約方法

事業者の選定にあたっては、本市が支払う本事業の実施に係るサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式に付することとして、その旨を公告する。

また、本事業は、WTO政府調達協定の対象となる事業であり、入札には地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号1条に規定する協定その他の国際約束）が適用される。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の閲覧場所及び契約に係る事務を担当する部局

8(4)に示すとおり。

(2) 入札説明書等の閲覧期間

令和5年5月10日(火)から令和5年7月4日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

なお、入札説明書等は川崎市公式ホームページ上でも公表する。

3 入札参加者に関する条件

(1) 入札参加資格等

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下のア及びイで規定する入札参加資格の各要件を、入札参加資格確認基準日に満たす者でなければ入札に参加できない。

なお、入札公告日以降に、本事業について「川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会」に設置する「川崎市立小中学校空調更新整備等事業事業者選定部会」（以下「選定部会」という。）

の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うこととする。選定部会の委員については、落札者決定基準を参照すること。

ア 入札参加者の構成等

(ア) 入札参加者の構成

入札参加者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業により構成されるものとする。また、必要に応じて、本事業の進捗管理や他の構成員、協力企業等との連絡調整等の業務を行なう者も入札参加者に含むことができる。

入札参加者は、選定事業者決定後、本事業を実施するために、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することとする。入札参加者は、あらかじめ構成員の中から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととする。

(イ) 構成員等の明示

入札参加表明及び入札資格確認申請に関する書類の提出時には、入札参加者の代表企業、構成員及び協力企業について明らかにすることとする。

(ウ) 複数業務の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業が、「入札説明書 1(4)ア」に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の対象校における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が兼ねないこと。

なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又は当該企業の出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(エ) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。また、当該入札参加者の構成員又は協力企業と資本面又は人事面において関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

(オ) 入札参加者の追加及び変更

入札参加者の構成員及び協力企業の追加及び

変更は原則として認めない。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

イ 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、いずれも以下で規定する入札参加資格要件を、入札参加資格確認申請に関する書類の提出日（入札参加資格確認基準日）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない構成員及び協力企業を含む入札参加者の応募は認めない。入札参加資格確認申請に関する書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

また、本事業について選定部会の委員に接触を試みた者については入札参加資格を失う。

(ア) 共通の入札参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の4 第1項の規定に該当しない者であること。

b 地方自治法施行令第167条の4 第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

c 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。ただし、指名停止期間が1か月以内のものである場合は、この限りではない。

d 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

e 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者

f 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年律第172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。）

g 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競

争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

h 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法による廃止前の破産法（大正11年律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）

i 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である者でないこと。

j 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

k 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

(a) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(c) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(a)から(d)までのいずれかに該当する者

l 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人でないこと。

m 子会社又は親会社が(o)から(s)に該当すること。

n 本市が本事業について、アドバイザリー業務を委託している三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が本アドバイザリー業務の一部を委託している株式会社東畠建築事務所及び弁護士法人御堂筋法律事務所並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面にお

いて関連がある者が参加していないこと。

- o 「川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会」及び選定部会の委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- p 入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。
- (イ) 各業務を行う者に求める入札参加資格要件
空調設備等の設計、施工、工事監理、及び維持管理の各業務を行う構成員及び協力企業は、上記「ア」の要件のほか、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、有資格業者名簿の登録については、いずれも入札参加資格確認基準日までに行うものとし、詳細は財政局契約課に問い合わせること。
 - a 「空調設備等の設計業務」を行う者の要件
 - (a) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
 - (b) 本市の令和5・6年度の業務委託有資格業者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。
 - (c) 少なくとも1企業は、平成25年度以降に、完成済みの延べ床面積3,000m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備の設計の元請としての実績を有していること。
 - b 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う者の要件
 - (a) 少なくとも1企業は、建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (b) 少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が950点以上であること。
 - (c) 本市の令和5・6年度の工事請負有資格業者名簿において、空調衛生に登録されていること。
 - (d) 平成25年度以降に、完成済みの延べ床面積3,000m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。
 - c 「空調設備等の工事監理業務」を行う者の

要件

- (a) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (b) 本市の令和5・6年度の業務委託有資格業者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。
- (c) 平成25年度以降に、完成済みの室内機15台以上かつ延べ床面積3,000m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備の工事監理の実績を有していること。
- d 「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件
 - (a) 維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
 - (b) 本市の令和5・6年度の業務委託有資格業者名簿において、当該業務に登録されていること。
 - (c) 平成25年度以降に連続して5年以上の期間、室内機10台以上かつ延べ床面積1,000m²以上の空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

(2) 入札参加資格の喪失

- ア 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者の代表企業が、入札参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。
- イ 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者の代表企業以外の構成員又は協力企業のいずれかが、入札参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

ただし、入札参加資格確認申請に関する書類に明示が義務づけられている者（以下「応募企業」という。）のうち、1又は複数の企業が入札参加資格要件を満たさなくなった場合において、入札参加資格要件を引き続き満たしている企業（以下「残存企業」という。）のみで、又は入札参加資格要件を満たさなくなった企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業

を構成員若しくは協力企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を本市に申請し、事業契約締結日までに本市が認めた場合は、引き続き有効とする。なお、残存企業のみで入札参加者の再編成を本市に申請する場合は、当該残存企業のみで入札参加資格要件を満たしていることが必要である。また、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととする。

4 入札に関する事項

(1) 入札手続き

ア 資料貸与の受付

本市は、本事業に係る資料を本事業に応募しようとする事業者のうち希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、「入札説明書 別紙2 資料貸与について」に従って手続等を行い、貸与を受けること。

イ 第1回入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付ける。

(ア) 受付期間

令和5年5月10日(水)～5月24日(水)

(イ) 提出方法

第1回入札説明書等に関する質問書（様式1-1）をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、メールタイトルは「【空調PFI】第1回入札説明書等に関する質問（企業名）」と明記すること。

質問書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

申込先アドレスは8(4)に示す「問い合わせ先」を参照すること。

(ウ) 回答方法

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答は令和5年6月中旬にホームページにおいて公表する。この際、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

ウ 入札参加表明及び入札参加資格確認申請に関する書類の受付

入札参加希望者は、様式集に示す「入札参加表明時の提出書類」を以下のとおり提出すること。

(ア) 受付期間

令和5年6月27日(火)～7月4日(火)17:00必着

(イ) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

(ウ) 提出先

8(4)に示す「問い合わせ先」に提出すること。

エ 現地見学会の申込受付及び実施

本事業の対象校全校について、現地見学の機会を設ける。

オ 個別対話の申込受付及び実施

個別対話の機会を設ける。

カ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果を令和5年7月18日(火)までに代表企業に対して通知する。なお、入札参加資格確認の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、本市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。本市は、説明を求める者に対し、説明要求を受けた日から7日以内に、書面により回答する。

キ 第2回入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付ける。

(ア) 受付期間

令和5年8月3日(木)～8月9日(水)

(イ) 提出方法

第2回入札説明書等に関する質問書（様式1-2）をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、メールタイトルは「【空調PFI】第2回入札説明書等に関する質問（企業名）」と明記すること。

質問書のファイル形式はMicrosoft-Excelとする。

申込先アドレスは8(4)に示す「問い合わせ先」を参照すること。

(ウ) 回答方法

第2回入札説明書等に関する質問に対する回答は令和5年8月下旬にホームページにおいて公表する。この際、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

ク 入札書及び事業提案書の受付

(ア) 受付期間

令和5年9月8日(金) 9:00～12:00

(イ) 受付場所

8(4)に示す「問い合わせ先」に提出すること。

(ウ) 事業提案書の提出方法

入札書及び事業提案書は、持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。また、受付日の前日17:00までに到着するよう発送すること。）により提出すること。

ケ 開札の手順

(ア) 開札時間

令和5年9月8日(金) 14:00

(イ) 開札場所

第4庁舎 4階 第1会議室

コ ヒアリング審査の実施

入札参加者に対し、令和5年10月下旬（予定）に事業提案書の内容に関するヒアリング審査を実施する。具体的な実施方法は、後日、代表企業に対して通知する。

(2) 入札参加に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容（入札説明書等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

入札保証金は、免除する。

エ 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

オ 著作権

事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づき内容を公表する場合、その他本市が必要と認めるときには、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

カ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

キ 提出書類の取扱い

提出された提出書類については、変更、差し替え及び再提出は、本市から指示する場合を除き認めないこととし、また返却しない。

ク 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ケ 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執

行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の談合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は中止する場合がある。

コ 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

(ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの

(イ) 虚偽の入札参加資格確認申請を行った者が入札したもの

(ウ) 入札書が所定の日時までに到着しないもの

(エ) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの

(オ) 入札書に必要な記名押印のないもの

(カ) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

(キ) 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの

(ク) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの

(ケ) その他入札に関する条件に違反したもの

サ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定

ア 審査は、落札者決定基準に従い実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者定基準に示す。

イ 提案審査（二次審査）のうち、内容評価及び価格評価については、選定部会が行い、最優秀提案者を選定する。

ウ 本市は、選定部会の審査結果の答申を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

(3) 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、ホームページにおいて公表する。

6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおり。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、事業提案書を作成

するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

(1) 事業者が行う業務

選定事業者が行う業務は、「入札説明書 1(4)ア」のとおりとし、詳細は要求水準書に示す。

(2) 業務の委託

選定事業者は、事業提案書に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、本市の承諾を得た場合に限り、事業提案書に示していない第三者に委託又は業務を請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて選定事業者の責任において行うものとし、選定事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて選定事業者が責任を負うこととする。

(3) 事業者の収入

本市は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）及び維持管理に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払う。支払方法、支払時期等については、入札説明書の「別紙5 サービス対価について」及び事業契約書（案）別紙11を参照すること。

(4) 本市によるモニタリングの実施

本市は、事業期間中、選定事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。選定事業者が提供する本事業のサービスが、事業契約において定められたサービス水準を満たしていない場合には、事業契約に基づきサービス対価を減額する。詳細については、事業契約書（案）別紙9を参照すること。

(5) 保険

事業契約書（案）別紙15の1を参照すること。

(6) 本市と事業者の責任分担

ア 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを負うとの考え方に基づき、本市と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、選定事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と選定事業者の責任分担は、事業契約書

（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこととする。

(7) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度経過後3箇月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、本市に提出することとする。また、本市は当該財務書類を公表できるものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約手続き

ア 本市と落札者は、入札説明書等及び事業提案書に基づき基本協定を締結する。
イ 本市はSPCと、基本協定に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、令和5年12月を目途に仮契約を締結するよう努める。

ウ 仮契約は、当該契約に関する議案が令和6年第1回川崎市議会定例会の議決を経た場合に本契約となる。

エ 落札者の構成員又は協力企業が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、入札参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

(2) 事業契約の概要

事業契約において、選定事業者が遂行すべき設計、施工、工事監理、維持管理及び移設等に関する業務内容、業務期間、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

(3) 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

(4) 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

(5) SPCの設立

落札者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを設立すること。また、SPCの設立にあたっては、次の要件をすべて満たすこと。

ア SPCの所在地は、川崎市内とする。

イ SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

ウ SPCへの出資は、入札参加者の構成員のみによって行うこととする。

エ 代表企業の議決権保有割合は、出資者中最大となるものとする。

(6) 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。なお、全ての構成員は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(7) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

8 その他

(1) 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

本市は、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援を選定事業者が受けられるよう努める。

本市は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、選定事業者は、本市が行う交付金申請に係る手続き等に対して必要な協力をを行うこととする。

(3) 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、ホームページに掲載し提供する。

(4) 問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は、以下のとおり。

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階
電話：044-200-0362
E-mail：88seibi@city.kawasaki.jp

9 Summary

(1) Subject matter of the contract

Kawasaki City Elementary and Junior High School Air Conditioning Equipment Renewal and Maintenance Project

(2) Deadline for accepting applications (in person)

8th of September 2023, 12:00

(3) Deadline for accepting applications by post

(registered mail only) 7th of September 2023,
17:00

(4) Address for submissions

Kawasaki City Board of Education Secretariat,
Educational Environment Improvement
Promotion Office

5th Floor,Meiji Yasuda Seimei Kawasaki Building
6 Miyamoto-cho, Kawasaki Ward, Kawasaki City,
Kanagawa 210-0004, Japan

TEL: 044-200-0362

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第41号

差押通知書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月14日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第42号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月14日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第43号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月14日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第44号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第45号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月21日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

上下水道局告示**川崎市上下水道局告示第22号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和5年4月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定番号 第1896号

氏名又は名称 青木設備工業株式会社
住 所 神奈川県横須賀市二葉一丁目29番7号

代表者氏名 青木 光

指定年月日 令和5年5月1日

有効期限 令和10年4月30日

2 指定番号 第1897号

氏名又は名称 株式会社旭リフォーム
住 所 横浜市旭区西川島町60番地28
代表者氏名 黒瀬 賢治

指定年月日 令和5年5月1日

有効期限 令和10年4月30日

3 指定番号 第1898号

氏名又は名称 水株式会社
住 所 横浜市港北区新羽町1813番地105
代表者氏名 高橋 英樹

指定年月日 令和5年5月1日

有効期限 令和10年4月30日

4 指定番号 第1899号

氏名又は名称 株式会社小塩設備工業
住 所 東京都日野市新町5-1-21
代表者氏名 小塩 良

指定年月日 令和5年5月1日

有効期限 令和10年4月30日

5 指定番号 第1900号

氏名又は名称 有限会社大栄設備工業
住 所 横浜市旭区桐が作1613番地8
代表者氏名 安田 正勝
指定年月日 令和5年5月1日
有効期限 令和10年4月30日

川崎市上下水道局告示第23号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和5年4月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定番号 第102号

氏名又は名称 有限会社堀一設備
住 所 川崎市中原区今井南町4番1号
代表者氏名 堀一 隆之
廃止年月日 令和5年3月31日

2 指定番号 第988号

氏名又は名称 住宅総合サービス・旭リフォーム
住 所 横浜市旭区西川島町60番地28
代表者氏名 黒瀬 賢治
廃止年月日 令和5年3月11日

3 指定番号 第1550号

氏名又は名称 株式会社V I D O C Q研究所
住 所 東京都町田市中町二丁目16番23号
代表者氏名 右田 貴哉
廃止年月日 令和5年4月13日

川崎市上下水道局告示第24号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者

の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和5年4月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 指定番号 第520号

氏名又は名称 (新) 積水ハウス建設東京株式会社
(旧) 積和建設東京株式会社西東京
事業所
住所 (新) 埼玉県戸田市大字新曾1760番
地の2
(旧) 東京都町田市下小山田町2720
番地4

代表者氏名 三浦淳一

変更年月日 令和5年2月1日

2 指定番号 第549号

氏名又は名称 ベリヨーザ環衛株式会社
住所 川崎市中原区上小田中六丁目1番30
号

代表者氏名 坂下仁

変更年月日 令和4年3月28日

3 指定番号 第1488号

氏名又は名称 株式会社TCS
住所 (新) 神奈川県厚木市上依知1315番
地1
(旧) 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目
3番17号

代表者氏名 加藤良文

変更年月日 令和5年1月5日

川崎市上下水道局告示第25号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和5年4月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 指定有効期間

令和5年5月1日から

令和10年4月30日まで

2 指定工事店

指定番号 1212

商号又は名称 有限会社守屋設備設計企画

営業所所在地 相模原市中央区陽光台5丁目2番18
号

代表者氏名 守屋寿一

川崎市上下水道局告示第26号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和5年4月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 指定有効期間

令和5年5月1日から

令和10年4月30日まで

2 指定工事店

指定番号 1057

商号又は名称 株式会社ソリド・ワン 神奈川営業所

営業所所在地 横浜市青葉区青葉台2丁目32番45号

代表者氏名 有馬弘宣

指定番号 1058

商号又は名称 株式会社セシモ

営業所所在地 横浜市都筑区佐江戸町270番地2

代表者氏名 濑下真琴

指定番号 736

商号又は名称 谷商設備株式会社

営業所所在地 横浜市旭区本宿町78番地

代表者氏名 平野靖和

指定番号 898

商号又は名称 株式会社シムラ

営業所所在地 川崎市宮前区初山1丁目24番10号

代表者氏名 志村知哉

指定番号 529

商号又は名称 株式会社町田工業 相模原営業所

営業所所在地 相模原市中央区淵野辺本町5丁目35
番7号

代表者氏名 吉木拓也

指定番号 741

商号又は名称 日本プラミング株式会社

営業所所在地 相模原市緑区谷ヶ原2丁目10番4号

代表者氏名 杉壽文俊

指定番号 1054

商号又は名称 有限会社シールート工業

営業所所在地 相模原市中央区田名塩田2丁目21番
9号

代表者氏名 竹内才元

指定番号 526

商号又は名称 森設備工業

営業所所在地 横浜市南区真金町2丁目21番地ハ

イムエマリナ30A

代表者氏名 森 政義

指定番号 1060

商号又は名称 株式会社スズキ 神奈川営業所

営業所所在地 横浜市都筑区佐江戸町2061

代表者氏名 岡野 道正

指定番号 740

商号又は名称 株式会社セイコーテクノ東京

営業所所在地 相模原市中央区光が丘3丁目13番25号

代表者氏名 濑川 昭

指定番号 724

商号又は名称 有限会社谷口設備

営業所所在地 川崎市幸区北加瀬1丁目37番25—

101号

代表者氏名 谷口 知嗣

指定番号 1059

商号又は名称 積水工業株式会社 横浜支店

営業所所在地 横浜市港北区新吉田町5609番地

代表者氏名 金子 信次郎

上下水道局公告**川崎市上下水道局公告第24号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月18日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

(案件1)

| | | |
|------------|---|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度上下水道分野の官民連携による国際展開業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区砂子1-9-3 川崎市上下水道局 経営戦略・危機管理室ほか |
| | 履行期間 | 令和6年3月29日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者 (4) 国又は地方公共団体が運営する水ビジネスに関するプラットフォームに参画し、運営や活動等を行った実績があること。 (5) 海外における上水道及び下水道分野の調査や普及・実証事業等の履行完了実績があること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月16日 14時30分 (財政局資産管理部契約課委託契約係) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|---|----------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度 水道整備課用地ほか43箇所 植樹管理業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区上平間1183番地 (水道整備課用地) ほか43箇所 |
| | 履行期間 | 令和6年3月15日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」、種目「除草・せんてい等樹木管理」で登録されている者 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 川崎市一般廃棄物収集運搬業の許可を有していること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 令和5年5月16日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件3)

| | |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 1号送水管1100mm～400mm布設替に伴う詳細設計業務委託 履行場所 自：川崎市幸区小倉5-24先 至：横浜市鶴見区上末吉5-9先 履行期間 令和6年6月28日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」で登録されている者 (4) 業務責任者及び照査技術者として、技術士（総合技術監理部門：上下水道・上水道及び工業用水道）、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）、RCCM（上水道及び工業用水道部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。 (5) 担当技術者として、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者を1名以上配置できること。 なお、業務責任者、照査技術者、担当技術者は兼務することができません。 また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 令和5年5月16日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 |

(案件4)

| | | |
|------------|--|--------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度広報紙ポスティング業務委託（単価契約） |
| | 履行場所 | 局指定場所 |
| | 履行期間 | 令和6年3月22日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「ポスティング」に登載されている者 (4) 平成30年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が作成した刊行物のポスティングの履行完了実績を有すること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月16日 14時00分（砂子平沼ビル7階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 | |

(案件5)

| | | |
|------------|--|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度イオンクロマトグラフーポストカラム分析装置ほか1台保守点検業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区三田5-1-1 水道水質課 |
| | 履行期間 | 令和6年3月31日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」で登録されている者 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月16日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 | |

(案件6)

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 等々力水処理センター実施設計委託その43 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区宮内3-22-1 |
| | 履行期間 | 令和6年1月31日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 | |

| | |
|------|--|
| 参加資格 | (4) 平成30年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道建設（ポンプ場又は処理場）における実施設計（基本）の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 |
| | (5) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格を有する者を配置すること。 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者を配置すること。 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかを有する者を配置すること。 エ 照査技術者は、業務責任者と兼ねることは出来ない。 オ ア～ウは、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする（在籍出向者、派遣社員、契約社員についても直接的な雇用関係にあるとはいえない）。 |
| | 契約条項を示す場所等 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 |
| | 入札日時等 令和5年5月16日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| | 入札保証金 免 |
| | 契約書作成 要 |
| | 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| | その他の詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 |

川崎市上下水道局公告第25号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月18日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

(案件1)

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 古沢地区下水枝線第8号工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区古沢地内 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和5年10月31日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 | |
| | (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 |
| | (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和5年5月22日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件2)

| | | |
|------------|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 木月4丁目300mm-100mm配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自:中原区木月4-15-34先 至:中原区木月4-22-35先 ほか3件 |
| | 履行期間 | 契約の日から285日間 |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円） | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | <p>を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> |
| | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和5年5月22日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

川崎市上下水道局公告第26号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

(案件1)

| | | |
|------------|------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 南加瀬加圧ポンプ所ほか4か所 加圧ポンプ設備等更新に伴う詳細設計業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号（日吉出張所駐車場内）ほか4か所 |
| | 履行期間 | 令和5年11月30日限り |
| 参加資格 | | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成30年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、水道施設の新設（更新含む）に係る詳細（実施）設計業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）又は技術士（総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道）のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。</p> <p>また、業務責任者と照査技術者は、次の要件を満たすことが必要です。</p> <p>ア 業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があること。</p> <p>イ 業務責任者又は照査技術者は、(4)の業務に携わった経験を有し、これをTECRISにより確認できること。</p> |

| | |
|------------|--|
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 令和5年5月23日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 |

(案件2)

| | | |
|------------|---|-----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度 川崎区既設管実態調査委託第7号 |
| | 履行場所 | 崎市川崎区地内 |
| | 履行期間 | 130日間 |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者 (5) 次のア又はイのいずれか1つの要件を満たすこと。 ア 平成30年度以降に契約した、既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をT E C R I Sにより確認できること。 イ 管径250～700mmの下水道本管内の状況を調査可能な機器を自社で所有していること。かつ、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査）のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要 (6) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月23日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 | |

(案件3)

| | | |
|------------|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度 川崎区既設管実態調査委託第8号 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区地内 |
| | 履行期間 | 130日間 |
| 参加資格 | | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者</p> <p>(5) 次のア又はイのいずれか1つの要件を満たすこと。</p> <p>ア 平成30年度以降に契約した、既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>イ 管径250～700mmの下水道本管内の状況を調査可能な機器を自社で所有していること。かつ、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査）のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要</p> <p>(6) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月23日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | <p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p> | |

(案件4)

| | | |
|------------|------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度 幸区ほか既設管実態調査委託第3号 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区、川崎区地内 |
| | 履行期間 | 130日間 |
| 参加資格 | | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者</p> |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ビカメラ調査」で登録されている者 |
| | (5) 次のア又はイのいずれか1つの要件を満たすこと。 ア 平成30年度以降に契約した、既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をT E C R I Sにより確認できること。 イ 管径250～700mmの下水道本管内の状況を調査可能な機器を自社で所有していること。かつ、下水管路管理総合技士、下水管路管理主任技士又は下水管路管理専門技士（調査）のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要 |
| (6) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 令和5年5月23日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他の事項 | 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 |

川崎市上下水道局公告第27号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

(案件1)

| | | |
|------------|---|-----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 等々力水処理センター建設電気その他55工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区宮内3-22-1 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和8年3月13日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 |
| | (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 |
| | ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 |
| | なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 |
| | また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、工事現場へ専任配置を要しない期間を設けること、又は、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 |
| | (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 下水道法第2条2の「下水道」に定義される下水道施設（処理施設に限る）における受変電設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。 |
| | ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 令和5年6月6日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | (1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件2)

| | | |
|------------|--|-----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 生田浄水場 一次濃縮槽汚泥搔き機等更新工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内） |
| | 履行期間 | 契約の日から令和8年7月31日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 | |

ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。

(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。

(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。

また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、工事現場へ専任配置を要しない期間を設けること、又は、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。

(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。

水道施設又は工業用水道施設における、汚泥搔き機の据付工事の完工実績（修理及び整備を除く。）。

ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | <p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p> <p>令和5年6月6日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))</p> <p>免</p> <p>要</p> <p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p> <p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手續等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 令和5年6月6日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | <p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手續等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> |

(案件3)

| | | |
|------------|--|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 潮見台配水所 自家発電設備改良工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区潮見台4番1号（潮見台配水所内） |
| | 履行期間 | 契約の日から令和7年3月28日まで |
| | | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 参加資格 (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、工事現場へ専任配置を要しない期間を設けること、又は、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 上下水道施設（工業用水道施設含む。）における、自家発電設備（625kW以上の自家発電設備）の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 令和5年6月6日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | (1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格 | |

その他

以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。

(3) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

(4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

| | | |
|------------|---|----------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 長沢浄水場 排水処理施設濃縮槽搔き機修理 その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場内） |
| | 履行期間 | 契約の日から令和6年3月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 令和5年5月24日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件5)

| | | |
|------------|---|--------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 生田浄水場 排水処理施設加圧脱水機1号機ケイコンベア修理工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内） |
| | 履行期間 | 契約の日から令和6年3月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 |
| | (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 |
| | (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 |
| | (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 |
| | (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 |
| | (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 |
| | (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 令和5年5月24日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件6)

| | | |
|------------|---|-------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 長沢浄水場 排水処理施設 監視制御設備改良工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場内） |
| | 履行期間 | 契約の日から令和6年3月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 | |
| | (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 | |
| | (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 | |
| | (6) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 | |
| | (7) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 | |
| | (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 水道施設又は工業用水道施設における、監視制御設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | 整備工事を除く。)。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 令和5年5月24日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件7)

| | | |
|------------|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 平6丁目200mm～100mm配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自：宮前区神木本町5-14-7先 至：宮前区平6-10-38先 ほか4件 |
| | 履行期間 | 契約の日から270日間 |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報における主觀評価項目の合計点が50点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満と | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | なった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和5年5月29日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他の | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件8)

| | | |
|---|------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 新城その1下水幹線その2工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区新城4丁目、下新城3丁目地内 |
| | 履行期間 | 契約の日から320日間 |
| | | 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」と「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 |
| <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 (イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 (ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。 カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ク 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 特定JVの構成員2に必要な条件</p> | | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和5年6月6日 午後5時 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | <p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> |

(案件9)

| | |
|------------|---|
| 競争入札に付する事項 | <p>件名 荘宿その1下水幹線その4工事</p> <p>履行場所 川崎市幸区北加瀬1丁目、新川崎地内ほか</p> <p>履行期間 契約の日から450日間</p> |
| 参加資格 | <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」と「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）でなければなりません。ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 (イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 (ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (2) 特定JVの代表者に必要な条件 ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| | (3) 特定JVの構成員2に必要な条件 ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和5年6月6日 午後5時 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | (1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第16号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 競争入札に対する事項

(1) 購入物品及び数量

ポリ塩化アルミニウム 1 t (単価契約) (下水)
約714 t

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書のとおり

(4) 納入期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

(5) 本案件は、電子入札対象案件ではありませんので、申込書等の提出は紙での提出となります。また、入札日に入札書持参による紙入札となりますので御注意ください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」、種目「化学工業薬品」に登載されており、かつ、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資

| | |
|---|--|
| <p>産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和5年5月24日までに行ってください。</p> <p>(4) 競争入札参加資格を得るために必要な条件の証明にあたっては、納品しようとする物品が仕様書に定められた条件を満たしていることを証する書類（販売代理店証明書）を提出してください。詳細については、5を御確認ください。</p> <p>3 入札説明書等の閲覧及び交付</p> <p>入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中になります。）</p> <p>また、次により入札説明書等を閲覧することができます。</p> <p>なお、希望者には無償で交付します。</p> <p>(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話 044-200-2093</p> <p>(2) 期間 令和5年5月10日（公告日）～令和5年5月24日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時</p> <p>4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先</p> <p>この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。</p> <p>(1) 配布</p> <p>競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中になります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。</p> <p>(2) 提出期間及び場所</p> <p>競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。</p> <p>なお、競争入札参加申込書及び5の書類の郵送による提出は認めません。</p> <p>(3) 問い合わせ先</p> <p>川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 担当 川田 電話 044-200-2093</p> <p>5 競争入札参加希望者に求められる義務</p> <p>この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出し、かつ、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類（販売代理店証明書）を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。</p> | <p>また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができると認められた者に限り入札に参加することができます。（ただし、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等の提出後に納入予定の物品に変更が生じる場合は、3(1)の場所に事前連絡の上、令和5年6月15日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。）</p> <p>6 仕様書作成担当者</p> <p>川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当 栗間 電話 044-200-2877</p> <p>7 仕様書に関する質問、回答</p> <p>(1) 質問</p> <p>次により仕様書の内容に関し、質問することができます。</p> <p>なお、仕様書以外の質問は受け付けません。質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。</p> <p>また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。</p> <p>ア 質問書の取得方法</p> <p>質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」）に掲げる「質問書」からダウンロードできます。ダウンロードができない場合には、上記3(1)の場所で配布します。</p> <p>イ 質問書の提出方法</p> <p>次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにExcel形式のまま送付してください。</p> <p>なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。</p> <p>配布・提出期間 令和5年5月10日～令和5年5月24日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp</p> <p>また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）</p> <p>また、質問書の郵送による提出は認めません。</p> |
|---|--|

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を、入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和5年6月8日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年6月8日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は、購入物品の価格のほか、輸送費、保険料等納入に関する一切の諸費用を含め、薬品1t当たりの単価を記載してください。

また、入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年6月22日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年6月20日 必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)と同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月22日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

a Polyaluminum chloride,
approximately 714t

(2) Time-limit for tender:

a Direct delivery
10:30 A.M. 22 June 2023

b By mail
20 June 2023

(3) Contract point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,

Kanagawa
210-8577, Japan
TEL: 044-200-2093

- (4) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告（調達）第17号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 競争入札に対する事項

- (1) 購入物品及び数量
入江崎余熱利用プール入退場管理システム等賃貸借 1式
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
入江崎余熱利用プール
(川崎市川崎区塩浜3-24-12) 4階
- (4) 納入期間
令和5年10月1日～令和9年3月31日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、かつ、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和5年5月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中になります。）

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2093

- (2) 期間 令和5年5月10日（公告日）～令和5年5月24日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中になります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間

令和5年5月10日（公告日）～令和5年5月24日
午前8時から午後8時まで

※ ただし、競争入札参加申込書等を3(1)の場所に持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。

(3) 電子入札システムによる申込ができない場合の提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 川田

電話 044-200-2093

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。（ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定の

リース物品に変更が生じる場合は、3(1)の場所に事前連絡の上、令和5年6月13日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局サービス推進部サービス推進課

担当 三浦

電話 044-200-3356

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和5年5月10日～令和5年5月24日

午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質

問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにE x c e l形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和5年5月10日～令和5年5月24日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（C D - R）にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日時

令和5年6月6日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（P D Fファイル）を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和5年6月6日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年6月6日の午前9時～正午に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札（見積）書は賃貸借（42ヶ月）の税抜き額を記載してください。

なお、リース物品の価格のほか、輸送費、保険料、保守等役務の履行に関する一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとしてください。

入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

また、次により入札を執行します。

電子入札システムによります。ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定期日に砂子平沼ビル7階入札室に持参してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和5年6月20日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年6月20日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年6月16日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)と同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月20日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市上下水道局は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市上下水道局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Leasing and maintenance contract of the entry/exit control system for Iriezaki Pool.

(2) Time-limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30 A.M. 20 June 2023

b Direct delivery

10:30 A.M. 20 June 2023

c By mail

16 June 2023

(3) Contract point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa

210-8577,Japan

TEL:044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告（調達）第18号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度下水汚泥焼却灰等運搬処分業務その2
委託（単価契約）

| | |
|--|--|
| (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町523-1番地先 | |
| (3) 履行期間 令和5年12月15日限り | |
| (4) 業務概要 本委託は、浮島地区に保管している加湿焼却灰等を管理型最終処分場へ車両で輸送し、陸上埋立処分を行うものです。 運搬業務 特定産業廃棄物処分業務 産業廃棄物処分業務 <u>※詳細は仕様書によります。</u> | |
| (5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は、競争入札参加申込書を4(3)の期間中に3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。 | |
| 2 競争入札参加資格に関する事項 本業務委託の入札は、混合入札により執行します。入札に参加を希望する者は、川崎市上下水道局下水汚泥焼却灰処分等委託共同企業体取扱要綱（以下「要綱」という。）に規定する共同企業体又は単体企業とし、次の条件を全て満たさなければなりません。 共同企業体を構成する場合の構成員数は2者以上とし、共同企業体の代表企業を入札に参加する代表者とします。また、(3)及び(4)の要件については、共同企業体の各構成員が分担して要件に適合することで補完し合い共同企業体として全ての要件を満たす必要があります。 (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」に登載されていること。 なお、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登載されていない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）で当該入札に参加を希望する者は、令和5年5月24日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。 (4) 次の条件を全て満たすこと。なお、いずれも許可品目の種類に「ばいじん」及び「燃え殻」が含まれていること。 ア 川崎市（又は神奈川県）及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること イ 処分地において、産業廃棄物処分業の許可を有していること | |

| |
|---|
| ※2(4)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。 |
| 3 入札説明書等の閲覧及び交付 入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」に掲載）。 ※「入札情報かわさき」のアドレス： https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。 なお、希望者には無償で交付します。 |
| (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話 044-200-2097 |
| (2) 期間 令和5年5月10日～令和5年5月24日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 |
| 4 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間 (1) 共同企業体の競争入札参加申込書等提出方法 以下のア～ウの書類を3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。 各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。 提出書類 ア 競争入札参加申込書 イ 委任状（要綱第1号様式） ウ 共同企業体協定書（要綱第2号様式） |
| (2) 単体企業の競争入札参加申込書提出方法 4(1)アの書類を3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。 |
| (3) 提出期間 共同企業体・単体企業ともに、提出期間は同じです。 ア 書留郵便により提出する場合 令和5年5月10日～令和5年5月23日 必着 ※郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。 イ 持参により提出する場合 令和5年5月10日～令和5年5月24日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 |
| 5 見積用設計図書類の取得 本件の設計図書類は、電子ファイルのダウンロードにより取得してください。 |

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」内「入札公表（上下水道局）」に掲げる「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所に書留郵便又は持参により、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

期間

(ア) 書留郵便により提出する場合

令和5年5月10日～令和5年5月28日 必着
※郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

(イ) 持参により提出する場合

令和5年5月10日～令和5年5月29日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
ただし、最終日は午後3時までとします。

(2) 回答

ア 回答日

令和5年6月7日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又

は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和5年6月7日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス（共同企業体の場合は代表者のメールアドレス）に、令和5年6月7日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年6月7日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳単価の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 「その他産業廃棄物処分に伴う税」の積算方法について

各内訳単価のうち「その他産業廃棄物処分に伴う税」は、管理型最終処分場の所在する自治体が条例

等で定める1tあたりの課税額とします。川崎市又は管理型最終処分場のいずれが支払う場合であっても、必ず入札書に記載する内訳単価の合計額に含めてください。ただし、管理型最終処分場が当該税率のない自治体に所在する場合は、当該内訳単価を含めずに入札金額を見積もってください。

(3) 入札書の提出及び入札方法

ア 書留郵便による入札の場合

(ア) 提出期限 令和5年6月21日 必着

(イ) 提出場所 3(1)と同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

イ 持参による入札の場合

(ア) 提出日時 令和5年6月22日 午後2時00分

(イ) 提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月22日 午後2時00分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任した書類を事前に提出しなければなりません。

(6) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。(詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

(7) 入札保証金

免除とします。

10 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。

これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたとき又はその者の入札価格によっては、当

該契約の適正な履行が確保されないと認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(川崎市上下水道局入江崎総合スマッシュセンター電話:044-287-7206)に提出し、確認を受けてください。

※関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は次のとおり決定します。

なお、落札者は、落札決定後に「その他産業廃棄物処分に伴う税」の金額の根拠となる条例等の写しを提出していただきます。

ア 運搬費、特定産業廃棄物処分費、産業廃棄物処分費

| |
|------------------------------|
| 入札金額から「その他産業廃棄物処分に伴う税」を除いた金額 |
| 予定価格から「その他産業廃棄物処分に伴う税」を除いた金額 |
| ×予定価格を構成する各内訳単価 |

イ その他産業廃棄物処分に伴う税

契約単価は、管理型最終処分場の所在する自治体が条例等で定める1tあたりの課税額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供又は金融機関若し

| | |
|---|--|
| <p>くは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。</p> <p>また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。</p> <p>(3) 前払金制度 適用除外とします。</p> <p>(4) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(5) 契約規程等の閲覧 川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。</p> <p>12 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(2) 入札説明書に関する問い合わせ先 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 担当 中川 電話 044-200-2097</p> <p>(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。</p> <p>(4) <u>本案件の落札者との契約は、落札決定後、川崎市及び産業廃棄物の処分先となる許可権者において、本委託の内容について事前協議が整うことを条件とします。</u></p> <p>(5) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Consignment (unit-price contract) for Fiscal Year Reiwa 5 (2023); Transportation and disposal of sewage sludge ash (#2)</p> <p>(2) Time limit for tender: a Direct delivery 2:00P.M. 22 June 2023 b By mail 21 June 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section Asset Maintenance Department Finance Bureau 1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan TEL: 044-200-2097</p> | <h2 style="text-align: center;">交通局公告</h2> <p>川崎市交通局公告第38号</p> <p>一般競争入札について次のとおり公告します。</p> <p>令和5年4月21日</p> <p style="text-align: right;">川崎市交通事業管理者 交通局長 中上一夫</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 件名 井田営業所ほか2か所照明設備改修設計業務委託</p> <p>(2) 履行場所 川崎市高津区明津98番地ほか</p> <p>(3) 履行期間 契約締結日から令和6年1月31日まで</p> <p>(4) 業務概要 井田営業所、塩浜営業所及び鷺ヶ峰営業所（長沢車庫を含む。）照明設備改修工事に伴う、電気設備工事の設計業務（実施設計・積算業務）。 ※詳細は仕様書のとおり。</p> <p>2 一般競争入札参加資格</p> <p>この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。</p> <p>(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「設備設計」、種目「電気設備設計」で登録されていること。</p> <p>(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(4) 平成30年4月1日以降に完了した、官公庁における電気設備の改修又は新設設計実績を有すること（協力業者としての実績を含む。）。</p> <p>(5) 管理技術者などの資格要件を満たすものを従事させること（詳細は仕様書のとおり）。</p> <p>3 一般競争入札参加に必要な手続</p> <p>この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。</p> <p>(1) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格確認申請書 イ 2(4)の実績を証明する書類（契約書、仕様書の写し等）</p> <p>(2) 提出場所及び問い合わせ先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階 企画管理部経理課 契約担当 神宮司 電話 044-200-3228</p> |
|---|--|

| | |
|-------------------|---|
| (3) 提出期間 | 令和5年4月21日から令和5年4月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。） |
| (4) 提出方法 | 持参 |
| 4 入札説明書の入手方法 | 市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。 |
| 5 一般競争入札参加資格確認の通知 | 一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年5月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。 |
| 6 仕様に関する問い合わせ先 | まちづくり局 施設整備部 秋田 電話 044-200-2981 |
| 7 一般競争入札参加資格の喪失 | 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。 (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。 (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。 |
| 8 入札の手続等 | (1) 入札方法 総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。 (2) 入札書の提出方法等 <u>郵送</u> （簡易書留又は一般書留）又は持参とします。 一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。 ア 郵送 (ア) 提出期限 令和5年5月18日 必着 (イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市交通局企画管理部経理課長 イ 持参 (ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書 到達後から令和5年5月18日まで の、午前8時30分から正午まで及 び午後1時から午後5時15分まで (土曜日、日曜日及び国民の休日 を除く。) (イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 |

| |
|---|
| 川崎御幸ビル9階 川崎市交通局企画管理部経理課長 |
| (3) 開札の日時及び場所 ア 日 時 令和5年5月22日 午後2時00分 イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階 |
| (4) 入札保証金 免除 |
| (5) 落札者の決定方法 川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。 |
| (6) 入札の無効 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| 9 契約の手続等 次により、契約を締結します。 (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。 (2) 契約書作成の要否 必要 |
| 10 その他 (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。 (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。 (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。 |

川崎市交通局公告第39号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和5年4月27日

川崎市交通事業管理者
交通局長 中上一夫

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
定期車体及びシート修理
 - (2) 履行場所
局指定場所
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
 - (4) 業務概要

バス車両の車体補修及びシート生地等の張替え

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車修理」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該案件を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和5年4月27日から令和5年5月10日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年5月16日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 伊藤

電話 044-200-3240

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年5月23日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年5月23日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年5月25日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)と同じです。

病院局告示

川崎市病院局告示第3号

川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の診療費等収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年4月26日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

1 委託先

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
取締役頭取 片岡 達也
東京都港区港南1丁目8番27号日新ビル12階
株式会社しんきん情報サービス
代表取締役社長 飯吉 真
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セコマ
代表取締役社長 赤尾 洋昭
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 永松 文彦
群馬県前橋市亀里町900
株式会社セーブオン
代表取締役社長 橋本 浩英
東京都港区芝浦三丁目1番21号msb Tamachi
田町ステーションタワーS9階
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 細見 研介
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ボプラ
代表取締役社長 目黒 俊治
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
ミニストップ株式会社

代表取締役社長 藤本 明裕
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
山崎製パン株式会社
代表取締役社長 飯島 延浩
東京都品川区大崎1丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー
株式会社ローソン
代表取締役社長 竹増 貞信
東京都港区海岸1-7-1
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー33階
PayPay株式会社
代表取締役社長 中山 一郎
東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー22階
LINE Pay株式会社
代表取締役社長 前田 貴司

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市病院局告示第4号

川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の徴収・収納業務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年4月26日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

1 委託先

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号南雲ビル
弁護士法人館野法律事務所
社員弁護士 館野 完

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市病院局告示第5号

川崎市立川崎病院の使用料等収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年4月26日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

- 1 委託先
東京都千代区神田駿河台4丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ
株式会社 ニチイ学館
代表取締役 森 信介
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市病院局告示第6号

川崎市立井田病院の使用料等収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、川崎市立井田病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年4月26日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

- 1 委託先
東京都港区港南1丁目7番18号
A-P L A C E 品川東6階
株式会社 ソラスト
代表取締役社長 藤河 芳一
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

病院局公告**川崎市病院局公告第19号****入札公告**

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

- 1 総則
- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
電話 044-200-3857（直通）
 - (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インター

ネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休序日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
 - ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。
 - イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 - (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
 - エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
 - ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
 - イ 入札書の提出方法は、持參とします。
 - ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨

の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に

立会わない者は再度入札に参加できません。
カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

| | | |
|------------|---------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和5年度 川崎市立病院患者・職員満足度調査業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院） 川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院） |
| | 履行期間 | 令和5年6月1日から令和6年2月29日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「調査・測定」 種目「その他の調査・測定」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| | 競争参加の申込 | 令和5年4月25日から令和5年5月10日まで受付けます。 |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 令和5年5月23日 午前11時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定します。 | |

川崎市病院局公告第20号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月25日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話 044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以

下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け

付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確實に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
イ 入札書の提出方法は、持參とします。

(案件1)

| | | |
|------------|---------|----------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用するテープライブラリ（電子カルテLTO装置）の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院） |
| | 履行期間 | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「コンピュータ」 種目「ソフトウェア・消耗品」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| | 競争参加の申込 | 令和5年4月25日から令和5年5月10日まで受けます。 |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 令和5年5月23日 午前11時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わないと見做される者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるものほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

| | |
|--------|---------|
| 最低制限価格 | 設定しません。 |
|--------|---------|

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第13号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年5月10日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
電話 044-200-3857（直通）
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休序日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
 - ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。
 - イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。

ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他
この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、
契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

| | | |
|------------|--|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院及び井田病院で使用する患者給食用乳製品等の単価契約 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院) |
| | 履行期間 | 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「食料品」 種目 「食料品」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| | 競争参加の申込 | 令和5年5月10日から令和5年5月15日まで受けます。 |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 令和5年5月19日 午後2時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |
| その他の | 仕様書に記載されている予定数量は、発注が予想される見込数量であり、発注を約束するものではありません。 | |

川崎市病院局公告（調達）第14号**落札者等の公示**

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

1 物品及び役務の名称

川崎市立井田病院カーテン賃貸借

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 柴橋商会 川崎営業所

所長 門松秀樹

川崎市川崎区江川1-9-11

5 契約金額

66,515,196円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告（公示）を行った日

令和5年2月27日

川崎市病院局公告（調達）第15号**落札者等の公示**

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年5月10日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

1 物品及び役務の名称

川崎病院で使用する総合医療情報システムネットワーク機器の調達

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和5年4月21日

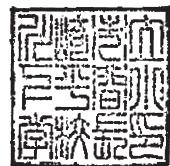
4 契約の相手方の氏名及び住所

都築電気 株式会社 横浜オフィス

東日本ソリューション営業統括部

第一営業部長 平岡悦朗

- 神奈川県横浜市西区高島1丁目1番2号
横浜三井ビルディング23階
- 5 契約金額
69,850,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告（公示）を行った日
令和5年3月10日



教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第9号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。
令和5年4月18日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和5年4月25日(火) 14時00分から
2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
3 請願審議

請願第2号（令和4年度）
2024年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願について

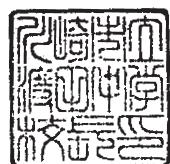
- 4 議 事
- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について |
| 議案第2号 | 令和6年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 議案第3号 | 人事について |
- 5 その他報告等

川崎市教育委員会告示第10号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。
令和5年4月28日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 1 川崎市立下平間小学校長印
- (1) 使用開始日 令和5年4月28日
(2) ひな形番号 30
(3) 書 体 てん書
(4) 寸 法 方21ミリメートル
(5) 保管場所及び個数 川崎市立下平間小学校 1個
(6) 印 影

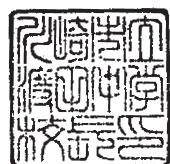


川崎市教育委員会告示第11号

次の名称の公印を改刻しましたので、告示します。
令和5年4月28日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 1 川崎市立渡田中学校長印
- (1) 使用開始日 令和5年4月28日
(2) ひな形番号 30
(3) 書 体 てん書
(4) 寸 法 方21ミリメートル
(5) 保管場所及び個数 川崎市立渡田中学校 校長室 1個
(6) 印 影



教育委員会公告

川崎市教育委員会公告第1号

令和6年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱を次のとおり制定します。

令和5年4月27日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

令和6年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和6年度の川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課 程 |
|-------------------|-------------|
| 一般募集（共通選抜） | 全日制の課程 |
| | 定時制の課程（昼間部） |
| 一般募集（共通選抜・定通分割選抜） | 定時制の課程（夜間） |
| 特別募集（在県外国人等特別募集） | 定時制の課程（昼間部） |

2 志願資格

- (1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）
 入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成21年4月1日以前に出生した者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。
 ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は終了した者
 イ 中学校を令和6年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
 ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
 エ 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和6年3月31日までに修了する見込みの者
- (2) 特別募集（在県外国人等特別募集）
 在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で6年以内の者（令和6年2月1日現在）とする。
 なお、日本国籍を取得して6年以内の者（令和6年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

3 学区の確認

学区の確認に関して必要な事項は、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

- (1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）
 一般募集は、各高等学校の各課程における学科ごとに行う。
- (2) 特別募集（在県外国人等特別募集）
 在県外国人等特別募集は、川崎市立川崎高等学校（定時制の課程普通科昼間部）において行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課程 | 募集期間 |
|-------|---------------------------|--------------------------|
| 一般募集 | 全日制の課程 定時制の課程 (昼間部) | (共通選抜) インターネットを活用した出願 |

| | | | |
|----------------------|-----------------|---|--|
| 一般募集 | 定時制の課程 (夜間) | (以下「インターネット出願」という。)期間 令和6年 1月24日(水)から 同月31日(水)まで | (定通分割選抜) 紙による入学願書出願期間 令和6年 3月5日(火) 及び 同月6日(水) |
| 特別募集 (在県外国人等特別募集) | 定時制の課程 (昼間部) | インターネット出願期間 令和6年 1月24日(水)から 同月31日(水)まで 志願資格確認期間 令和6年 1月4日(木)から 同月16日(火)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) | |

6 志願

(1) 志願手続及び入学検定料の納付

ア 一般募集（共通選抜（二次募集を除く。））及び特別募集（在県外国人等特別募集）の志願者は、インターネット出願システムにより出願に必要な情報を入力し、入学検定料を納付した上、中学校の校長の承認を受けるものとする。

イ 一般募集（共通選抜（二次募集）・定通分割選抜）の志願者は、入学検定料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科に限る。ただし、工業に関する学科の志願者が、同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

イ 令和6年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校が行う他の一般募集若しくは特別募集に志願変更することを認める。

なお、前記6の(2)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課 程 | 志 須 変 更 の 期 間 | |
|----------------------|---------------------------|--|-----------------------------|
| 一般募集 | 全日制の課程 定時制の課程 (昼間部) | (共通選抜) 令和6年 2月5日(月)から 同月7日(水)まで | (定通分割選抜) 令和6年 3月7日(木) |
| | 定時制の課程 (夜間) | | |
| 特別募集 (在県外国人等特別募集) | 定時制の課程 (昼間部) | 令和6年 2月5日(月)から 同月7日(水)まで | |

8 選抜の方法

- (1) 中学校の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

- (1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として、全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査（実技検査、自己表現検査及び面接又はそのいずれかをいう。以下同じ。）を実施する場合がある。

ア 定時制の課程の志願者のうち、18歳以上（令和6年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ 特色検査を実施するに当たって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。
- (2) 特別募集（在県外国人等特別募集）

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接とする。
- (3) 一般募集（共通選抜）及び特別募集（在県外国人等特別募集）を志願した者のうち、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により学力検査又は作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として追検査を実施する。ただし、追検査の方法等に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (4) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者に係る

選抜のための検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

- (5) 障害等のある志願者に係る選抜のための検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 一般募集（共通選抜）

| 課 程 | 学力検査 | 特 色 檢 査 |
|------------------------------|------------------|--|
| 全日制の課程 定時制の課程 (昼間部・夜間) | 令和6年 2月14日(水) | 令和6年 2月14日(水)から同月16日(金)までのうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。 ただし、学力検査を5教科実施する場合は、2月14日(水)に特色検査は実施しない。 |
| 追 檢 査 の 期 日 | | |
| 令和6年2月20日(火) | | |
| 合 格 発 表 の 期 日 | | 令和6年2月28日(水) |

(2) 一般募集（定通分割選抜）

| 課 程 | 学力検査 | 特 色 檢 査 |
|----------------|------------------|--|
| 定時制の課程 (夜間) | 令和6年 3月14日(木) | 令和6年 3月14日(木)及び同月15日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。 |
| 合 格 発 表 の 期 日 | | 令和6年3月21日(木) |

(3) 特別募集（在県外国人等特別募集）

| 課 程 | 学力検査 | 面 接 |
|-----------------|------------------|--------------|
| 定時制の課程 (昼間部) | 令和6年 2月14日(水) | 同 左 |
| 追 檢 査 の 期 日 | | |
| 令和6年2月20日(火) | | |
| 合 格 発 表 の 期 日 | | 令和6年2月28日(水) |

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2の志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和6年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課 程 | 募 集 期 間 |
|----------------|---------------------------|--------------------------|
| 一般募集 (二次募集) | 全日制の課程 定時制の課程 (昼間部) | 令和6年 3月1日(金)及び同月4日(月) |

(3) 志願

ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の高等学校の一の課程の一の学科に限る。ただし、工業に関する学科の志願者が、同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課程 | 募集期間 |
|----------------|---------------------------|--------------------------|
| 一般募集 (二次募集) | 全日制の課程 定時制の課程 (昼間部) | 令和6年 3月5日(火)及び同月6日(水) |

(5) 検査の内容

全日制の課程及び定時制の課程(昼間部)については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。

また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、特色検査(面接)を実施する場合がある。

なお、定時制の課程(昼間部)の志願者のうち、18歳以上(令和6年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

(6) 検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課程 | 学力検査の期日 | 特色検査の期日 | 合格発表の期日 |
|----------------|---------------------------|-----------------|---------|------------------|
| 一般募集 (二次募集) | 全日制の課程 定時制の課程 (昼間部) | 令和6年 3月8日(金) | 同 左 | 令和6年 3月13日(水) |

12 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された

期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

- (2) 高等学校の校長は、前記(1)に定める手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第17号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のとおり制定します。

令和5年4月21日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林貴美子

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程
(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市選挙管理委員会告示第28号)第12条第2項に規定する課の長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があつた場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があつた場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）
当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）
次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
- ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

| | |
|--|---|
| <p>(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付</p> | <p>(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴</p> |
| <p>(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの交付</p> | <p>(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付</p> |
| <p>(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの交付</p> | <p>5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</p> |
| <p>3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</p> | <p>(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴</p> |
| <p>(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法</p> | <p>(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付</p> |
| <p>ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したもの聽取 イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付</p> | <p>（開示の実施の方法等の申出）</p> |
| <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法 ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴 イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</p> | <p>第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第11号様式）又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> |
| <p>(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるるもの</p> | <p>（開示の実施）</p> |
| <p>ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。） エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付 オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付</p> | <p>第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。</p> |
| <p>4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</p> | <p>2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければならない。</p> |
| <p>3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</p> | |
| <p>（開示請求に係る費用の納付）</p> | |
| <p>第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。</p> | |
| <p>2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。 （訂正請求の方法等）</p> | |
| <p>第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。</p> <p>(1) 直接提出して行う方法 (2) 送付して行う方法</p> <p>2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。</p> <p>3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(利用停止決定等の通知)</p> <p>第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。</p> <p>2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。</p> <p>(利用停止決定等の期限の延長の通知)</p> <p>第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例の通知)</p> <p>第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。</p> <p>(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)</p> <p>第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。</p> <p>(記載事項の変更の申出)</p> <p>第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。</p> <p>(保有個人情報の取扱い等)</p> <p>第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。</p> | <p>事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。</p> <p>(1) 直接提出して行う方法 (2) 送付して行う方法</p> <p>2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。</p> <p>3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(利用停止決定等の通知)</p> <p>第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。</p> <p>2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。</p> <p>(利用停止決定等の期限の延長の通知)</p> <p>第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例の通知)</p> <p>第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。</p> <p>(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)</p> <p>第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。</p> <p>(記載事項の変更の申出)</p> <p>第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。</p> <p>(保有個人情報の取扱い等)</p> <p>第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。</p> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市選挙管理委員会告示第6号）は、廃止する。

第1号様式

保有個人情報開示請求書

(宛先) 川崎市選舉管理委員会

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

(具体的に特定してください。)

| | |
|----------------------------|---|
| 開示を請求する 保有個人情報 実施方法等 | □事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法>□閲覧 □写しの交付 □その他の <実施の希望日> 年 月 日 □行政情報課 □写しの交付を希望する。 |
| | |

1 開示請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人

□運転免許証 □健康保険被保険者証

□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者登録証明書

□その他（ ）

※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複数したものに加えて、請求

の3日前までに交付された住民票の写し（複数したものには不可）を添付してください。

3 本人の状況等 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 年 月 日 生 □成年被後見人 □任意代理人委任者

□未成年者（ ）

(2) 本人の氏名 _____

(3) 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合 次のいずれかの事類を掲示し、又は提出してください。

請求書類種別：□戸籍謄本 □登記事項証明書

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求書類種別：□委任状 □その他（ ）

処理欄

所管課：

受付場所：

受付： 年度第 号（ ） 受付

備考：

注 1 「住所又は居所及び「電話番号」欄について法定代理人又は任意代理人による

2 「求められた開示の実施方法」欄には、開示を受ける場所又は開示の実施方法（事務所における開示又は写しの交付）について希望がある場合に記載してください。

3 おおむね開示の実施方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に応じて

3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

第2号様式

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

川崎市選舉管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

| 開示する 保有個人情報 | 開示する 全部開示 □部分開示 |
|-----------------|---|
| 不開示とした部分とその理由 | |
| 時限性開示 | 部分（ ）を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。 |
| 開示する保有個人情報の利用目的 | 1 開示の実施方法等 ・ □文書又は図画 □電磁的記録 □閲覧 □聴取 □複写したもの（複写又は複写による送付） 2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 |
| 開示の実施方法等 | 1 開示の実施方法等 年 月 日 以後であれば不開示とした 年 月 日 後から午前 時までの間 午後 時までの間 ※ 当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務所管課まで 御連絡ください。 |
| 事務所管課 | 川崎市選舉管理委員会事務局 電話番号 課 |

注 1 開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなるまでの翌日から、じめ明示することができるとときに記載してください。
3 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市選舉管理委員会に対する訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市選舉管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第3号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第4号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 第 号
月 日

川崎市選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定により、次のとおり開示しません。

| | |
|-----------------------------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | |
| 開示をしない こととした理由 | |

| | |
|---|------------------------------|
| 時限性開示 (できますので、同日以降に改めて開示請求をしてください。 | 年 月 日以後であれば開示をしないこととした 理由 |
|---|------------------------------|

| | | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| 事務所管課 | 川崎市選挙管理委員会事務局 電話番号 謙 — | 川崎市選挙管理委員会事務局 電話番号 謙 — |
|-------|---------------------------|---------------------------|

注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができます。
 2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

年 第 号
月 日

川崎市選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしました。

| | |
|-------------------|------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 条例第10条第1項の規定による期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) |

—

—

—

第5号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第6号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 第 号
月 日

川崎市選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等

条例第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由

（年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行なう予定です。）

年 月 日

川崎市選挙管理委員会事務局 講 電話番号 —

事務所管課

| | | |
|-------------------|------------------------|--|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 年 月 日 | 川崎市選挙管理委員会 印 |
| 移送をした日 | 年 月 日 | |
| 移送の理由 | | |
| | | （行政機関の長等） |
| | | 移送先の行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号： |
| 備考 | | |
| 事務所管課 (移送元) | 川崎市選挙管理委員会事務局 講 電話番号 — | 課 — |

第7号様式

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

年　月　日　号
様

川崎市選挙管理委員会　印

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行うこととした。参考とし、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととした。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|---|--------------------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 開示請求の年月日 | 川崎市選挙管理委員会事務局　課 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>に関する情報の内容</u> 意見書の提出期限 | 川崎市選挙管理委員会事務局　課 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 事務所管課 (意見書の提出先) | 意見書の提出期限 |
| 川崎市選挙管理委員会事務局　課 所在地　〒_____　電話番号　— | 川崎市選挙管理委員会事務局　課 所在地　〒_____　電話番号　— |

第8号様式

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

年　月　日　号
様

川崎市選挙管理委員会　印

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行いうける際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 開示請求の年月日 | 法第86条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及びその理由 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>に関する情報の内容</u> | 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>に関する情報の内容</u> |
| 意見書の提出期限 事務所管課 (意見書の提出先) | 意見書の提出期限 川崎市選挙管理委員会事務局　課 所在地　〒_____　電話番号　— |

第9号様式 第10号様式

保有個人情報開示決定等意見書

(宛先) 川崎市選挙管理委員会 年 月 日

氏名
 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住所又は居所
 (法へその他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地)
 電話番号
 ()

年 月 日 付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等
 保有個人情報を開示されることについて支障がない。

保有個人情報を開示されることについて支障がある。
 (1) 支障(不利益)がある部分

開示に關しての
御 意 見

(2) 支障(不利益)の具体的な理由

注 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

保有個人情報の開示に関する通知書

年 月 日

川崎市選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました。保有個人情報について、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護の観点から、個人情報を開示する法律第86条第3項の規定により通知します。

| | |
|-------------------|--|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報に含まれてある に関する情報のうち開示することとしたもの |
| | |
| | |
| | |
| | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市選挙管理委員会に対して審査請求をることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第13号様式
保有個人情報訂正決定通知書

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

| | | | |
|--|--------------------------------------|-------|--------------|
| 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市選挙管理委員会 印 | 様 | 川崎市選挙管理委員会 印 |
| <p>年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。</p> | | | |
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | <p>訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等</p> | | |
| 訂正請求の趣旨 | <p>訂正をしない こととした理由</p> | | |
| 訂正の内容 及 び 理 由 (訂正理由) | <p>事務所管課 川崎市選挙管理委員会事務局 課 電話番号 —</p> | | |
| 事務所管課 | <p>川崎市選挙管理委員会事務局 課 電話番号 —</p> | | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第15号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第16号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年　月　日 第　月　日　号
様

川崎市選舉管理委員会　印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | | |
|-------------------|----------------------|------------------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | 年　月　日から 年　月　日まで | 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由 |
| 条例第15条第1項の規定による期間 | 年　月　日から 年　月　日まで | 訂正決定等をとする期限 |
| 延長後の期間 | 年　月　日まで(　　日間) | 川崎市選舉管理委員会事務局　電話番号　一 |
| 延長の理由 | | 事務所管課 |
| 事務所管課 | 川崎市選舉管理委員会事務局　電話番号　一 | |

年　月　日 第　月　日　号
様

川崎市選舉管理委員会　印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| |
|------------------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |
| 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由 |
| 訂正決定等をとする期限 |

第17号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 第 号
月 日
様

川崎市選舉管理委員会 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

| | | | |
|--|-------|-----------------------------|--------|
| 移送をした日 | 年 月 日 | (行政機関の長等) | (訂正内容) |
| 移送の理由 | | | |
| 移送 先 の 行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所 在 地 : 電話番号 : | | 訂正決定をした 内容及び理由 (訂正理由) | |
| 備 考 | | 訂正をした年月日 | 年 月 日 |

事務所管課
(移送元) 川崎市選舉管理委員会事務局 課 電話番号 —

第18号様式

保有個人情報訂正通知書

年 第 号
月 日
様

川崎市選舉管理委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

| | | | |
|-----------------------------------|----------|-----------------------------|----------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (氏名、住所等) | 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (氏名、住所等) |
| 訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報 | | | |
| 訂正請求の趣旨 | | | |

| | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 訂正決定をした 内容及び理由 (訂正理由) | 事務所管課 川崎市選舉管理委員会事務局 課 電話番号 — |
|-----------------------------|---------------------------------|

第19号様式 保有個人情報利用停止請求書

第20号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

(宛先) 川崎市選挙管理委員会

年 月 日

第 号
年 月 日

氏名 _____

住所又は居所 _____

個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。
(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。)

| | | |
|--------------------------|--|-------------------------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等 | 開示決定通知書の文書番号 : 開示決定通知書の日 開示を受けた日 : | 年 月 日 年 月 日 年 月 日 |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名前等 | | |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | (趣旨) □利用の停止 (理由) □消去 □提供の停止 | |

- 1 利用停止請求者: □本人 □法定代理人 □任意代理人
- 2 □運転免許証 □健康保険証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のもの)
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書
※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したもの不可)を添付してください。
- 3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
- (1) 本人の状況
□未就学者(年 月 日生) □成年被後見人
(ふりがな) _____
- (2) 本人の氏名 _____
- (3) 本人の住所又は居所
- 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □経記事項証明書 □その他の()
- 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類: □委任状 □その他の()
- 処理欄
所管課: _____
受付場所: _____
受付: 年度第 号() - 受付)
- 備考:

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を明確にする根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

| | |
|---------------------|---------------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名前等 | 利用停止請求の趣旨及び理由 |
| (利用停止の内容) | |
| 利用停止の内容及び理由 | 利用停止の理由 |
| (利用停止の理由) | |

川崎市選挙管理委員会 印
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

年 月 日

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、川崎市選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分があつたことを知つた日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第21号様式
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書第21号様式
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

| | | |
|---|---|---|
| 年 | 第 | 号 |
| 月 | | |
| 日 | | |

様

川崎市選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をし
ないことに決定しました。

| | | | |
|-------------------------------|--------------------------|------|---|
| 利用停止請求に係 る保有個人情報の 名 称 等 | 川崎市選挙管理委員会事務局 課 事務所管課 | 電話番号 | — |
| 利用停止をしない こととした理由 | | | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます
。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査
請求をした場合)から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市選挙管理委員会が被告の代表
者となります。)提起することができます。

第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書

| | | |
|---|---|---|
| 年 | 第 | 号 |
| 月 | | |
| 日 | | |

様

川崎市選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条第2項の規定により、次のとおり
利用停止決定等の期限を延長することとしました。

| | | | |
|-------------------------------|--------------------------|------|-----------------|
| 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名 称 等 | 川崎市選挙管理委員会事務局 課 事務所管課 | 電話番号 | — |
| 条例第18条第1項 の規定による期間 | 年 | 月 | 日から 日まで (日間) |
| 延長後の期間 | 年 | 月 | 日から 日まで (日間) |

川崎市選挙管理委員会事務局 課
事務所管課

電話番号
—

年 月 日 まで (日間)

年 月 日 まで (日間)

年 月 日 まで (日間)

第23号様式
保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第24号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

| | | |
|---|---------------------------------|-------------------------|
| 年 月 標 | 第 号 | 年 月 日 |
| 川崎市選挙管理委員会 印 | | |
| 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 | | |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | 法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由 | 利用停止決定等をする期限 |
| 事務所管課 | | 川崎市選挙管理委員会事務局 課 電話番号 |

| | | |
|--|---------------|-----|
| (宛先) 川崎市選挙管理委員会 (さきがな) | 年 月 日 | |
| 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) | | |
| 住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地) | 〒 | |
| 【連絡先】 | | |
| 担当部署名 | 担当者名 電話番号 () | |
| 電子メールアドレス | | |
| 年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。 | | |
| 1 変更内容 | | |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 2 変更事項に係る添付書類名 | | |

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っている行政機関等匿名加工情報に關する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市選挙管理委員会告示第18号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程の制定について

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市選挙管理委員会告示第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和5年4月21日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林貴美子

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（開示の方法）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがない、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開

示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーデ複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したもののが観察又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもののが交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
- エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したもののが観察
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したもののが交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に観察する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの観察
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したもののが交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市選挙管理委員会に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第1号様式、第9号様式及び第11号様式中「（あて先）川崎市選挙管理委員会委員長」を「（宛先）川崎市選挙管理委員会」に改め、第2号様式から第6号様式まで、第8号様式及び第10号様式中「川崎市選挙管理委員会委員長」を「川崎市選挙管理委員会」に改める。

員長」を「川崎市選挙管理委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の川崎市情報公開条例施行規程は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の規程第9条の規定は、令和5年4月1日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

固定資産評価審査委員会告示

川崎市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに告示する。

令和5年4月20日

川崎市固定資産評価審査委員会
委員長 高畠祐二

川崎市固定資産評価審査委員会告示第1号

川崎市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年固審委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）の定めるところにより、」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程をここに告示する。

令和5年4月20日

川崎市固定資産評価審査委員会
委員長 高畠祐二

川崎市固定資産評価審査委員会告示第2号

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年固審委告示第1号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 次の各号に掲げる文書又は図面の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）
当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの閲覧
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の規定の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同

- じ。）に複写したものの交付
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したもの
の視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写
したもの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記
録した録音テープを同時に視聴する場合における開示
の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号
に定める方法により難いときは、委員会が適当と認め
る方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器によ
り再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセッ
トテープに複写したものの交付

第12条中「市長」を「委員会」に改める。

第3号様式中「注 開示を受ける際には、この通知書
を係員に提示してください。」を「注 開示を受ける際
には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があつ
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎
市固定資産評価審査委員会に対して審査請求をす
ることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処
分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合
には、当該審査請求についての裁決があつたことを知
った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告と
して（川崎市固定資産評価審査委員会が被告の代表者と
なります。）提起することができます。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1
日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の規程第9条の規定は、この規程の施行の日
以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1
号）第6条の規定によりされた開示の請求について適
用し、同日前に行われた開示の請求に係る開示の実施
については、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の規程の規定により調製した
帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必
要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用するこ
とができる。

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに
告示する。

令和5年4月20日

川崎市固定資産評価審査委員会

委員長 高畠祐二

川崎市固定資産評価審査委員会告示第3号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細

則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市固定資産評価審査委員会（以
下「委員会」という。）の保有個人情報について、個人
情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以
下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行
令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人
情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員
会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する
法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「條
例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるもの
とする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令、
個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例
による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任
者は、川崎市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年
川崎市条例第49号）第3条に規定する書記のうちから
委員会の委員長が選任するものをもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1
号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載
した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委
員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開
示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請
求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示
請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに
当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、
精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により
当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場
合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行
う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人
情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものと
する。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報
の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により
行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個

人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例の通知）

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送の通知）

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

（意見照会等）

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認め

る方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号才において同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C556-8に適合する記

- 録時間120分のものに限る。)に複写したものとの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)
 エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (開示の実施の方法等の申出)
- 第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書(第11号様式)又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
- (開示の実施)

- 第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。
- 2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- (開示請求に係る費用の納付)
- 第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。
- 2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。
- (訂正請求の方法等)
- 第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第12号様式)又は法第91条第1項各号(条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。
- (1) 直接提出して行う方法
 (2) 送付して行う方法
- 2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。
- 3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要ないと認める場合は、この限りでない。
- (訂正決定等の通知)
- 第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の延長の通知）

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例の通知）

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

（訂正請求に係る事案の移送の通知）

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）により行うものとする。

（訂正した保有個人情報の提供先への通知）

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第18号様式）により行うものとする。

（利用停止請求の方法等）

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

（利用停止決定等の通知）

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の延長の通知）

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）

により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例の通知）

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付）

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

（記載事項の変更の申出）

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。

（保有個人情報の取扱い等）

第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関する事項は、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年固審委告示第1号）は、廃止する。

様式目次

| 様式番号 | 名称 | 関係条文 |
|------|----------------------|--------|
| 1 | 保有個人情報開示請求書 | 第4条第1項 |
| 2 | 保有個人情報開示決定通知書 | 第5条第1項 |
| 3 | 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書 | 第5条第2項 |
| 4 | 保有個人情報開示決定等期限延長通知書 | 第6条 |
| 5 | 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書 | 第7条 |
| 6 | 保有個人情報開示請求事案移送通知書 | 第8条 |

| | | |
|----|-------------------------|---------|
| 7 | 第三者意見照会書（法第86条第1項適用） | 第9条第1項 |
| 8 | 第三者意見照会書（法第86条第2項適用） | 第9条第2項 |
| 9 | 保有個人情報開示決定等意見書 | 第9条第3項 |
| 10 | 保有個人情報の開示に関する通知書 | 第9条第4項 |
| 11 | 開示の実施方法等申出書 | 第11条 |
| 12 | 保有個人情報訂正請求書 | 第14条第1項 |
| 13 | 保有個人情報訂正決定通知書 | 第15条第1項 |
| 14 | 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書 | 第15条第2項 |
| 15 | 保有個人情報訂正決定等期限延長通知書 | 第16条 |
| 16 | 保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書 | 第17条 |
| 17 | 保有個人情報訂正請求事案移送通知書 | 第18条 |
| 18 | 保有個人情報訂正通知書 | 第19条 |
| 19 | 保有個人情報利用停止請求書 | 第20条第1項 |
| 20 | 保有個人情報利用停止決定通知書 | 第21条第1項 |
| 21 | 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書 | 第21条第2項 |
| 22 | 保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書 | 第22条 |
| 23 | 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書 | 第23条 |
| 24 | 行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書 | 第25条 |

川崎区公告

川崎市川崎区公告第66号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|-------|------------|-----|--------------------|-------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第9期 | 令和5年5月2日 (第9期分) | 計7件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第67号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す

べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第68号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第69号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年度4月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|-------|---------|-----|--------------------|-------|
| 令和3年度 | 国民健康保険料 | 10期 | 令和5年5月2日 (10期) | 計1件 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 2期 | 令和5年5月2日 (2期) | 計1件 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 3期 | 令和5年5月2日 (3期) | 計1件 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 4期 | 令和5年5月2日 (4期) | 計1件 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 5期 | 令和5年5月2日 (5期) | 計1件 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 6期 | 令和5年5月2日 (6期) | 計2件 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 7期 | 令和5年5月2日 (7期) | 計3件 |

| | | | | |
|-------|---------|----|------------------|------|
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 8期 | 令和5年5月2日 (8期) | 計5件 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 9期 | 令和5年5月2日 (9期) | 計24件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第70号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第71号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件 数 備 考 |
|-------|-------|------|--------------------|------------|
| 令和4年度 | 介護保険料 | 第12期 | 令和5年5月2日 | 計28件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第72号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第73号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第28号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年4月17日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第29号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年4月17日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。(別紙省略)

川崎市幸区公告第30号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市幸区長 赤坂慎一

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数備考 |
|-------|------------|-----|--------------------|------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第8期 | 令和5年5月2日 | 計1件 |

川崎市幸区公告第31号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市幸区長 赤坂慎一

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数備考 |
|-------|-------|------|--------------------|------|
| 令和4年度 | 介護保険料 | 第11期 | 令和5年5月2日 | 計1件 |

川崎市幸区公告第32号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市幸区長 赤坂慎一

中原区公告

川崎市中原区公告第24号

国民健康保険給付費返還金に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の例により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

川崎市中原区公告第25号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

川崎市中原区公告第26号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数備考 |
|-------|-------|------|--------------------|------|
| 令和4年度 | 介護保険料 | 第11期 | 令和5年5月2日 | 計3件 |

川崎市中原区公告第27号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高

齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により滞納 処分に着手し得る日 | 件数 備考 |
|-------|----------------|-----|------------------------|----------|
| 令和4年度 | 後期高齢者 医療保険料 | 第8期 | 令和5年5月2日 | 計1件 |

川崎市中原区公告第28号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

高津区公告

川崎市高津区公告第24号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市高津区長 高橋 友弘

(別紙省略)

川崎市高津区公告第25号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市高津区長 高橋 友弘

(別紙省略)

川崎市高津区公告第26号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市高津区長 高橋 友弘

(別紙省略)

宮前区公告

川崎市宮前区公告第19号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第20号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第21号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す

べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

（別紙省略）

多摩区公告

川崎市多摩区公告第19号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月18日

川崎市多摩区長 藤井智弘

| 年度 | 科目 | 期別 | 変更する納期限 | 件数 ・ 備考 |
|-------|----|----|---------|---------------|
| 令和4年度 | | | | 計1件 |

川崎市多摩区公告第20号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

川崎市多摩区公告第21号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年 4月 20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

川崎市多摩区公告第22号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数 ・ 備考 |
|-------|------------|-----|--------------------|---------------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第9期 | 令和5年5月2日 | 計2件 |

麻生区公告

川崎市麻生区公告第20号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市麻生区長 山本奈保美

※別紙省略

川崎市麻生区公告第21号

保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市麻生区長 山本奈保美

※別紙省略

川崎市麻生区公告第22号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年4月20日

川崎市麻生区長 山本 奈保美

※別紙省略

幸区選挙管理委員会告示**川崎市幸区選挙管理委員会告示第18号**

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のとおり制定します。

令和5年4月21日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐脇 久

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市幸区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。（用語）

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市幸区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市幸区選挙管理委員会告示第2号）第16条第1項に規定する書記次長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載

した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）
当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの閲覧

- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがない、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X

0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したもの の視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写 したもの の交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器によ り再生したもの の視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセッ トテープに複写 したもの の交付

(開示の実施の方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第11号様式）又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取 又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければならぬ。

3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。
(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があつた場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があつた場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要ないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第18号様式）により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関するは、別に定めるものほか、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市幸区選挙管理委員会告示第19号）は、廃止する。

第三號樣式

個人情報の開示をしない旨の決定通知書

号日

印川崎市幸区選管委員会

開示請求に係る
保有個人情報の
名稱等

午 月 日以降（あとも）は用紙をしないことを示す。開示請求をしてください。（午後までに改めて開示請求をしてください）

川崎市幸区選挙管理委員会事務室
事務所管課

第4号様式

書知延長期限定筆期開闢示法個人情報保護

号日

印川崎市幸区選管委員会

開示請求に係る
保有個人情報の
名稱等

(年 月 日以後 これまでの間)を開示することができまますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。

川崎市幸区選挙管理委員会事務室
事務所管課

号 日
第 月
年

印 印

年 月 日付け開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律第10条第2項の規定により、次に示す決定等の期限を延長するとしてし開示条例第1条で通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等

条例第10条第1項の規定による期間 年 月 日から

延長後の期間 年月日から

10 of 10

川崎市幸区選挙管理委員会事務室
事務所管課
電話番号　――

第5号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第6号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 第 号
月 日

川崎市幸区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等
条例第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由

（残りの保有個人情報について開示決定等をす る期 限
定等を行ひ、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。）

事務所管課 川崎市幸区選挙管理委員会事務室
電話番号 —

年 第 号
月 日

川崎市幸区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等
移送をした日

年 月 日
移送の理由

（行政機関の長等）
（連絡先）
部局課室名：
担当者名：
所在地：
電話番号：

備考
事務所管課（移送元） 川崎市幸区選挙管理委員会事務室
電話番号 —

第7号様式

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

年　月　日　　号
様

川崎市幸区選挙管理委員会　印

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をうことします。
86条第1項の規定に基づき、御意見をうことします。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|---|--------------------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 開示請求の年月日 | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容 意見書の提出期限 | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 事務所管課 (意見書の提出先) | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 意見書の提出期限 | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |

第8号様式

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

年　月　日　　号
様

川崎市幸区選挙管理委員会　印

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をうことします。
86条第2項の規定に基づき、御意見をうことします。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|---|---|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 開示請求の年月日 | 法第86条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及びその理由 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容 意見書の提出期限 | 開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容 意見書の提出期限 |

第9号様式 保有個人情報開示決定等意見書

第10号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

(宛先) 川崎市幸区選挙管理委員会

年 月 日

氏名
 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住所又は居所
 (法へその他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地)
 電話番号
 ()

年 月 日

開示請求に係る保有個人情報の名称等
 年 月 日 付け照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等
 年 月 日 〇保有個人情報を開示されることについて支障がない。
 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。
 (1) 支障(不利益)がある部分
 開示に關しての御意見

- (2) 支障(不利益)の具体的な理由
 ()

注 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

川崎市幸区選挙管理委員会 印
 年 月 日
 付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました。保有個人情報について、次のことより開示決定します。
 その上で、個人情報の保護に関する法律第8・6条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等
 年 月 日
 付けるべき開示請求のうち
 開示することとしたもの

開示することとした理由
 年 月 日
 開示決定をした日
 年 月 日
 開示を実施する日
 年 月 日
 事務所管課 川崎市幸区選挙管理委員会事務室
 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第11号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市幸区選挙管理委員会
 氏名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。
 保有個人情報開示決定通知書の番号等 文書番号：_____ 年 月 日
 開示請求に係る保有個人情報の名称等
)

□閲覧・聴取・複製
 □事務所管課
 □行政情報課
 求める開示の実施方法
 □写し等の窓口での交付
 □事務所管課
 □行政情報課
 □その他
 □全部
 □一部
 ()

)
 開示の実施を希望する日
 写しの送付の有無
 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から30日以内に行なってください。

注 1 「氏名」、「住所又は居所」欄について、法定代理人による
 2 「法定請求の権利」欄には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び理由欄について、「職員」「どのような正当事由を記載して下さい。」
 3 「法定請求の理由」欄に記載する根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載して下さい。
 4 「法定代理人の捺印」欄に記載し、その書面を添付してください。

第12号様式

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市幸区選挙管理委員会
 氏名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

| | |
|----------------------------|------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の開示決定通知書等 | 開示請求の文書番号： |
| 開示決定通知書の日付： | 年 月 日 |
| 訂正請求の趣旨及び理由 (理由) | (趣旨) |

| | |
|---|---|
| 1 訂正請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 | 2 訂正請求者の本人確認書類 □健康保険被保険者証 □個人番カード又は生年月日等の記載があるもの □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書等 ※請求書を送付して請求する場合は、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものには不可)を添付してください。 |
| 3 本人の状況等 (1) 本人の状況 □未成年者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所 4 請求資格確認書類 □登記事項証明書 5 在意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類：□委任状 □その他の | 3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 □未成年者 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所 4 法定代理人が請求する場合 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 5 在意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類：□委任状 □その他の |
| 所管課： | |
| 受付場所： | |
| 受付： 年度第 号 () 備考： | 受付() 番号() 受付() |

注 1 「氏名」、「住所又は居所」欄について、法定代理人による
 2 「訂正請求の権利」欄には、「職員」「どのような正当事由を記載して下さい。」
 3 「法定請求の理由」欄に記載する根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載し、その書面を添付してください。

第13号様式
保有個人情報訂正決定通知書第14号様式
保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年　月　日 第　号
様

川崎市幸区選挙管理委員会　印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

| | |
|-----------------------------|--------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (訂正内容) |
|-----------------------------|--------|

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 訂正請求の趣旨 及 び 理 由 (訂正理由) | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 電話番号 _____ |
|------------------------------|-------------------------------|

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市幸区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

年　月　日 第　号
様

川崎市幸区選挙管理委員会　印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことにして決定しましたので通知します。

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | 訂正をしない こととした理由 |
|-----------------------------|-------------------|

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市幸区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第15号様式
保有個人情報訂正決定等期限延長通知書第16号様式
保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

| | | |
|---|----------------------------------|----------------|
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 様 | 様 | 様 |
| 川崎市幸区選挙管理委員会 印 | 川崎市幸区選挙管理委員会 印 | |
| <p>年 月 日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> | | |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 名 称 等 | 法第95条の規定 (訂正決定等の期限の特例)を適用する理由 | |
| 条例第15条第1項 の規定による期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 訂正決定等 をする期限 |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(　日間) | 年 月 日 |
| 延長の理由 | | |
| 事務所管課 | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 電話番号 | — |

第17号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

保有個人情報訂正通知書

年 第 号

年 月 日

様

川崎市幸区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

| | | | |
|--|---------------------------|---------------------------|--------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | 年 月 日 | (行政機関の長等) | (訂正内容) |
| 移送をした日 | 年 月 日 | | |
| 移送の理由 | | | |
| 移送 先 の 行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号： | | | |
| 備 考 | | | |
| 事務所管課 (移送元) | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 電話番号：— | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 電話番号：— | |

第18号様式

保有個人情報訂正通知書

年 月 日

様

川崎市幸区選挙管理委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

| | | | |
|-----------------------------|-------|-------------------------------------|--------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | 年 月 日 | (訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報) | (訂正内容) |
| | | | |
| | | | |

第19号様式 保有個人情報利用停止請求書

第20号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

(宛先) 川崎市幸区選挙管理委員会

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 〒 _____電話番号 (_____)

個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

(事前に保有個人情報の開示請求していた場合にのみ記載してください。)

| | |
|--------------------------------|----------------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書の文書番号 : | 開示決定通知書の文書番号 : |
| 開示決定通知書等の開示決定通知書の日 | 付 : 年 月 日 |
| 開示を受けた日 : | 年 月 日 |

| | |
|---------------------|--|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名前等 | |
|---------------------|--|

| | |
|---------------|---|
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | (趣旨) □利用の停止 (理由) □消去 □提供の停止 |
|---------------|---|

1. 利用停止請求者: □本人 □法定代理人 □任意代理人

2. 利用停止請求者の本人確認書類

□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)□在留カード、特別在住者証明書又は特別在住者証明書
※その他の()

※請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複数したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複数したものには不可)を添付してください。

3. 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況
□未満年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者
(ふりがな) _____

(2) 本人の氏名 _____

(3) 本人の住所又は居所 _____

4. 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出し、又は提出してください。

□請求資格確認書類
□戸籍謄本
□絵記事項証明書
□その他の()

5. 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出し、又は提出してください。

□請求資格確認書類
□委任状
□その他の()

処理欄

所管課:

受付場所:

受付:

備考:

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人による

2 利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
欄かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。

3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

第 月 日
年 月 日
様

川崎市幸区選挙管理委員会 印

個人情報の保護に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

| 利用停止請求に係る保有個人情報の名前等 | 利用停止請求の趣旨及び理由 | (利用停止の内容) |
|---------------------|---------------|----------------------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名前等 | 利用停止請求の趣旨及び理由 | 利用停止の内容 (利用停止の理由) |

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第21号様式
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書

年 第 号
月 日 様

川崎市幸区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をし
ないことに決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------------------|--|
| 利用停止請求に係 る保有個人情報の 名 称 等 | |
|-------------------------------|--|

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 利用停止をしない こととした理由 | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |
|---------------------|---------------------------|

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の
審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決がなされたことを知った日)の
翌日から起算して6月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。

年 第 号
月 日 様

川崎市幸区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条第2項の規定により、次のとおり
利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|-------------------------------|--|
| 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名 称 等 | 年 月 日 から 利用停止の期間 による期間 の規定による 期間 |
| 条例第18条第1項 の規定による 期間 | 年 月 日 まで(　　) 日間) |
| 延長後の期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで(　　) 日間) |
| 事務所管課 | 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

第23号様式
保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第24号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

年 月 日 第 号

印

川崎市幸区選挙管理委員会

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、

個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | | | |
|---------------------------|---------------------------------|--------------|-------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | 法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由 | 利用停止決定等をする期限 | 事務所管課 |
| 川崎市幸区選挙管理委員会事務室 電話番号 — | | | |

| | |
|---|---------------------------|
| (宛先) 川崎市幸区選挙管理委員会 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) | 年 月 日 |
| 氏 名 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地) | 住所又は居所 |
| 【連絡先】 担当部署名 | 担当者名 電話番号 電子メールアドレス |

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|-------|-------|
| 2 変更事項に係る添付書類名 | | |
| 備 考 | 変更年月日 | 年 月 日 |

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っている行政機関等匿名加工情報に關する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市幸区選挙管理委員会告示第19号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程の制定について

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市幸区選挙管理委員会告示第14号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和5年4月21日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐脇 久

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市幸区選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。第9条を次のように改める。

（開示の方法）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場

合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーデ複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直徑120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号才において同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもののが交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
 - エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したもののが交付
 - オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 第3号様式注を次のように改める。
- 注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市幸区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市幸区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
- 第1号様式、第9号様式及び第11号様式中「（あて先）川崎市幸区選挙管理委員会委員長」を「（宛先）川崎市幸区選挙管理委員会」に改め、第2号様式から第6号様式まで、第8号様式及び第10号様式中「川崎市幸区選挙

管理委員会委員長」を「川崎市幸区選挙管理委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の川崎市情報公開条例施行規程は、令和5年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後の規程第9条の規定は、令和5年4月1日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第19号

令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙において既に選任した第5投票区の投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を変更し、改めて公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

令和5年4月1日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 宇佐美善愛

| 投票区 | 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者 | | |
|-------|--|-------|------------------------|
| | 住 所 | 氏 名 | 職務時間 |
| 第5投票区 | 川崎市高津区 | 小關 浩志 | 午前7時00分から 午後8時00分まで |

川崎市高津区選挙管理委員会告示第20号

令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙において既に選任した本区役所期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を変更し、改めて公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

令和5年4月1日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 宇佐美 善愛

川崎市高津区役所 期日前投票所

| | | | |
|--------|--|------|------------------------|
| 職務を行ふ日 | 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者 | | |
| | 住 所 | 氏 名 | 職務時間 |
| 4月2日 | 神奈川県横須賀市 | 勝野 隆 | 午前8時30分から 午後8時00分まで |

川崎市高津区選挙管理委員会告示第21号

令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に実施する神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙において既に選任した本区役所橋出張所期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を変更し、改めて公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

令和5年4月1日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 宇佐美 善愛

川崎市高津区役所橋出張所 期日前投票所

| | | | |
|------------------|--|-------|------------------------|
| 職務を行ふ日 | 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者 | | |
| | 住 所 | 氏 名 | 職務時間 |
| 4月1日から 4月8日まで | 川崎市川崎区 | 高木 克之 | 午前8時30分から 午後8時00分まで |

川崎市高津区選挙管理委員会告示第22号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のとおり制定します。

令和5年4月25日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 宇佐美 善愛

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程

程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市高津区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市高津区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市高津区選挙管理委員会告示第1号）第16条第1項に規定する書記次長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う

- 必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。
 - 3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。
 - 4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。
- （開示の実施の方法）
- 第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）
当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧
 - (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）
次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施する場合に限る。）
ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法

- に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーデ複写したものの交付
- ウ 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
 - (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

| | |
|---|--|
| <p>ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に 出力したものの閲覧</p> <p>イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したもの の閲覧又は視聴</p> <p>ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に 出力したものの交付（エに掲げる方法に該当する ものを除く。）</p> <p>エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に カラーで出力したものの交付</p> <p>オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したもの の交付</p> <p>4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。</p> <p>(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したもの の視聴</p> <p>(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写 したもの交付</p> <p>5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記 録した録音テープを同時に視聴する場合における開示 の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当 該各号定める方法により難いときは、委員会が適當と 認める方法により行うことができる。</p> <p>(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器によ り再生したものの視聴</p> <p>(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセッ トテープに複写したものの交付</p> <p>（開示の実施の方法等の申出）</p> <p>第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実 施方法等申出書（第11号様式）又は政令第26条第3項 各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとす る。</p> <p>（開示の実施）</p> <p>第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時 及び場所において行うものとする。ただし、写し等の 交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する 法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する 一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定 信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によ る送付により行うことができる。</p> <p>2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取 又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又 は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければな らない。</p> <p>3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個 人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止す ることができる。</p> | <p>（開示請求に係る費用の納付）</p> <p>第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28 条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。 ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めると きは、この限りでない。</p> <p>2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び 政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川 崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8 号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。た だし、当該方法により難いときは、この限りでない。 (訂正請求の方法等)</p> <p>第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12 号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項 各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂 正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる 事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法 により、委員会に提出するものとする。</p> <p>(1) 直接提出して行う方法</p> <p>(2) 送付して行う方法</p> <p>2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂 正請求者の連絡先とする。</p> <p>3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請 求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正 請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人 情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確 認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事 理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行 うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請 求の事実の確認を行う必要ないと認める場合は、こ の限りでない。</p> <p>（訂正決定等の通知）</p> <p>第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人 情報訂正決定通知書（第13号様式）により行うものと する。</p> <p>2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報 の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）によ り行うものとする。</p> <p>（訂正決定等の期限の延長の通知）</p> <p>第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個 人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）によ り行うものとする。</p> <p>（訂正決定等の期限の特例の通知）</p> <p>第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂 正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）によ り行うものとする。</p> <p>（訂正請求に係る事案の移送の通知）</p> <p>第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人 情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）によ り行</p> |
|---|--|

うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第18号様式）により行うものとする。
(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市高津区選挙管理委員会告示第17号）は、廃止する。

第3号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第4号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

川崎市高津区選舉管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定により、次のとおり開示しません。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報 の 名 称 等 | |
|---------------------------------------|--|

| | |
|-------------------|---|
| 開示をしない こととした理由 | () を開示することが できますので、同日以降に改めて開示請求をしてください。 |
|-------------------|---|

| | |
|-------|----------------------------|
| 事務所管課 | 川崎市高津区選舉管理委員会事務室 電話番号 — |
|-------|----------------------------|

| |
|--|
| 注 1 「期限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができます。この処分がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市高津区選舉管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求がされた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市高津区選舉管理委員会が被告として(川崎市高津区選舉管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。 |
|--|

第 号
年 月 日

川崎市高津区選舉管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしました。

| | | |
|-------------------|-------------------|------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 条例第10条第1項の規定による期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長後の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) |

| | |
|-------|----------------------------|
| 事務所管課 | 川崎市高津区選舉管理委員会事務室 電話番号 — |
|-------|----------------------------|

第5号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第6号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

| | | | |
|--|--|-----------------|-----|
| 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市高津区選挙管理委員会 印 | 川崎市高津区選挙管理委員会 印 | |
| <p>年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> | | | |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | | | |
| 条例第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由 | <p>(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行なう予定です。)</p> | | |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | <p>(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行なう予定です。)</p> | | |
| 事務所管課 | <p>川崎市高津区選挙管理委員会事務室 電話番号 —</p> | | |

| | | | |
|--|--|-----------------|-----|
| 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市高津区選挙管理委員会 印 | 川崎市高津区選挙管理委員会 印 | |
| <p>年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。</p> <p>なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。</p> | | | |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | | | |
| 移送をした日 | <p>年 月 日</p> | | |
| 移送の理由 | | | |
| <p>(行政機関の長等)</p> | | | |
| 移送先の行政機関の長等 | <p>(連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :</p> | | |
| 備考 | | | |
| 事務所管課(移送元) | <p>川崎市高津区選挙管理委員会事務室 電話番号 —</p> | | |

第7号様式

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

年　月　日　　第　号
様

川崎市高津区選挙管理委員会　印

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行うこととしたことを参考とし、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしたしました。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|--|--|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 開示請求の年月日 | 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>_____に関する情報の内容</u> | |
| 意見書の提出期限 事務所管課 (意見書の提出先) | 意見書の提出期限 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |
| | 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 事務所管課 (意見書の提出先)　所在地　〒_____　電話番号　— |

第8号様式

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

年　月　日　　第　号
様

川崎市高津区選挙管理委員会　印

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行いうける際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

| | |
|--|--|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 開示請求の年月日 | 法第86条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及びその理由 |
| | 法第86条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及びその理由 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>_____に関する情報の内容</u> | |

第9号様式 保有個人情報開示決定等意見書

第10号様式 保有個人情報の開示に関する通知書

| | | |
|--|-------|-------|
| (宛先) 川崎市高津区選舉管理委員会 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 住所又は居所 (法へその他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地) 電話番号 () （ ） | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 開示請求に係る保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。 | | |
| <input type="checkbox"/> 開示請求に係る保有個人情報の名称等 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 | | |
| 開示に關しての御意見 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| (2) 支障（不利益）の具体的な理由 <input type="checkbox"/> 〇この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市高津区選舉管理委員会に対して審査請求をすることがあります。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、川崎市を被告として川崎市高津区選舉管理委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。 | | |

| | |
|--|-----------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名稱等 | 年 月 日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれて いる 「 <u>開示する情報のうち</u> <u>開示することとしたもの</u> 」 <u>の</u> | |
| 開示することとした理由 | 年 月 日 |
| 開示決定をした日 | 年 月 日 |
| 開示を実施する日 | 年 月 日 |
| 事務所管轄 川崎市高津区選舉管理委員会事務室 — | 電話番号 — |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市高津区選舉管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、川崎市を被告として川崎市高津区選舉管理委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。

第13号様式

保有個人情報訂正決定通知書

第14号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日 第 号
様 川崎市高津区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

| | |
|-----------------------------|--------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (訂正内容) |
|-----------------------------|--------|

| | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 訂正請求の趣旨 及 び 理 由 (訂正理由) | 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 電話番号 _____ |
|------------------------------|--------------------------------|

| | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 訂正の内容 及 び 理 由 事務所管課 | 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 電話番号 _____ |
|---------------------------|--------------------------------|

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市高津区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市高津区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

年 月 日 第 号
様 川崎市高津区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | 訂正をしない こととした理由 |
|-----------------------------|-------------------|

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市高津区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市高津区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第15号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第16号様式
保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年　月　日 第　月　日　号　　年　月　日　号　　年　月　日　号

川崎市高津区選舉管理委員会　印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | | |
|-------------------|--------------------|------------------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | 年　月　日から 年　月　日まで | 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由 |
| 条例第15条第1項の規定による期間 | 年　月　日から 年　月　日まで | 訂正決定等をする期限 |
| 延長後の期間 | 年　月　日まで(　　日間) | 年　月　日 |
| 延長の理由 | | 川崎市高津区選舉管理委員会事務室　— |
| 事務所管課 | 川崎市高津区選舉管理委員会事務室　— | 事務所管課　川崎市高津区選舉管理委員会事務室　— |

| | |
|-------------------|---|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | 年　月　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 |
|-------------------|---|

第17号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

保有個人情報訂正通知書

年 第 号

年 第 号

年 第 号

年 第 号

川崎市高津区選舉管理委員会 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

| | | | |
|--|-------|-----------------------------|--------|
| 移送をした日 | 年 月 日 | (行政機関の長等) | (訂正内容) |
| 移送の理由 | | | |
| 移送 先 の 行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所 在 地 : 電話番号 : | | 訂正決定をした 内容及び理由 (訂正理由) | |
| 備 考 | | 訂正をした年月日 | 年 月 日 |

事務所管課
(移送元) 川崎市高津区選舉管理委員会事務室
電話番号 —

事務所管課

川崎市高津区選舉管理委員会事務室
電話番号 —

第18号様式

保有個人情報訂正通知書

年 第 号

年 第 号

年 第 号

年 第 号

川崎市高津区選舉管理委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

| | | | |
|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (氏名、住所等) | 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (氏名、住所等) |
| 訂正請求の趣旨 | | 訂正請求の趣旨 | |
| (訂正内容) | | (訂正内容) | |

第19号様式 保有個人情報利用停止請求書

第20号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 川崎市高津区選挙管理委員会
(ふりがな) 氏名 _____
住所又は居所 〒 _____個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。
(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。)

| | | | | |
|--------------------------|---|-----------|-----------|-------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等 | 開示決定通知書の文書番号 : | 開示決定通知書の日 | 開示を受けた日 : | 年 月 日 |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名前等 | | | | |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | (趣旨) <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由) | | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 1 利用停止請求者 : <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 | | | | |
| 2 利用停止請求者の本人確認書類 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は民基本台帳カード(住所記載のもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他の(※) ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複数したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複数したもの不可)を添付してください。 | | | |
| 3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) | (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未就学者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 | | | |
| 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出し、又は提出してください。 | <p>請求資格確認書類 : <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>経記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他の()</p> <p>5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出し、又は提出してください。</p> | | | |
| 処理欄 | | | | |
| 所管課 : | | | | |
| 受付場所 : | | | | |
| 受付 : | 年度第 号() - 受付 | | | |
| 備考 : | | | | |

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 利用停止請求の趣旨及び理由欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を明確にする根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
 なお、本欄に記載しない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

第21号様式
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書

第22号様式

保有個人情報を利用停止決定通知書

年 第 号
月 日

川崎市高津区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をし
ないことに決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 利用停止請求に係 る保有個人情報の 名 称 等 | 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |
| 利用停止をしない こととした理由 | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市高津区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記
の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)
の翌日から起算して6月以内に、川崎市高津区選挙管理委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。

年 第 号
月 日

川崎市高津区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条第2項の規定により、次のとおり
利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名 称 等 | 年 月 日から 利用停止する期間 の規定による期間 |
| 条例第18条第1項 の規定による期間 | 年 月 日まで(日間) |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) |
| 事務所管課 | 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

延長の理由

事務所管課 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 電話番号：—

第23号様式
保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第24号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

| | |
|---|---------------------------------|
| 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市高津区選挙管理委員会 印 |
| 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 | |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由 |
| 利用停止決定等をする期限 | 年 月 日 |
| 事務所管課 | 川崎市高津区選挙管理委員会事務室 電話番号 一 |

| | |
|---|--|
| 年 月 日 | (宛先) 川崎市高津区選挙管理委員会 (<u>セイイカシマ</u>) 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 住所又は居所 <u>〒</u> (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地) |
| 【連絡先】 | 担当部署名 _____ |
| 担当者名 | 電話番号 _____ () _____ |
| 電子メールアドレス | _____ |
| 年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。 1. 変更内容 | |
| 変更事項 | 変更前 |
| | 変更後 |

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っている行政機関等匿名加工情報を関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市高津区選挙管理委員会告示第23号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程の制定について

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市高津区選挙管理委員会告示第13号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和5年4月25日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 宇佐美善愛

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市高津区選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（開示の方法）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがない、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの

をいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写

したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
- エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したもの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市高津区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市高津区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第1号様式、第9号様式及び第11号様式中「（あて先）川崎市高津区選挙管理委員会委員長」を「（宛先）川崎市高津区選挙管理委員会」に改め、第2号様式から第6

号様式まで、第8号様式及び第10号様式中「川崎市高津区選挙管理委員会委員長」を「川崎市高津区選挙管理委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の川崎市情報公開条例施行規程は、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程第9条の規定は、令和5年4月1日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第22号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のとおり制定します。

令和5年4月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 鵜野智幸

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、川崎市宮前区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

（保有個人情報等管理責任者）

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任

者は、川崎市宮前区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号）第16条第1項に規定する書記次長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保

有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもののが交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）

又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281又はX 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に输出したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に

出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第11号様式）又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（開示の実施）

第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければならない。

3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（開示請求に係る費用の納付）

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。
(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第18号様式）により行うものとする。
(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提

出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。

（保有個人情報の取扱い等）

第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第21号）は、廃止する。

第1号様式

保有個人情報開示請求書

第2号様式

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

第 号
年 月 日

(宛先) 川崎市宮前区選挙管理委員会

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 〒 _____

電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

(具体的に特定してください。)

| | |
|-------------------|---|
| 開示を請求する 保有個人情報 | □事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法>□閲覧 □写しの交付 □その他の <実施の希望日> 年 月 日 □行政情報課 □写しの交付を希望する。 |
| | |

1 開示請求者: □本人 □法定代理人 □任意代理人

□運転免許証 □健康保険被保険者証

□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者登録証明書

□その他()

※請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複数したものに加えて、請求

の3日前までに交付された住民票の写し(複数したものには不可)を添付してください。

3 本人の状況等 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 年 月 日 生 □成年被後見人 □任意代理人委任者

□未成年者()

(2) 本人の氏名 (ふりがな) _____

(3) 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合 次のいずれかの書類を提出し、又は提出してください。

請求書類 請求書類種類: □戸籍謄本 □登記事項証明書

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出し、又は提出してください。

請求書類種類: □委任状 □その他()

処理欄 所管課 :

受付場所 :

受付: 年度第 号() 受付

備考:

注 1 「生名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄について法定代理人又は任意代理人による

2 「求められた開示の実施方法」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における

3 「開示請求の場合は、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

4 「開示請求の場合は、開示を受ける場合に記載してください。

5 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

6 「開示請求の場合は、開示を受ける場合に記載してください。

7 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

8 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

9 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

10 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

11 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

12 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

13 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

14 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

15 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

16 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

17 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

18 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

19 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

20 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

21 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

22 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

23 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

24 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における)

| | | |
|---|---------------|---|
| 印 | 川崎市宮前区選挙管理委員会 | 印 |
| 年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。 | | |
| 年 月 日 付けで開示請求のあります個人情報を個人情報保護法第82条第1項により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。 | | |
| (具体的に特定してください。) | | |
| | | |

| 開示する 保有個人情報 | 開示する 保有個人情報 | 開示する 保有個人情報 | 開示する 保有個人情報 |
|---|----------------|----------------|----------------|
| 1 開示請求者: □本人 □法定代理人 □任意代理人 | | | |
| 2 開示請求者の本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者登録証明書 □その他() | | | |
| ※請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複数したものに加えて、請求の3日前までに交付された住民票の写し(複数のものは不可)を添付してください。 | | | |
| 3 本人の状況等 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) | | | |
| (1) 本人の状況 年 月 日 生 □成年被後見人 □任意代理人委任者 □未成年者() | | | |
| (2) 本人の氏名 (ふりがな) _____ | | | |
| (3) 本人の住所又は居所 _____ | | | |
| 4 法定代理人が請求する場合 次のいずれかの書類を提出し、又は提出してください。 | | | |
| 請求書類 請求書類種類: □戸籍謄本 □登記事項証明書 | | | |
| 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出し、又は提出してください。 | | | |
| 請求書類種類: □委任状 □その他() | | | |
| 6 処理欄 所管課 : | | | |
| 7 受付場所 : | | | |
| 8 受付: 年度第 号() 受付 | | | |
| 9 備考: | | | |
| 注 1 「生名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄について法定代理人又は任意代理人による | | | |
| 2 「求められた開示の実施方法」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 3 「開示請求の場合は、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 | | | |
| 4 「開示請求の場合は、開示を受ける場合に記載してください。 | | | |
| 5 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 6 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 7 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 8 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 9 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 10 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 11 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 12 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 13 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 14 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 15 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 16 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 17 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 18 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 19 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 20 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 21 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 22 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 23 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 24 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 25 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 26 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 27 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 28 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 29 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 30 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 31 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 32 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 33 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 34 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 35 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 36 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 37 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 38 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 39 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 40 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 41 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 42 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 43 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 44 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 45 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 46 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 47 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 48 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 49 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 50 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 51 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 52 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 53 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 54 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 55 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 56 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 57 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 58 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 59 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 60 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 61 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 62 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 63 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 64 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 65 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 66 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 67 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 68 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 69 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 70 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 71 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 72 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 73 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 74 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 75 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 76 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 77 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 78 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 79 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 80 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 81 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 82 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 83 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 84 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 85 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 86 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 87 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 88 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 89 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 90 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 91 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 92 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 93 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| 94 「開示請求の場合は、当該開示の実施の方法(事務所における) | | | |
| | | | |

第3号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第4号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 第 号
月 日 様

川崎市宮前区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定により、次のとおり開示をしない旨の決定通知します。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報 の 名 称 等 | |
|---------------------------------------|--|

| | |
|-------------------|---|
| 開示をしない こととした理由 | () を開示することが できますので、同日以降に改めて開示請求をしてください。 |
|-------------------|---|

| | |
|-------|----------------------------|
| 事務所管課 | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号 — |
|-------|----------------------------|

- 注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができます。この処分がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市宮前区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市宮前区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

年 第 号
月 日 様

川崎市宮前区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | | |
|-------------------|-------------------|------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 条例第10条第1項の規定による期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長後の期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) |

事務所管課 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室
電話番号 —

第5号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第6号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年　月　日 第　号
様

川崎市宮前区選挙管理委員会　印

年　月　日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | | | |
|-------------------|----------------------------|-----------------------------------|--|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | (開示決定等の期限の特例) を適用する理由 | (年　月　日までに可能な部分について開示決定等を行なう予定です。) | (行政機関の長等) |
| 事務所管課 | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号　— | 年　月　日 | 移送先の行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号： |

| | |
|---|----------------------------|
| 年　月　日 第　号 様 | 川崎市宮前区選挙管理委員会　印 |
| 年　月　日 付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。 なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。 | |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |
| 移送をした日 | 年　月　日 |
| 移送の理由 | |
| 事務所管課 | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号　— |

第7号様式

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

年　月　日　　号
様

川崎市宮前区選挙管理委員会　印

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行うこととした。参考とし、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととした。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|---|---------------------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 年　月　日　　年　月　日 |
| 開示請求の年月日 | 年　月　日　　年　月　日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>個人情報に関する情報の内容</u> | 年　月　日　　年　月　日 |
| 意見書の提出期限 事務所管課 (意見書の提出先) | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |

第8号様式

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

年　月　日　　号
様

川崎市宮前区選挙管理委員会　印

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行いう際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

| | |
|--|-------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 年　月　日　　年　月　日 |
| 開示請求の年月日 | 年　月　日　　年　月　日 |
| 法第86条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及びその理由 | 適用区分：□第1号　□第2号 適用理由： |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>個人情報に関する情報の内容</u> | 年　月　日　　年　月　日 |

第9号様式 保有個人情報開示決定等意見書

第10号様式 保有個人情報の開示に関する通知書

| | |
|---|-------|
| (宛先) 川崎市宮前区選舉管理委員会 | 年 月 日 |
| 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) | |
| 住所又は居所 （法へその他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地） 電話番号 （ ） | |
| 年 月 日 付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。 | |

| | |
|---|--|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | □保有個人情報を開示されることについて支障がない。 |
| □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 | |
| 開示に關しての御意見 | <p>(2) 支障（不利益）の具体的の理由</p> <p>注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。</p> |

| | |
|---|--|
| 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市宮前区選舉管理委員会 印 |
| 年 月 日 付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました。保有個人情報について、次のことおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。 | |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報のうち開示することとしたもの |
| 開示することとした理由 | 開示するこ |
| 開示決定をした日 | 年 月 日 |
| 開示を実施する日 | 年 月 日 |
| 事務所管轄 | 川崎市宮前区選舉管理委員会事務室 電話番号 — |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市宮前区選舉管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを)知った日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市宮前区選舉管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第11号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市宮前区選挙管理委員会
 氏名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

| | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| 保有個人情報開示決定通知書の番号等 | 文書番号： 付： | 年 月 日 |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | | |

□閲覧・聴取・複写
 □事務所管課
 □行政情報課

□全部
 □一部
 ()
 □写し等の窓口での交付
 □事務所管課
 □行政情報課

□全部
 □一部
 ()
 □その他
 ()

開示の実施を希望する日
 写しの送付の有無
 □有 □無

注 1 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。
 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から30日以内に行つてください。

第12号様式

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市宮前区選挙管理委員会

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

| | |
|--------------------------------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 開示決定通知書等 | 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 開示を受けた日： |
| 訂正請求の 趣旨及び理由 (理由) | (趣旨) (理由) |

| | |
|--|--|
| 1 訂正請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人 | 2 訂正請求者の本人確認書類 □健康保険被保険者証 □個人番号カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ※請求書を送付して請求する場合は、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。 |
| 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。） | |
| ① 本人の状況 □未成年者（ 年 月 日生） □成年後見人 (ふりがな) | ② 本人の氏名 (ふりがな) |
| ③ 本人の住所又は居所 | 4 法定代理人が請求する場合 □登記事項証明書 □登記申請書類 □印鑑原本 □その他の（ ） |
| 5 任意代理人が請求する場合 □委任状 □その他の（ ） | 6 法定代理人が請求する場合 □登記事項証明書 □登記申請書類 □印鑑原本 □その他の（ ） |

| | |
|------|--------------------------|
| 所管課： | 受付場所： |
| 受付： | 年度第 号 (. . 受付) |

備考：
 注 1 「氏名」、「住所」は居所及び「電話番号」欄について、法定代理人は法定代理人による請求の場合は、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めるかを、「理由」は訂正請求の理由を真実ける根拠を、それが明確かつ簡潔に記載してください。
 3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

第13号様式
保有個人情報訂正決定通知書

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第14号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年　月　日 第　号
様　川崎市宮前区選挙管理委員会 印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

| | | |
|-----------------------------|--------|----------------------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名　称　等 | (訂正内容) | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号　— |
| 訂正請求の趣旨 及び理由 | (訂正理由) | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号　— |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市宮前区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市宮前区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

年　月　日 第　号
様　川崎市宮前区選挙管理委員会 印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないこと
に決定しましたので通知します。

| | | |
|-----------------------------|-------------------|----------------------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名　称　等 | 訂正をしない こととした理由 | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号　— |
|-----------------------------|-------------------|----------------------------|

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市宮前区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市宮前区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第15号様式
保有個人情報訂正決定等期限延長通知書第16号様式
保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

| | | | | | |
|---|------------------------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|------------------------------|
| 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| 様 | 川崎市宮前区選舉管理委員会 印 | 様 | 川崎市宮前区選舉管理委員会 印 | | |
| <p>年 月 日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>訂正請求に係る保有個人情報の名稱等</td> <td>法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由</td> </tr> </table> | | | | 訂正請求に係る保有個人情報の名稱等 | 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由 |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名稱等 | 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由 | | | | |
| 年 月 日から 条例第15条第1項の規定による期間 | 年 月 日まで | 年 月 日から 訂正決定等をする期限 | 年 月 日 | | |
| 延長後の期間 | 年 月 日まで(日間) | 事務所管課 | 川崎市宮前区選舉管理委員会事務室 電話番号 一 | | |
| 延長の理由 | | | | | |
| 事務所管課 | 川崎市宮前区選舉管理委員会事務室 電話番号 一 | | | | |

第17号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 第 号
月 日
様

川崎市宮前区選舉管理委員会 印
年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

| | |
|--|---------------------------------------|
| 移送をした日 | 年 月 日 |
| 移送の理由 | (行政機関の長等) |
| 移送先の行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号： | (訂正内容) 訂正決定をした 内容及び理由 (訂正理由) |
| 備考 | 訂正をした年月日 |
| 事務所管課 (移送元) | 川崎市宮前区選舉管理委員会事務室 電話番号 一 事務所管課 |

第18号様式

保有個人情報訂正通知書

年 第 号
月 日
様

川崎市宮前区選舉管理委員会 印
に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 |
| 訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報 | (氏名、住所等) |
| 訂正請求の趣旨 | (訂正内容) |

第21号様式
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書

第22号様式

保有個人情報を利用停止決定通知書

年 第 号
月 日

川崎市宮前区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をし
ないことに決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 利用停止請求に係 る保有個人情報の 名 称 等 | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |
| 利用停止をしない こととした理由 | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市宮前区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分を求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記
の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)
の翌日から起算して6月以内に、川崎市宮前区選挙管理委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。

年 第 号
月 日

川崎市宮前区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条第2項の規定により、次のとおり
利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名 称 等 | 年 月 日から の規定による期間 |
| 条例第18条第1項 の規定による期間 | 年 月 日まで(　　日間) |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(　　日間) |
| 事務所管課 | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

第23号様式
保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第24号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

| | |
|---|---------------------------------|
| 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市宮前区選挙管理委員会 印 |
| 年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 | |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | 法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由 |
| 利用停止決定等をする期限 | 年 月 日 |
| 事務所管課 | 川崎市宮前区選挙管理委員会事務室 電話番号 一 |

| | | |
|---|-----|-----|
| (宛先) 川崎市宮前区選挙管理委員会 (<u>さいがいがな</u>) 氏名 _____ (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 住所又は居所 <u>〒</u> _____ (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地) 【連絡先】 担当部署名 _____ 担当者名 _____ 電話番号 _____ () _____ 電子メールアドレス _____ | | |
| 年 月 日 付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。 1 变更内容 | | |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| 2 変更事項に係る添付書類名 | | |

- 注 1 取扱従事者が変更になつた場合は、取扱従事者でなくなつた者が取り扱つていていた行政機関等匿名加工情報を関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第18号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のとおり制定します。

令和5年4月20日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 斎藤 隆司

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規

程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市多摩区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市多摩区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号）第16条第1項に規定する書記次長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場

合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日

- 本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの閲覧
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）
次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがない、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と

認める方法により行うことができる。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第11号様式）又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければならぬ。

3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。
(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正

請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第18号様式）により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がな

いと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第18号）は、廃止する。

第1号様式

保有個人情報開示請求書

第2号様式

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

(宛先) 川崎市多摩区選挙管理委員会

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 _____

電話番号 _____ ()

個人情報の保護に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

(具体的に特定してください。)

| | | |
|-------------------|--|----------------------|
| 開示を請求する 保有個人情報 | 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法>□開覧 □写しの交付 □その他の <実施の希望日> 年 月 日 □行政情報課 □写しの交付を希望する。 | |
| | (1) 求める開示の 実施方法等 | (2) その他の 開示の実施方法等 |

1 開示請求者: □本人 □法定代理人 □任意代理人

2 開示請求者の本人確認証類 □運転免許証 □健康保険証 □保険料未納申告カード

□個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者登録証明書

□その他 ()

※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認証類を複数したものに加えて、請求

の3日前までに交付された住民票の写し(複数したもの不可)を添付してください。

3 本人の状況等 法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。)

(1) 本人の状況 年 月 日 生 □成年被後見人 □任意代理人委任者

(2) 未成年者 ()

(3) 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合 次のいずれかの事類を掲示し、又は提出してください。

請求書類種類: □戸籍謄本 □登記事項証明書

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求書類種類: □委任状 □その他の

処理欄 所管課 :

受付場所 :

受付: 年度第 号 () 受付

備考:

注 1 「生名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄について法定代理人又は任意代理人による

記載の場合は、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載して下さい。

2 「求められた開示の実施方法」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所におけ

る開示又は写しの交付)について希望がある場合に記載してください。

3 お問い合わせの場合は実施機関の定めどころによりますので、希望する方法に対応で

きな場合あります。

3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

年 月 日

川崎市多摩区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示する
保有個人情報

□全部開示

□部分開示

不開示とした
部分とその理由年 月 日 以後であれば不開示とした
部分()を開示することができます
ので、同日以後に改めて開示請求をしてください。

開示する保有個人情報の利用目的

1 開示の実施方法等

・ □文書又は図画 □電磁的記録

・ □閲覧 □聴取 □規範

・ □写し等の交付(□写し □複写したもの)□郵便又は言葉便による送付

2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

年 月 日 午前 時から 午後 時までの間

※ 当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務所管課まで
御連絡ください。

事務所管課 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室

電話番号 _____

注 1 開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。

2 「時限性開示」欄は、部分開示としています。

3 この処分がいつ不履行がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会に対して審査請求をすることがあります。この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての趣旨があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)を提起することができます。

第3号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第4号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 第 号
月 日 様

川崎市多摩区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定により、次のとおり開示をしない旨の決定通知します。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 開示請求に係る 保有個人情報 の 名 称 等 | |
|---------------------------------------|--|

| | |
|-------------------|---|
| 開示をしない こととした理由 | 年 月 日以後であれば開示をしないこととした (できますので、同日以降に改めて開示請求をしてください。) |
|-------------------|---|

| | |
|-------|----------------------------|
| 事務所管課 | 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号 — |
|-------|----------------------------|

注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができます。この処分がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求がされた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会が被告として(川崎市多摩区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

年 第 号
月 日 様

川崎市多摩区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|-------------------|---|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 年 月 日から 条例第10条第1項の規定による期間 年 月 日まで |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) |
| 延長の理由 | |

川崎市多摩区選挙管理委員会事務室
電話番号 —

第5号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第6号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 第 号
月 日

川崎市多摩区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | | | |
|-------------------|-------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 条例第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由 | (開示決定等を行なう予定です。) | 事務所管課 |
| | | (年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行なう予定です。) | 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

| | | | |
|-------------------|----------------------------|-------------------|----------------------------|
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |
| 移送をした日 | 移送をした日 | 移送の理由 | 移送の理由 |
| (行政機関の長等) | (行政機関の長等) | 移 送 先 の 行政機関の長等 | 移 送 先 の 行政機関の長等 |
| 部局課室名： | 担当者名： | 部局課室名： | 担当者名： |
| 所 在 地： | 所 在 地： | 所 在 地： | 所 在 地： |
| 電話番号： | 電話番号： | 電話番号： | 電話番号： |
| 備 考 | 備 考 | 備 考 | 備 考 |
| 事務所管課 (移送元) | 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号：— | 事務所管課 (移送元) | 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

第7号様式

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

年　月　日　　号
様

川崎市多摩区選挙管理委員会

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行うこととした。参考とし、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととした。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|---|---------------------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 年　月　日　　年　月　日 |
| 開示請求の年月日 | 年　月　日　　年　月　日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>個人情報に関する情報の内容</u> | 年　月　日　　年　月　日 |
| 意見書の提出期限 事務所管課 (意見書の提出先) | 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |

第8号様式

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

年　月　日　　号
様

川崎市多摩区選挙管理委員会

次のとおり、保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行いう際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

| | |
|--|-------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 年　月　日　　年　月　日 |
| 開示請求の年月日 | 年　月　日　　年　月　日 |
| 法第86条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及びその理由 | 適用区分：□第1号　□第2号 適用理由： |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>個人情報に関する情報の内容</u> | 年　月　日　　年　月　日 |

第9号様式 保有個人情報開示決定等意見書

第10号様式 保有個人情報の開示に関する通知書

| | | |
|--|--|-------|
| (宛先) 川崎市多摩区選舉管理委員会 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) | | 年 月 日 |
| 住所又は居所 (法へその他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地) 電話番号 () （ ） | | |
| 年 月 日 付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。 | | |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 | | |
| 開示に關しての御 意 見 | 開示するこ と し た 理 由 開示決定をした日 開示を実施する日 事務所管轄 川崎市多摩区選舉管理委員会事務室 電話番号 — | |
| (2) 支障（不利益）の具体的の理由 注 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。 | | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市多摩区選舉管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市多摩区選舉管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

| | |
|--|-------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれて いる に関する情報のうち 開示することとした もの | 開示することとした理由 |
| | 開示決定をした日 |
| | 開示を実施する日 |
| 事務所管轄 川崎市多摩区選舉管理委員会事務室 電話番号 — | |

| | |
|--|-------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれて いる に関する情報のうち 開示することとした もの | 開示することとした理由 |
| | 開示決定をした日 |
| | 開示を実施する日 |
| 事務所管轄 川崎市多摩区選舉管理委員会事務室 電話番号 — | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市多摩区選舉管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市多摩区選舉管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第11号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市多摩区選挙管理委員会
 氏名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

| | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| 保有個人情報開示決定通知書の番号等 | 文書番号： 付： | 年 月 日 |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | | |

□閲覧・聴取・複写
 □事務所管課
 □行政情報課

□全部
 □一部
 ()
 □写し等の窓口での交付
 □事務所管課
 □行政情報課

□全部
 □一部
 ()
 □その他

□年 月 日 午前・午後
 写しの送付の有無
 □有 □無

注 1 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。
 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から30日以内に行つてください。

第12号様式

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市多摩区選挙管理委員会

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

| | |
|--------------------------------|--|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 開示決定通知書等 | 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 開示を受けた日： |
| 訂正請求の 趣旨及び理由 (理由) | (趣旨) (理由) |

| | |
|---|---|
| 1 訂正請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人 | □本人 □法定代理人 □任意代理人 |
| 2 訂正請求者の本人確認書類 □健康保険被保険者証 □個人番号カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 | □健康保険被保険者証 □個人番号カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 |
| ※ 請求書を送付して請求する場合は、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。 | ※ 請求書を送付して請求する場合は、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。 |
| 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。） (1) 本人の状況 □未成年者（_____年 _____月 _____日生） □成年被後見人（_____年 _____月 _____日生） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ | 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。） (1) 本人の状況 □未成年者（_____年 _____月 _____日生） □成年被後見人（_____年 _____月 _____日生） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ |
| 4 法定代理人が請求する場合 □登記事項証明書 □登記簿原本 □その他の書類を提出し、又は提出してください。 | 4 法定代理人が請求する場合 □登記事項証明書 □登記簿原本 □その他の書類を提出し、又は提出してください。 |
| 5 任意代理人が請求する場合 □委任状 □その他の書類を提出し、又は提出してください。 | 5 任意代理人が請求する場合 □委任状 □その他の書類を提出し、又は提出してください。 |

| | |
|--|--|
| 所管課： | _____ |
| 受付場所： | _____ |
| 受付： 年度第 号 (_____ . _____ . _____) 備考： | 受付： 年度第 号 (_____ . _____ . _____) 備考： |

注 1 「氏名」、「住所」は居所及び「電話番号」欄について、法定代理人は任意代理人による記載の場合は、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めるかを、「理由」は訂正請求の理由を真実ける根拠を、それが明確かつ簡潔な訂正を求めるかを、
 3 口のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

第13号様式

保有個人情報訂正決定通知書

第14号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年　月　日 第　号
様　川崎市多摩区選挙管理委員会　印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------|--------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | (訂正内容) |
|-------------------|--------|

| | |
|--------------------------|--------|
| 訂正請求の趣旨 訂正の内容及 び理由 | (訂正理由) |
|--------------------------|--------|

| | |
|-------|--------------------------------|
| 事務所管課 | 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号 _____ |
|-------|--------------------------------|

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知つた日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市多摩区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

年　月　日 第　号
様　川崎市多摩区選挙管理委員会　印

年　月　日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------|---------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | 訂正をしないこととした理由 |
|-------------------|---------------|

川崎市多摩区選挙管理委員会事務室
電話番号 _____

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知つた日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市多摩区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第15号様式
保有個人情報訂正決定等期限延長通知書第16号様式
保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

| | | | |
|---|-------------------------------|------------------------------|---------------|
| 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市多摩区選舉管理委員会 | 印 | 川崎市多摩区選舉管理委員会 |
| <p>年　月　日　付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> | | | |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名稱等 | | 訂正請求に係る保有個人情報の名稱等 | |
| 条例第15条第1項の規定による期間 | | 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由 | |
| 延長後の期間 | 年　月　日から 年　月　日まで | 訂正決定等をする期限 | 年　月　日 |
| 延長の理由 | 事務所管課　川崎市多摩区選舉管理委員会事務室　電話番号　— | | |
| 事務所管課 | 川崎市多摩区選舉管理委員会事務室　電話番号　— | | |

第17号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

保有個人情報訂正通知書

年 第 号

様

川崎市多摩区選舉管理委員会 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

| | | | |
|--|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 移送をした日 | 年 月 日 | (行政機関の長等) | (訂正内容) |
| 移送の理由 | | (行政機関の長等) | (訂正内容) |
| 移送 先 の 行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所 在 地 : 電話番号 : | | 訂正決定をした 内容及び理由 (訂正理由) | |
| 備 考 | | 訂正をした年月日 | 年 月 日 |
| 事務所管課 (移送元) | 川崎市多摩区選舉管理委員会事務室 電話番号 一 | 事務所管課 | 川崎市多摩区選舉管理委員会事務室 電話番号 一 |

第18号様式

保有個人情報訂正通知書

年 第 号

様

川崎市多摩区選舉管理委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

| | | | |
|-----------------------------------|----------|-----------------------------|----------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (氏名、住所等) | 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (氏名、住所等) |
| 訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報 | | 訂正請求の趣旨 | |
| | | (訂正内容) | |

第19号様式 保有個人情報利用停止請求書

第20号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 川崎市多摩区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

電話番号 _____

(ふりがな)

開示決定通知書等

個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。)

開示決定通知書の文書番号 :

開示決定通知書の日

開示を受けた日 :

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

第21号様式
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書

年 第 号
月 日 様

川崎市多摩区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をし
ないことに決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 利用停止請求に係 る保有個人情報の 名 称 等 | 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |
| 利用停止をしない こととした理由 | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記
の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)
の翌日から起算して6月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。

| 年 月 日 様 | 第 号 印 | 川崎市多摩区選挙管理委員会 印 |
|--|----------------------------|--|
| 年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条第2項の規定により、次のとおり 利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 | | |
| 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名 称 等 | 条例第18条第1項 の規定による期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(　　日間) |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(　　日間) | |
| 事務所管課 | 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号：— | 延長の理由 事務所管課 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

第23号様式
保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第24号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

| | | |
|--|---------------------------------|--------------|
| 年 月 標 | 第 号 | 年 月 日 |
| 川崎市多摩区選挙管理委員会 印 | | |
| 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 | | |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | 法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由 | 利用停止決定等をする期限 |
| 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室 電話番号 一 | | |

| | | |
|---|---|-----|
| (宛先) 川崎市多摩区選挙管理委員会 (姓) (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) (住所又は居所) 【連絡先】 担当部署名 | (氏名) (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) (住所又は居所) 担当者名 電話番号 電子メールアドレス | |
| 年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。 1. 変更内容 | | |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| 2. 変更事項に係る添付書類名 | | |

- 注 1 取扱従事者が変更になつた場合は、取扱従事者でなくなつた者が取り扱つていていた行政機関等匿名加工情報を関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第19号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程の制定について

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第15号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和5年4月20日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 斎 藤 隆 司

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（開示の方法）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがない、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの

をいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写

したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
- エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したもの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市多摩区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市多摩区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第1号様式、第9号様式及び第11号様式中「（あて先）川崎市多摩区選挙管理委員会委員長」を「（宛先）川崎市多摩区選挙管理委員会」に改め、第2号様式から第6

号様式まで、第8号様式及び第10号様式中「川崎市多摩区選挙管理委員会委員長」を「川崎市多摩区選挙管理委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の川崎市情報公開条例施行規程は、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程第9条の規定は、令和5年4月1日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第18号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のとおり制定します。

令和5年4月27日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 唐 鎌 一 夫

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、川崎市麻生区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

（保有個人情報等管理責任者）

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任

者は、川崎市麻生区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号）第16条第1項に規定する書記次長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保

有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもののが交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）

又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281又はX 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。

ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であつて、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に

出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（第11号様式）又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければならない。

3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。
(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）又は法第91条第1項各号（条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第18号様式）により行うものとする。
(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）又は法第99条第1項各号（条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提

出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。

（保有個人情報の取扱い等）

第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第20号）は、廃止する。

第1号様式

保有個人情報開示請求書

第2号様式

保有個人情報開示決定通知書

(宛先) 川崎市麻生区選挙管理委員会

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

(具体的に特定してください。)

| | |
|-------------------|--|
| 開示を請求する 保有個人情報 | □事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法>□閲覧 □写しの交付 □その他の <実施の希望日> 年 月 日 <実施の場所>□事務所管轄 □写しの交付を希望する。 |
| | 1 ① 開示請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者登録証明書 □その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複数したものに加えて、請求の3日前までに交付された住民票の写し（複数したものには不可）を添付してください。 ② 本人の状況 年 月 日 生 年 月 日 生 □未成年者（ ） □成年被後見人（ ） □任意代理人委任者（ ） ③ 本人の氏名 _____ |

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの事類を掲示し、又は提出してください。

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

6 請求資格確認書類：□戸籍謄本 □登記事項証明書

7 請求資格確認書類：□委任状 □その他の（ ）

処理欄

所管課：

受付場所：

受付： 年度第 号（ ） 受付

備考：

注 1 「生名」「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による記載

2 「求められた開示の実施方法」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示又は写しの交付）について希望がある場合に記載してください。

3 おおむね開示の実施の方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に応じて

3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

第 号
年 月 日

川崎市麻生区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

| 開示する 保有個人情報 | 開示する 全部開示 □部分開示 |
|-----------------|---|
| 不開示とした部分とその理由 | |
| 時限性開示 | 部分（ ） で、同日以後に改めて開示請求をしてください。 |
| 開示する保有個人情報の利用目的 | 1 開示の実施方法等 ・ □文書又は図画 □電子的記録 □閲覧 □聴取 □複写したもの（複写したものの□削除又は書き換による送付） 2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 |
| 開示の実施方法等 | 1 年 月 日 以後であれば不開示とした 年 月 日 から午前 時までの間 午後 時までの間 ※ 当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務所管課まで 御連絡ください。 |
| 事務所管轄 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号 _____ |

注 1 開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
 2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなるとき記載しています。
 3 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市麻生区選挙管理委員会に対して審査請求をすることがあります。この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての趣旨があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市麻生区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第3号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第4号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

川崎市麻生区選挙管理委員会 印
年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定により、次のとおり開示しません。

開示請求に係る
保有個人情報の
名 称 等

開示をしない
こととした理由
時限性開示
できますので、同日以降に改めて開示請求をしてください。

川崎市麻生区選挙管理委員会事務室
電話番号 —

川崎市麻生区選挙管理委員会事務室
電話番号 —

第 号
年 月 日

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしました。

開示請求に係る保有個人情報の名稱等

| | |
|-----------------------|-------------------------|
| 条例第10条第1項 の規定による期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(　日間) |

- 注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができます。この処分がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市麻生区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市麻生区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

第5号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第6号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 第 号
月 日

川崎市麻生区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | | | |
|-------------------|-------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 条例第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由 | (開示決定等を行なう予定です。) | 事務所管課 |
| | | (年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行なう予定です。) | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

年 第 号
月 日

川崎市麻生区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで請求がありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。
なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

| | | | | |
|-------------------|--------|-------|----------------|----------------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 移送をした日 | 移送の理由 | (行政機関の長等) | 移送先の行政機関の長等 |
| | | | (連絡先) | 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号： |
| | | | 事務所管課 (移送元) | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

第7号様式

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

年　月　日　　第　号
様

川崎市麻生区選挙管理委員会　印

次のとおり、に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|---|---------------------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 開示請求の年月日 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>に関する情報の内容</u> 意見書の提出期限 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 事務所管課 (意見書の提出先) | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |
| 意見書の提出期限 事務所管課 (意見書の提出先) | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 所在地　〒_____　電話番号　— |

第8号様式

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

年　月　日　　第　号
様

川崎市麻生区選挙管理委員会　印

次のとおり、に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報をについて開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|---|---|
| 開示請求に係る保有個人情報の名稱等 開示請求の年月日 | 法第86条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及びその理由 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>に関する情報の内容</u> 意見書の提出期限 | 開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>に関する情報の内容</u> 意見書の提出期限 |

第110号樣式

保有個人情報保護法に定められた監査権

卷八

氏名 _____
(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所又は居所 _____
(法人その他の団体にあっては、本店又はその主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり
旨を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等

開示に関するもの

卷之三

この処方にについて不服がある場合は、この処方にあつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、川崎市医生選管委員会に対して審査請求をすることによって提起します。この取消しを求める訴えは、この處分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合)にしての解決があつたことを知つた日(川崎市医生選管委員会の翌日から起算して3ヶ月以内に、川崎市を被告として(川崎市医生選管委員会が被申立者でない場合は、提訴する人)提訴する)までです。

主 □のある欄には 該当する□内に印を記入して下さい

第11号様式

開示の実施方法等申出書

(宛先) 川崎市麻生区選挙管理委員会
 氏名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

| | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| 保有個人情報開示決定通知書の番号等 | 文書番号： 付： | 年 月 日 |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | | |

求める開示の実施方法
 聞覧・聴取・視聴
 事務所管覈
 行政情報覈
 全部
 一部
 ()
 写し等の窓口での交付
 事務所管覈
 行政情報覈
 全部
 一部
 ()
 その他
)

開示の実施を希望する日
 写しの送付の有無
 有
 無

注 1 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。
 2 □の申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から30日以内に行つてください。

第12号様式

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市麻生区選挙管理委員会
 氏名 _____
 住所又は居所 _____
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

| | | |
|-----------------------------|-------------|-----------|
| 訂正請求に係る開示決定通知書の文書番号： | 開示決定通知書の日付： | 年 月 日 |
| 訂正請求に係る開示決定通知書の日付： | 開示を受けた日： | 年 月 日 |
| 訂正請求の趣旨及び理由 (趣旨) (理由) | | |

| |
|--|
| 1 訂正請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人 |
| 2 訂正請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 通航免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 |
| ※ その他の（上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。） |
| 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） |
| (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（　　年　　月　　日生） <input type="checkbox"/> 成年後見人 (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所 |

| |
|---|
| 4 法定代理人が請求する場合 <input type="checkbox"/> 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 口頭簡便本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 |
| 5 任意代理人が請求する場合 <input type="checkbox"/> 書類を提示し、又は提出してください。 |
| 處理欄 |

| |
|---------------------------------|
| 所管課： |
| 受付場所： |
| 受付： 年度第 号 (　　.) 備考： |

注 1 「氏名」、「住所」は居所又は住所及び「電話番号」欄について、法定代理人は法定代理人による請求の場合は、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めるかを、「理由」は訂正請求の理由を真付けの根拠を、それが明確かつ簡潔な訂正を求めるかを、
 3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

第13号様式 保有個人情報訂正決定通知書

第14号様式 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

| | | | |
|--|-------------------------|---|---|
| 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市麻生区選挙管理委員会 印 | 様 | 川崎市麻生区選挙管理委員会 印 |
| <p>年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。</p> | | | |
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (訂正内容) | 訂正をしない こととした理由 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号 — |
| 訂正請求の趣旨 | 訂正の内容 | | 注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市麻生区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市麻生区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。 |
| 訂正の内容 及 び 理 由 | (訂正理由) | | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号 — |
| 事務所管課 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号 — | 注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市麻生区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市麻生区選挙管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。 | |

第15号様式
保有個人情報訂正決定等期限延長通知書第16号様式
保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

| | | | |
|---|----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 様 | 川崎市麻生区選舉管理委員会 印 | 川崎市麻生区選舉管理委員会 印 | |
| <p>年 月 日 付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p> | | | |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名稱等 | | | |
| 条例第15条第1項の規定による期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由 | 訂正決定等をする期限 |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(　日間) | | |
| 延長の理由 | | | |
| 事務所管課 | 川崎市麻生区選舉管理委員会事務室 電話番号　— | 事務所管課 | 川崎市麻生区選舉管理委員会事務室 電話番号　— |

第17号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 第 号
月 日
様

川崎市麻生区選舉管理委員会 印

年 月 日 付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

| | | | |
|--|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 移送をした日 | 年 月 日 | (行政機関の長等) | (訂正内容) |
| 移送の理由 | | (行政機関の長等) | (訂正内容) |
| 移送 先 の 行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所 在 地 : 電話番号 : | | 訂正決定をした 内容及び理由 (訂正理由) | |
| 備 考 | | 訂正をした年月日 | 年 月 日 |
| 事務所管課 (移送元) | 川崎市麻生区選舉管理委員会事務室 電話番号 一 | 事務所管課 | 川崎市麻生区選舉管理委員会事務室 電話番号 一 |

第18号様式

保有個人情報訂正通知書

年 第 号
月 日
様

川崎市麻生区選舉管理委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

| | | | |
|-----------------------------------|----------|-----------------------------|----------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (氏名、住所等) | 訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等 | (氏名、住所等) |
| 訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報 | | 訂正請求の趣旨 | |
| | | (訂正内容) | |

第19号様式 保有個人情報利用停止請求書

第20号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

第 号

(宛先) 川崎市麻生区選挙管理委員会

氏名

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。)

利用停止請求に係る開示決定通知書の文書番号:

開示決定通知書の日付:

開示を受けた日:

年 月 日

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

利用停止請求の趣旨及び理由

(理由)

利用停止請求者: 本人 法定代理人 任意代理人

利用停止請求者の本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証個人番号カード又は民基本台帳カード(住所記載のもの)特別水住者証明書又は特別水住者証明書在留カード その他の()

※請求書を送付して請求する場合は、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求

の30日前までに交付された住民票の写し(複写したもの不可)を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況(年月日生) 成年被後見人 任意代理人委任者

(2) 本人の氏名(ふりがな)

(3) 本人の住所又は居所

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出し、又は提出してください。

請求資格確認書類: 戸籍謄本 絵記事項証明書 その他の()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出し、又は提出してください。

請求資格確認書類: 委任状 その他の()

処理欄

所管課:

受付場所:

備考:

受付: 年度第 号() - 受付)

注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 2 利用停止請求の趣旨及び理由欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を明確にする根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
 なお、本欄に記載しない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

| | |
|---------------------|---------------------|
| 姓 | 川崎市麻生区選挙管理委員会 印 |
| 氏名 | 年 月 日 |
| 住所又は居所 | 〒 () |
| 電話番号 | () |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | 利用停止請求の趣旨 |
| | (利用停止の内容) |
| | 利用停止の内容及び理由 |
| | 利用停止の理由 |

個人情報の保護に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しました。

注: 1. お問い合わせ

第21号様式
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書第22号様式
保有個人情報を利用停止決定等期限延長通知書

年 第 号
月 日 様
川崎市麻生区選挙管理委員会 印

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をし
ないことに決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 利用停止請求に係 る保有個人情報の 名 称 等 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |
| 利用停止をしない こととした理由 | |

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市麻生区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記
の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)
の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市麻生区選挙管理委員会
が被告の代表者となります。)提起することができます。

| 年 月 日 様 | 年 月 日 川崎市麻生区選挙管理委員会 印 | 年 月 日 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条第2項の規定により、次のとおり 利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 |
|-------------------------------|------------------------------------|--|
| 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名 称 等 | 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名 称 等 | 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名 称 等 |
| 条例第18条第1項 の規定による期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) |
| 事務所管課 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号：— | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |
| 延長の理由 | | |
| 事務所管課 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号：— | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号：— |

第23号様式
保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第24号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

年 月 日 第 号

印

川崎市麻生区選挙管理委員会

様

年 月 日 付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|---------------------|---------------------------------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | 法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由 |
| 利用停止決定等をする期限 | 年 月 日 |
| 事務所管課 | 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室 電話番号 一 |

| | |
|--|--|
| (宛先) 川崎市麻生区選挙管理委員会 (姓) 氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) | (住所又は居所) 〒 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地) |
| 【連絡先】 担当部署名 | 担当者名 電話番号 電子メールアドレス |

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------|-------|-------|
| 変更年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 備 考 | | |

- 注 1 取扱従事者が変更になつた場合は、取扱従事者でなくなつた者が取り扱つていていた行政機関等匿名加工情報を関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第19号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程の制定について

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第15号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和5年4月27日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 唐 鎌 一 夫

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（開示の方法）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがない、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの

をいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適當と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写

したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
- エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したもの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市麻生区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市麻生区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第1号様式、第9号様式及び第11号様式中「（あて先）川崎市麻生区選挙管理委員会委員長」を「（宛先）川崎市麻生区選挙管理委員会」に改め、第2号様式から第6

号様式まで、第8号様式及び第10号様式中「川崎市麻生区選挙管理委員会委員長」を「川崎市麻生区選挙管理委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の川崎市情報公開条例施行規程は、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程第9条の規定は、令和5年4月1日以後に川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

辞 令

財政局長の略歴

白鳥 滋之

生年月日 昭和39年11月4日 58歳

住 所 神奈川県茅ヶ崎市富士見町

学歴

昭和63年3月 立教大学社会学部産業関係学科 卒業

職歴

昭和63年4月 川崎市役所入所

平成21年4月 財政局財政部財政課主幹（財政計画担当）

平成22年4月 総務局行財政改革室担当課長

平成25年4月 財政局財政部財政課長

平成28年4月 経済労働局次世代産業推進室長

平成29年4月 臨海部国際戦略本部国際戦略推進部長

平成31年4月 財政局財政部長

令和3年4月 財政局税務監

財政局税務監の略歴

山崎 陽史

生年月日 昭和40年4月10日 57歳

住 所 東京都葛飾区青戸

学歴

平成元年3月 同志社大学商学部 卒業

職歴

平成元年11月 川崎市役所入所
 平成23年4月 総務局人材育成センター担当課長
 (評価担当)
 平成27年4月 財政局税務部税制課長
 平成30年4月 みぞのくち市税事務所長
 平成31年4月 かわさき市税事務所長
 令和3年4月 財政局資産管理部担当部長(全国市
 有物件災害共済会派遣)
 令和4年4月 財政局税務部長

経済労働局長の略歴

久方竜司

生年月日 昭和39年7月20日 58歳
 住 所 川崎市幸区下平間
 学 歴
 昭和62年3月 明治大学法学部法律学科 卒業
 職 歴
 昭和62年4月 川崎市役所入所
 平成22年4月 総務局市民情報室担当課長(政策担当)
 平成25年4月 総合企画局都市経営部企画調整課担当課長
 平成26年4月 総合企画局都市経営部企画調整課長
 平成28年4月 総務企画局秘書部長
 平成29年4月 総務企画局情報管理部長
 平成31年4月 臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部長
 令和2年4月 臨海部国際戦略本部長

健康福祉局長の略歴

石渡一城

生年月日 昭和40年10月21日 57歳
 住 所 川崎市川崎区観音
 学 歴
 平成元年3月 中央大学経済学部経済学科 卒業
 職 歴
 平成元年5月 川崎市役所入所
 平成23年4月 総務局行財政改革室担当課長
 平成26年4月 教育委員会事務局職員部担当課長
 (県費教職員移管準備担当)
 平成29年4月 こども未来局子育て推進部運営管理課長
 平成30年4月 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長
 (ブランド戦略担当)
 平成31年4月 教育委員会事務局職員部長
 令和3年4月 総務企画局行政改革マネジメント推進室長

臨海部国際戦略本部長の略歴

玉井一彦

生年月日 昭和40年6月13日 57歳
 住 所 川崎市中原区下沼部
 学 歴
 平成2年3月 日本大学法学部管理行政学科 卒業
 職 歴
 平成2年5月 川崎市役所入所
 平成21年4月 総合企画局臨海部活性化推進室主幹
 平成22年4月 総合企画局神奈川口・臨海部整備推進室担当課長
 平成24年1月 総合企画局臨海部国際戦略室担当課長
 平成28年4月 臨海部国際戦略本部国際戦略推進部長
 平成29年4月 経済労働局次世代産業推進室長
 平成30年4月 経済労働局イノベーション推進室長
 令和3年4月 経済労働局長

会計管理者の略歴

柴田一雄

生年月日 昭和40年1月23日 58歳
 住 所 川崎市中原区今井南町
 学 歴
 平成26年3月 法政大学法学部(通信教育課程) 法律学科 卒業
 職 歴
 昭和60年4月 川崎市役所入所
 平成22年5月 総務局危機管理室担当課長
 平成26年4月 総務局秘書部担当課長(報道担当)
 平成28年4月 総務企画局人事部人事課長
 平成30年4月 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当部長
 平成31年4月 こども未来局子育て推進部長
 令和2年4月 こども未来局総務部長
 令和3年4月 総務企画局人事部長

川崎区長の略歴

中山健一

生年月日 昭和41年11月24日 56歳
 住 所 川崎市高津区下作延
 学 歴
 平成元年3月 専修大学法学部法律学科 卒業
 職 歴
 平成元年4月 川崎市役所入所
 平成24年4月 市民・こども局市民文化室担当課長
 平成28年4月 川崎市市民ミュージアム副館長

平成29年4月 経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長

平成31年4月 経済労働局産業振興部長

令和4年4月 経済労働局観光・地域活力推進部長

高津区長の略歴

たか はし とも ひろ
高 橋 友 弘

生年月日 昭和39年11月21日 58歳

住 所 東京都渋谷区恵比寿

学歴

昭和62年3月 日本大学生産工学部建築工学科 卒業

職歴

平成3年5月 川崎市役所入所

平成22年4月 総合企画局神奈川口・臨海部整備推進室担当課長

平成24年1月 総合企画局臨海部国際戦略室担当課長

平成25年4月 総合企画局スマートシティ戦略室担当課長

平成28年4月 臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部担当課長

平成30年4月 臨海部国際戦略本部担当部長（戦略拠点担当）

平成31年4月 臨海部国際戦略本部国際戦略推進部長

令和3年4月 まちづくり局指導部長

令和4年4月 まちづくり局総務部長

麻生区長の略歴

山 本 奈保美
やま もと めい

生年月日 昭和40年3月25日 57歳

住 所 川崎市中原区上平間

学歴

昭和62年3月 神奈川大学法学部法律学科 卒業

職歴

昭和62年4月 川崎市役所入所

平成23年4月 市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課担当課長

平成24年4月 市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課長

平成26年4月 市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課長

平成27年4月 幸区役所こども支援室担当課長

平成28年4月 会計室出納課長

平成30年4月 会計室審査課長

令和2年4月 こども未来局こども支援部長

令和4年4月 会計管理者・会計室長事務取扱

病院局長の略歴

もり ゆう さく
森 有 作

生年月日 昭和40年8月12日 57歳

住 所 東京都世田谷区玉川台

学歴

昭和63年3月 早稲田大学法学部 卒業

職歴

昭和63年4月 川崎市役所入所

平成22年4月 教育委員会事務局総務部企画課担当課長

平成24年4月 教育委員会事務局職員部勤労課担当課長

平成26年1月 教育委員会事務局中学校給食推進室担当課長

平成29年4月 教育委員会事務局学校教育部指導課長

平成30年4月 教育委員会事務局総務部庶務課長

平成31年4月 教育委員会事務局学校教育部長

令和3年4月 教育委員会事務局総務部長

令和4年4月 選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会事務局長の略歴

た なか しん いち
田 中 真 一

生年月日 昭和40年1月30日 58歳

住 所 川崎市多摩区耕形

学歴

昭和63年3月 神奈川大学第二経済学部経済学科卒業

職歴

昭和58年10月 川崎市役所入所

平成24年4月 市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課担当課長

平成26年4月 市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課長

平成27年4月 市民・こども局こども本部子育て推進部保育課長

平成28年4月 こども未来局総務部企画課長

平成30年4月 こども未来局子育て推進部担当部長

令和2年4月 こども未来局子育て推進部長

令和3年4月 こども未来局総務部長

臨海部国際戦略本部担当理事

・戦略拠点推進室長事務取扱の略歴

みや さき しん や
宮崎伸哉

生年月日 昭和45年2月8日 53歳

住 所 東京都品川区北品川

学歴

| | |
|-----------|---|
| 平成8年3月 | 早稲田大学大学院 理工学研究科建設工学（建築）専攻 修士課程 修了 |
| 職歴 | |
| 平成8年4月 | 川崎市役所入所 |
| 平成23年4月 | 総合企画局公園緑地まちづくり調整室担当課長 |
| 平成25年4月 | 総合企画局都市経営部企画調整課担当課長 |
| 平成28年4月 | 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長 |
| 平成29年4月 | 総務企画局秘書部担当課長（政策調整担当） |
| 平成30年4月 | 総務企画局都市政策部企画調整課長 |
| 令和2年4月 | 総務企画局都市政策部長 |

**上下水道局担当理事・水道部長事務取扱
・経営戦略・危機管理室担当部長事務取扱の略歴**

渡辺 浩一

生年月日 昭和39年2月3日 59歳

住所 川崎市宮前区有馬

学歴

昭和61年3月 日本大学理工学部土木工学科 卒業

職歴

昭和61年4月 川崎市役所入所

平成22年4月 上下水道局水運用センター所長

平成23年4月 上下水道局水道部水道計画課長

平成26年4月 上下水道局経営管理部経営企画課長

平成28年4月 上下水道局水管理センター所長

平成31年4月 宮前区役所道路公園センター所長

令和2年4月 上下水道局水道部長

令和5年4月24日付 人事異動

(病院局)

| 任 命 | 氏 名 | 前 職 |
|-------------|------|-----|
| (課長級) | | |
| 市立井田病院皮膚科医長 | 古市祐樹 | 新任 |

正 誤

川崎市公報第1,865号（令和5年4月25日発行）2647
ページ川崎市公告（調達）第153号中「令和5年4月1日」
は「令和5年2月16日」の誤り。